

みたかデジタル商品券

事業実施報告書

令和 6(2024)年 10 月
三鷹市

目次

1 事業概要	- 1 -
1-1 目的	- 1 -
1-2 事業手法	- 1 -
1-3 事業の基本設計	- 1 -
1-4 事業実施運営体制・事業運営フロー	- 1 -
1-5 申込方法	- 3 -
1-6 購入方法	- 3 -
1-7 利用方法	- 3 -
1-8 参加店舗の募集・登録・周知	- 3 -
1-9 店舗向け説明会の実施	- 4 -
1-10 商品券の換金	- 5 -
1-11 利用者支援	- 6 -
1-12 広報活動記録	- 9 -
2 事業結果	- 14 -
2-1 申込実績・抽選結果	- 14 -
2-2 商品券購入	- 16 -
2-3 商品券参加店舗	- 16 -
2-4 利用者支援の実績	- 21 -
2-5 商品券利用実績	- 30 -
2-6 コールセンター	- 36 -
2-7 アプリ内お問い合わせ機能(Tayorin)	- 38 -
2-8 事業規約等	- 39 -
2-9 制作物	- 51 -
2-10 主な実績のまとめ	- 65 -
3 事業の成果・課題、総括	- 67 -
3-1 参加店舗	- 67 -
3-2 申込	- 67 -
3-3 事業効果	- 69 -
3-4 総括	- 71 -
4 アンケート	- 72 -
4-1 参加店舗向け	- 72 -
4-2 消費者向け	- 97 -

1 事業概要

1-1 目的

物価高騰の影響が長期化する中で、国や東京都の支援は非課税世帯等が中心であったことから、国の補正予算に計上された「物価高騰対応地方創生臨時交付金」を活用し、これまで国等の支援の対象外となっていた世帯へ支援を行うこととした。

1-2 事業手法

実施に当たっては、令和6年(2024)度からの「三鷹市地域ポイント事業」の本格運用を見据えて、みたか地域ポイントアプリ(以下「アプリ」という。)の普及促進と利用店舗の拡大を図るため、アプリの機能の一つである商品券機能を活用し、経費の抑制を図りつつ、効率的な事業実施が可能となるスキームとした。

その一方、「みたかデジタル商品券事業」(以下「本事業」という。)は、スマートフォン(以下「スマホ」という。)の利用が前提となることから、スマホに不慣れな高齢者等を中心に、利用のハードルを下げて、多くの方に利便性を実感していただくよう、きめ細かな支援策を講じた。

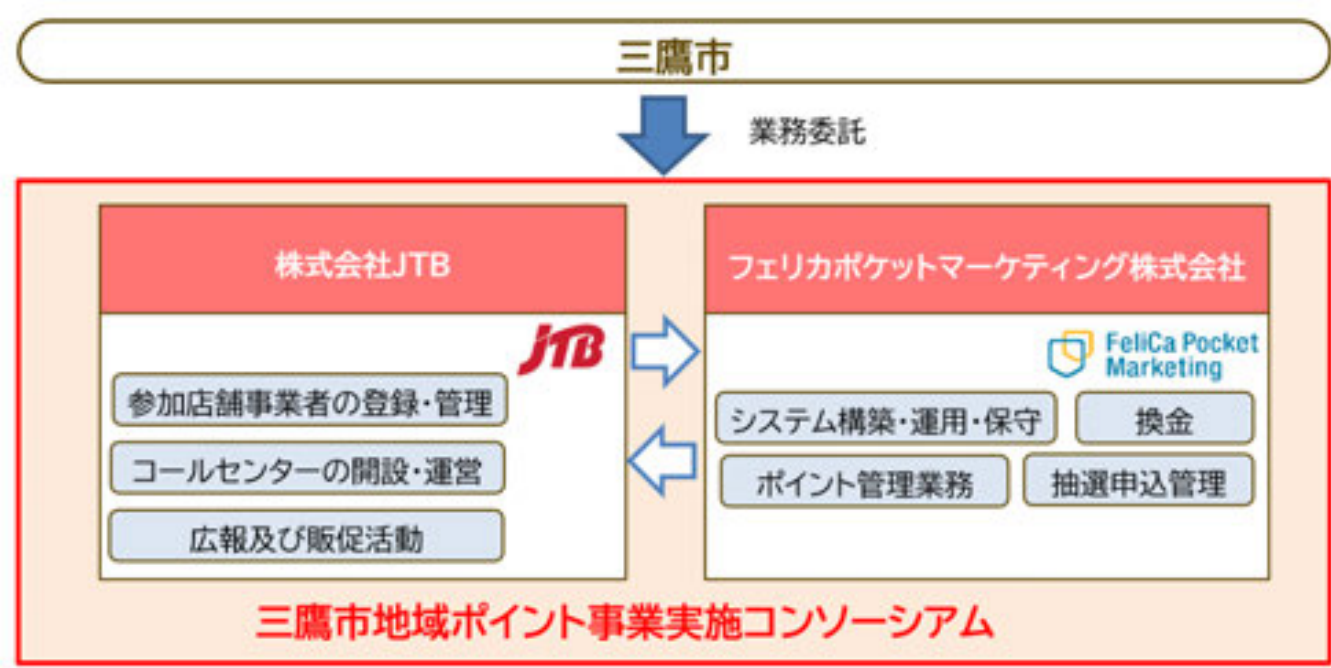
1-3 事業の基本設計

商品券名称	みたかデジタル商品券
主催者	三鷹市
発行総額	12 億円 ※プレミアム率 20%
販売価格	1 口 1,000 円(額面 1, 200 円)
販売対象者	三鷹市内在住者 (令和 6(2024)年 4 月 1 日時点で住民基本台帳に記載のある者(住民票のある者)と定義し、申込者情報と住民基本台帳の照合により判断)
商品券の形状	「みたか地域ポイントアプリ」を活用したデジタル商品券
申込期間	令和 6(2024)年 4 月 12 日(金)10:00～5 月 7 日(火)23:59 まで
販売期間	令和 6(2024)年 5 月 24 日(金)10:00～7 月 31 日(水)23:59 まで
利用期間	令和 6(2024)年 6 月 3 日(月)10:00～8 月 31 日(土)23:59 まで
上限申込口数	1 人 30 口(額面 36,000 円)まで
支払い単位	1 円
利用方法	店舗に設置されている二次元コードを読み取り、決済を行う。

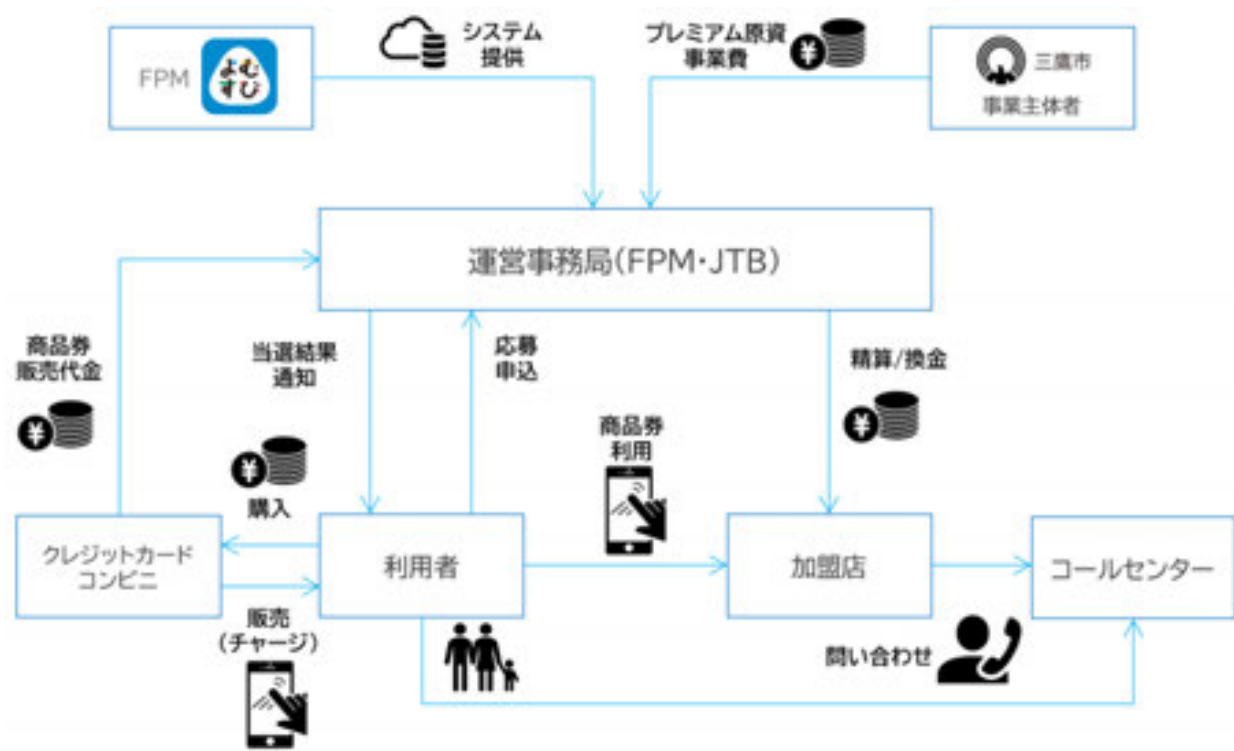
1-4 事業実施運営体制・事業運営フロー

業務の実施主体者である三鷹市と、業務受託事業者の三鷹市地域ポイント事業実施コンソーシアム(フェリカポケットマーケティング株式会社、株式会社JTB)が連携し、運営を行った。

■事業実施運営体制



■事業運営フロー



1-5 申込方法

アプリを活用したデジタル商品券のみの販売で、購入希望者はアプリ内から申込を行った。

【申込方法】

アプリ内から申込ページへ遷移、同意事項と必要項目を確認または入力の上、申込を行う。

また、申込に当たっては、メールアドレスと任意のパスワードを入力し、アプリのアカウントを登録すること、不正利用を防止するため SMS 認証の設定を必須とした。

【申込事項】

漢字氏名、カナ氏名、性別、郵便番号、住所、生年月日、購入希望口数

1-6 購入方法

アプリ内で希望する購入方法を選択、購入方法は下記の 3 つで行った。

- (1) クレジットカードでの販売
- (2) コンビニでの購入(ファミリーマート、ローソン、デイリーヤマザキ)
- (3) コンビニでの購入(セブンイレブン) ※7 月 22 日より購入開始

1-7 利用方法

以下の手順での利用を行った。

【利用手順】

- (1) 支払い時に商品券を使用する旨を伝え、アプリを起動し、店頭設置の QR コードを読み取る
- (2) 読み取り後、支払金額を入力し、「チャージ」または「併用」を押す
(「併用」とはみたかデジタル商品券とみたか地域ポイント両方を使用して決済する方法)
- (3) 入力に誤りがないかを確認後、「確認」ボタンを押す
- (4) 店舗の方にも支払い金額を確認していただき、間違いなければ「支払う」を押す
- (5) 決済完了

※1 円単位で決済可能、店舗によっては現金・クレジットカード等との併用も可能。

1-8 参加店舗の募集・登録・周知

三鷹市ホームページ、広報みたかに募集記事を掲載するとともに、市内事業者への募集案内の送付を三鷹商工会に委託した。令和 6(2024)年 2 月 16 日から 7 月 31 日まで募集を行い、最終的に 446 店舗が参加した。参加店舗の登録には三鷹市企画経営課の承認を必須とした。

【募集方法】

- (1) インターネットにて専用申込フォームを入力し、振込先口座情報(通帳コピー)をアップロードにて申請
- (2) 「みたかデジタル商品券 参加店舗申込書」を記入し、「通帳コピー」との 2 枚を事務局へ FAX にて提出

1-9 店舗向け説明会の実施

2月、3月に2回ずつ、計4回の説明会を実施した。

【実施日】

2月26日(月)・3月8日(金) 各日2回ずつ(15:30～17:00、19:00～20:30)

【参加方法】

会場参加(三鷹産業プラザ 701/702 会議室)、オンライン(Zoom)の併用

【申込方法】

会場参加:事前予約制とし、専用申込サイトより申込を行う

オンライン:事前予約不要

【説明内容】

事業概要・決済方法・精算(換金)・申し込みから利用開始までの流れ・キャンセル処理・
売り上げの見方・質疑応答・デモ機を用意し、実際に端末を操作(会場参加の方のみ)

説明会終了後、オンライン配信した映像を録画編集し、資料・Q&A とともに三鷹市 HP へ掲載した。

参加人数

	実施日	実施時間	会場参加	オンライン
1	2/26(月)	15:30～17:00	9社 11名	7名
2	2/26(月)	19:00～20:30	4社 5名	1名
		2/26 計	13社 16名	8名
3	3/8(金)	15:30～17:00	13社 18名	17名
4	3/8(金)	19:00～20:30	3社 4名	2名
		3/8 計	16社 22名	19名
		合計	29社 38名	27名

【会場の様子】



1-10 商品券の換金

参加店舗で利用(決済)された商品券は週1回換金手続きを行い、参加店舗登録申請時の指定口座へ振り込みを行った。(振込は計14回)

【スケジュール・換金実績】

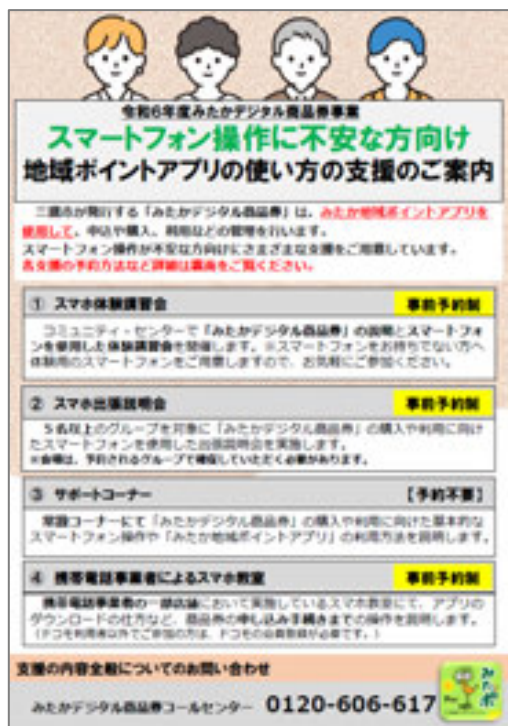
	着金日	利用期間	換金額
1	6月 18日(火)	6/3(月) ~ 6/7(金)	65,623,114
2	6月 25日(火)	6/8(土) ~ 6/14(金)	119,495,486
3	7月 2日(火)	6/15(土) ~ 6/21(金)	110,682,852
4	7月 9日(火)	6/22(土) ~ 6/28(金)	99,418,017
5	7月 16日(火)	6/29(土) ~ 7/5(金)	88,340,048
6	7月 23日(火)	7/6(土) ~ 7/12(金)	75,147,667
7	7月 30日(火)	7/13(土) ~ 7/19(金)	66,687,160
8	8月 6日(火)	7/20(土) ~ 7/26(金)	53,175,535
9	8月 13日(火)	7/27(土) ~ 8/2(金)	44,766,659
10	8月 20日(火)	8/3(土) ~ 8/9(金)	40,207,751
11	8月 27日(火)	8/10(土) ~ 8/16(金)	39,712,979
12	9月 3日(火)	8/17(土) ~ 8/23(金)	29,236,186
13	9月 10日(火)	8/24(土) ~ 8/30(金)	32,444,060
14	9月 17日(火)	8/31(土)	7,406,276

1-11 利用者支援

今回はスマホを用いたデジタル商品券事業のため、以下のとおり利用者支援を行った。

- (1) スマホ体験講習会(事前予約制)
- (2) サポートコーナー(予約不要)
- (3) スマホ出張説明会(事前予約制)
- (4) 携帯電話事業者によるスマホ教室(事前予約制)

スマホ支援チラシ(A4 両面)




(1) スマホ体験講習会

市内7カ所のコミュニティ・センターで「みたかデジタル商品券」の説明と、スマホを使用した体験講習会を14回開催した。

【実施日時】

4月13日(土)・14日(日)・20日(土)・21日(日) (全回13:30~16:30)

【申込方法】

コールセンターへ電話して予約を行う

希望者にスマホを貸与した(会場での使用に限る) 貸出実績1台

【参加方法】

会場参加(三鷹市内コミュニティ・センター)

【プログラム】

第 1 部では、商品券事業の概要と事業にかかるスマホの操作説明

第 2 部では、事業にかかるスマホ操作の相談会とキャッシュレス決済の模擬体験

■講習会会場

4/13(土)	①井口コミュニティ・センター 1階大ホール ②井の頭コミュニティ・センター 新館1階視聴覚室 ③新川中原コミュニティ・センター 2階会議室 ④連雀コミュニティ・センター 2階大会議室・小会議室
4/14(日)	⑤大沢コミュニティ・センター 3階多目的室 ⑥牟礼コミュニティ・センター 2階会議室 ⑦新川中原コミュニティ・センター 2階会議室 ⑧三鷹駅前コミュニティ・センター 3階中会議室A・B
4/20(土)	⑨牟礼コミュニティ・センター 2階会議室 ⑩井口コミュニティ・センター 1階大ホール ⑪三鷹駅前コミュニティ・センター 3階中会議室A・B
4/21(日)	⑫大沢コミュニティ・センター 3階多目的室 ⑬井の頭コミュニティ・センター 新館1階視聴覚室 ⑭連雀コミュニティ・センター 2階大会議室・小会議室

■各会場体制

三鷹市	2 名	全体統括・第 1 部の説明・ 会場参加者へのフォロー・ 集合時間前のシルバー人材センター対応
シルバー人材センター	5 名	第 2 部の対応
JTB	2名	会場設営/撤収・参加者受付・スマホ・司会・ 会場参加者へのフォロー

※上記以外に JTB より会場巡回 2 名、

フェリカポケットマーケティング担当は各会場からの電話問い合わせ対応を行う。

■配布資料 ①・②は机上配布 ③～⑤は希望により配布

①市民向け周知チラシ

②利用者マニュアル

③スマホ支援メニューチラシ

④参加店舗一覧(3 月 29 日時点)

⑤みたか地域ポイントチラシ

■各回の参加人数等は P21 参照

(2) サポートコーナー

シニア SOHO 普及サロン・三鷹と連携し、「みたかデジタル商品券」の購入や利用に向けた基本的なスマホ操作や「みたか地域ポイントアプリ」の利用方法の説明を行う、常設のサポートコーナーを開設した。

■会場

①三鷹市役所第二庁舎 4月→232号会議室 5月・6月→245号会議室

期間 4月8日(月)～6月28日(金)

時間 平日 9:00～16:30(12:00～13:00を除く)

②三鷹ネットワーク大学(追加常設)

期間 5月28日(火)～6月28日(金)

時間 火曜日～金曜日 9:30～16:00

③三鷹市役所第二庁舎 243号会議室(商品券利用開始に合わせて臨時開設)

期間 6月1日(土)・6月2日(日)

時間 9:00～16:00

■相談員数 2～3名

■来場者数・支援内容は P23～26 参照

(3) スマホ出張説明会

シニア SOHO 普及サロン・三鷹と連携し、5名以上のグループを対象に「みたかデジタル商品券」の購入や利用に向けたスマホを使用した出張説明会を実施した。

【期間】

4月8日(金)～7月31日(土) (申込に応じて開催)

【申込方法】

シニア SOHO 普及サロン・三鷹へ電話で予約を行う。

【説明会の大まかな流れ(申込団体により異なる)】

- ・事業の目的や利用までの流れ、全体の日程を説明
- ・マニュアルに沿って各自でスマホを操作してもらい、個別にサポート
- ・支払い方法、利用方法の説明

■各回の詳細は P27、28 参照

(4) 携帯電話事業者によるスマホ教室

携帯電話事業者の一部店舗において実施しているスマホ教室にて、アプリのダウンロードの仕方など、商品券の申込手続きまでの操作説明を行った。

【期間】

4月・5月のスマホ教室開催日

【対象店舗】

- ・ドコモショップ三鷹店
- ・ドコモショップ東八三鷹店
- ・ドコモショップ武蔵境店

【申込方法】

個別に上記ドコモショップへ問い合わせ・予約を行う。

■各店舗の参加人数は P29 参照

1-12 広報活動記録

(1) 専用 WEB サイト

本事業の情報発信を目的として 4 月 5 日に専用 WEB サイトを開設し、以下①～⑦のページを掲載した。

① フォーム

- ・お知らせ
- ・利用者/店舗の皆様へ
(店舗一覧・利用方法・参加店舗申込・参加店舗向け説明会動画等へリンク)
- ・購入について
(購入申込期間・抽選結果・販売期間・利用期間・販売額/販売予定数/購入上限数・購入対象者)

② 商品券について

事業概要として以下を掲載

(名称・目的・商品券の形状・発行総額・販売額・最大購入可能数・支払い単位・購入対象者・申込受付期間・申込方法・抽選結果・販売期間・利用期間・利用方法)

③ 利用方法

- ・アプリのダウンロードから利用までの流れ
- ・利用方法マニュアル:実際のスマホの画面にて以下に関する手順を表示
(新規登録・SMS 認証設定・申込方法・抽選結果の確認・購入方法【クレジットカード・コンビニエンスストア】・決済方法)

④ 参加店舗一覧

・店舗一覧 PDF

(業種・店舗名・住所・電話番号・併用決済可否)

・地図検索

(店舗名を入力またはエリア・業種選択すると、自動的に店舗の青いピンがマップに表示される)

⑤ 規約・マニュアルなど

以下内容の PDF リンクを埋め込み。

・利用者向け

ダウンロード～新規登録、申込方法、購入方法、決済方法、利用者規約、スマホ支援メニューチラシ、参加店舗の検索方法(※6 月 3 日から)

・店舗向け

参加店舗規約、みたかデジタル商品券周知チラシ、みたかデジタル商品券ポスター、クイックマニュアル、参加店舗向けマニュアル

⑥ Q&A

以下 7 つのジャンルに分けて掲載

・みたかデジタル商品券 全般

・参加店舗向け(全般)

・参加店舗向け(決済)

・利用者向け(登録・申込)

・利用者向け(購入・チャージ)

・利用者向け(決済)

・みたか地域ポイント(みたポ)全般

⑦ お問い合わせ

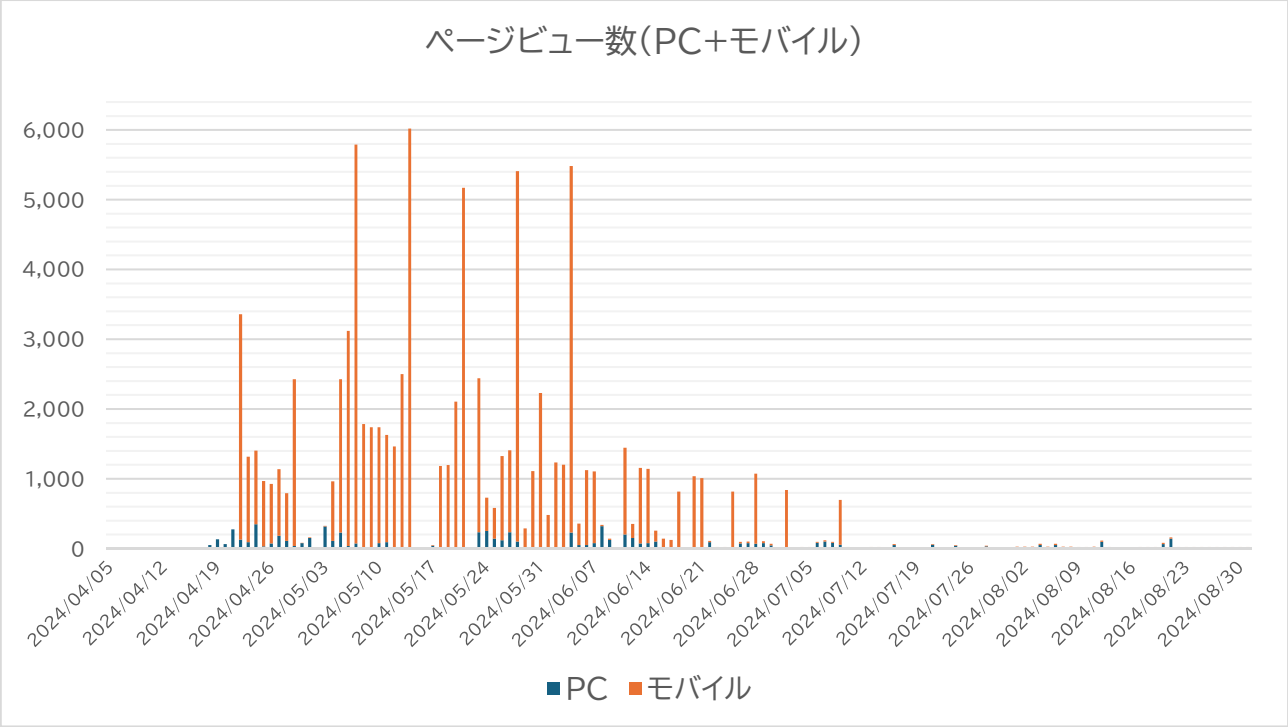
コールセンター電話番号を表示

【閲覧数の推移】

最も多くの閲覧数を記録したのは、5 月 14 日(火)の 6,017 件であった。

また申込最終日である 5 月 7 日(火)や、購入開始後の 5 月 28 日(火)、利用開始後の 6 月 4 日(火)も 5,000 件を超える多くの閲覧があった。

また、閲覧するデバイスとしては、圧倒的にモバイル端末での閲覧が多かった。



(2) 専用アプリ

アプリのお知らせ機能を活用し、情報発信を行った。

発信日時	内容
4月5日 18:00	みたかデジタル商品券について
4月15日 18:00	【購入申込】みたかデジタル商品券について
5月23日 15:00	抽選結果の確認について
5月24日 15:00	商品券の購入について
6月3日 18:00	商品券の利用開始について
6月11日 10:00	よくあるお問い合わせについて
6月19日 18:00	商品券の購入がまだお済でない方へ
6月26日 10:00	【6/28(金)まで】サポートコーナーについて
7月16日 11:00	商品券と他の決済方法との併用について
7月22日 11:00	商品券をセブン-イレブンでも購入できるようになりました
7月31日 10:00	【7/31(水)まで】商品券の購入について
8月20日 11:30	【みたかデジタル商品券】70歳以上の方への地域ポイント付与について
8月28日 13:00	【8/31(土)まで】商品券の利用について
8月30日 18:00	【みたかデジタル商品券】アンケートを実施しています。
8月31日 10:00	【8/31(土)まで】商品券の利用について
9月13日 11:00	みたかデジタル商品券コールセンターの終了について

(3) 三鷹市ホームページ

「みたかデジタル商品券」の基本情報を掲載するとともに、専用WEBサイトへのリンクを掲載。

(4) 三鷹市公式 X(旧 Twitter)

フォロワー数:28,154(令和6(2024)年9月13日時点)

発信日	内容
1月25日	みたかデジタル商品券の発売
2月16日	「みたかデジタル商品券」参加店舗を募集中
4月5日	みたか地域ポイントアプリを活用した「みたかデジタル商品券」を発売
4月15日	プレミアム率20%!「みたかデジタル商品券」購入申込を受付中
4月19日	プレミアム率20%!「みたかデジタル商品券」
5月2日	締切間近!購入申し込みは5月7日(火)まで みたかデジタル商品券
5月23日	みたかデジタル商品券 抽選結果をご確認ください
7月25日	「みたかデジタル商品券」の購入期限は7/31(水)です
8月30日	みたかデジタル商品券の利用期間は8/31(土)まで!

(5) 広報みたか

発行日	発行号	内容
2月18日	1,757号	「みたかデジタル商品券」参加店舗を募集中(2面)
3月17日	1,759号	締切間近！3月22日(金曜日)まで みたかデジタル商品券 参加店舗を募集中(8面)
4月7日	1,760号	「みたか地域ポイント」アプリを使ったみたかデジタル商品券を販売(1面) みたかデジタル商品券 Q&A(2面) みたかデジタル商品券の購入・利用に関するスマホ操作をサポートします(2面)
4月21日	1,761号	購入申し込みは5月7日(火曜日)まで みたかデジタル商品券(12面)
5月5日	1,762号	購入申し込みは5月7日(火曜日)まで みたかデジタル商品券(5面) ※本号と併せて市民向け周知チラシを全戸配布
5月19日	1,763号	みたかデジタル商品券に関するお知らせ(12面)
7月7日	1,766号	購入期限は7月31日(水曜日) みたかデジタル商品券に当選した方は購入をお忘れなく(16面)
8月18日	1,769号	みたかデジタル商品券のご利用はお早めに(4面)
9月1日	1,770号	「みたかデジタル商品券」に関するアンケートへのご協力をお願いします(4面)

(6) 事業チラシ(P52 参照)

(7) その他

- ・参加店舗向けポスター・ステッカー・二次元コードセット作成(制作物一覧(P54、55)参照)
- ・市民向け周知チラシ及びスマホ支援チラシを公共施設に配架(4月5日～)
- ・三鷹くちこみテレフォンで、「みたかデジタル商品券」の紹介(4月11日)
- ・「みたかきっずナビ」アプリで「みたかデジタル商品券」の紹介(4月12日)
- ・その他、三鷹駅前商業施設のデジタルサイネージへの掲示や三鷹駅、三鷹台駅へのチラシの掲示を実施

2 事業結果

2-1 申込実績・抽選結果

(1) 申込実績

4月12日(金)から5月7日(火)の期間で購入申込を受け付けた。

申込総人数:27,676人 希望総口数:782,645口

■申込者の属性(年代別)

年代	申込金額(円)	申込人数(人)	割合(%) (各年代の申込 人数／申込人 数の合計)	人口(4/1 現 在)(人)	割合(%) (各年代の申込人数／各 年代の人口)
10歳未満	9,510,000	319	1.1	14,908	2.1
10代	26,684,000	924	3.3	16,713	5.5
20代	31,742,000	1,154	4.1	22,444	5.1
30代	104,069,000	3,680	13.2	23,569	15.6
40代	198,780,000	6,919	25.0	29,189	23.7
50代	207,319,000	7,325	26.4	30,179	24.2
60代	117,619,000	4,232	15.2	19,951	21.2
70代	66,468,000	2,380	8.5	17,950	13.2
80代	18,590,000	674	2.4	11,741	5.7
90代	1,844,000	68	0.2	3,527	1.9
100歳以上	20,000	1	0.0	138	0.7
合計	782,645,000	27,676	100.00	190,309	14.5

※各割合の数値は、小数点第2位で切り捨てとしているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。

■申込者数・人口比

町名	人口(4/1 現在)	申込者数	人口比
井の頭	15,954	1,844	11.6%
牟礼	22,641	3,389	15.0%
北野	7,844	819	10.4%
新川	15,859	1,931	12.2%
中原	14,755	1,569	10.6%
井口	12,762	1,796	14.1%
上連雀	25,857	4,226	16.3%
下連雀	47,001	8,717	18.5%
野崎	6,517	933	14.3%
大沢	13,001	1,301	10.0%

深大寺	8,118	1,106	13.6%
合計	190,309	※1 27,631	14.5%

※1 三鷹市民以外の申込者(45 人)を除く。

(2) 抽選結果

申込者と令和6(2024)年4月1日時点で住民基本台帳に記載のある方との突合を行った。

申込データの項目のうち、カナ氏名、漢字氏名、生年月日、住所を使用して突合作業を行い、不明なデータに関してはコールセンターから申込者に確認を行いながら当選者を抽出した。

抽選方法にはイコールゲイン方法の採用を予定していたが、申込数が想定数よりも少なかったため、申込数＝当選数として当選権を付与した。当選は1人最大30口となった。

申込者の総数は27,676人であるが、三鷹市民以外の申込者45人、重複申込者12人、申込後の退会者2人、住民基本台帳と突合ができなかった82人を落選とした。

■口数別抽選結果

口数	当選者数	当選口数
1	12	12
2	28	56
3	47	141
4	7	28
5	181	905
6	17	102
7	9	63
8	13	104
9	1	9
10	1,075	10,750
11	4	44
12	11	132
13	5	65
14	2	28
15	286	4,290

口数	当選者数	当選口数
16	2	32
17	1	17
18	6	108
19	0	0
20	1,237	24,740
21	1	21
22	4	88
23	0	0
24	3	72
25	80	2,000
26	2	52
27	5	135
28	3	84
29	0	0
30	24,493	734,790
合計	27,535	778,868

2-2 商品券購入

(1) 運営体制

アプリ内から、クレジットカード支払いまたは、コンビニ支払いを選択し、購入する仕組みとして実施した。

なお、クレジットカード支払いの際は、3D セキュアを必須とし、カードの不正利用の防止を図った。

【購入期間】

5月24日(金)10:00～7月31日(水)23:59まで

(2) 購入実績

発行予定口数 1,000,000 口に対し、チャージ口数は 728,757 口となった。

発行予定口数:1,000,000 口 (1,200,000,000 円)

購入口数:728,757 口

残 数:271,243 口

購 入 額:874,508,400 円(プレミアム 20%を含む)

発行予定口数に対する購入率:72.9%

■週別チャージ

	クレジットカード	コンビニ(セブンイレブン以外)	コンビニ(セブンイレブン)	合計
5/24～5/30	292,437,600	77,368,800	0	369,806,400
5/31～6/6	155,581,200	47,829,600	0	203,410,800
6/7～6/13	73,431,600	22,022,400	0	95,454,000
6/14～6/20	44,492,400	12,268,800	0	56,761,200
6/21～6/27	26,594,400	9,322,800	0	35,917,200
6/28～7/4	23,787,600	7,086,000	0	30,873,600
7/5～7/11	19,812,000	4,423,200	0	24,235,200
7/12～7/18	14,287,200	3,234,000	0	17,521,200
7/19～7/25	11,827,200	2,384,400	536,400	14,748,000
7/26～7/31	20,212,800	3,010,800	2,557,200	25,780,800
合計	682,464,000	188,950,800	3,093,600	874,508,400
比率	78.0%	21.6%	0.4%	100.00%

2-3 商品券参加店舗

商工会を通して、3,309 店舗に案内チラシを郵送した。2月16日(金)から募集を開始、締め切りの7月31日(水)までに446店舗が登録、6月24日(月)に1店舗から参加取りやめの申し出があり、最終的には445店舗が参加した。

3月22日(金)を1次締切とし、ここまでに参加された374店舗は、4月5日(金)より公開の専用WEBサイトの「参加店舗一覧」に掲載。1次締切以降に参加された店舗は随時掲載を行った。

申込はWEB申請フォームの入力、またはFAXにて申込書を送付してもらう方法をとった。WEB申請フォームによる申込が292店舗(65.5%)、FAXによる申込が154店舗(34.5%)であった。

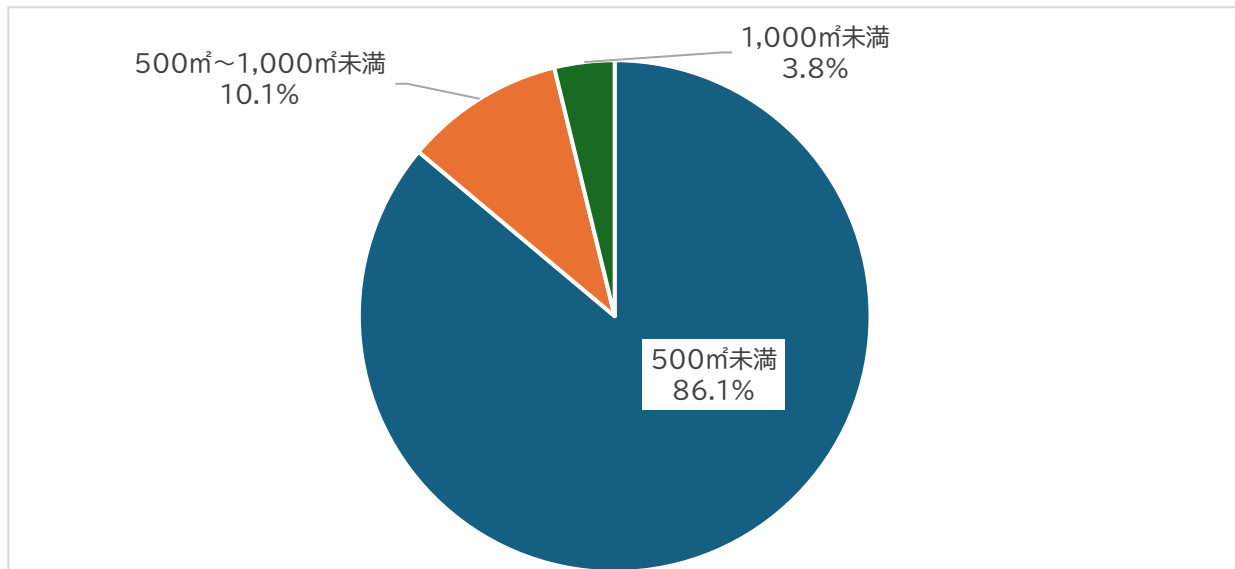
■参加店舗登録数の変遷

No.1～5→1週間毎、No.6～13→2週間毎、No.14→最終日まで

No.	期間	申込数			累計 参加店舗数	備考
		WEB	FAX	計		
1	2月16日～2月23日	70	16	86	86	
2	2月24日～3月1日	33	23	56	142	
3	3月2日～3月8日	22	21	43	185	
4	3月9日～3月15日	51	28	79	264	
5	3月16日～3月22日	58	52	110	374	3月22日 1次締切
6	3月23日～4月5日	16	7	23	397	
7	4月6日～4月19日	9	4	13	410	
8	4月20日～5月3日	9	0	9	419	
9	5月4日～5月17日	5	2	7	426	
10	5月18日～5月31日	8	0	8	434	
11	6月1日～6月14日	6	1	7	441	
12	6月15日～6月28日	4	0	4	444	6月24日 1店舗参加取りやめ
13	6月29日～7月12日	1	0	1	445	
14	7月13日～7月31日	0	0	0	445	
	合計 (割合)	292 (65.5%)	154 (34.5%)	446	445	

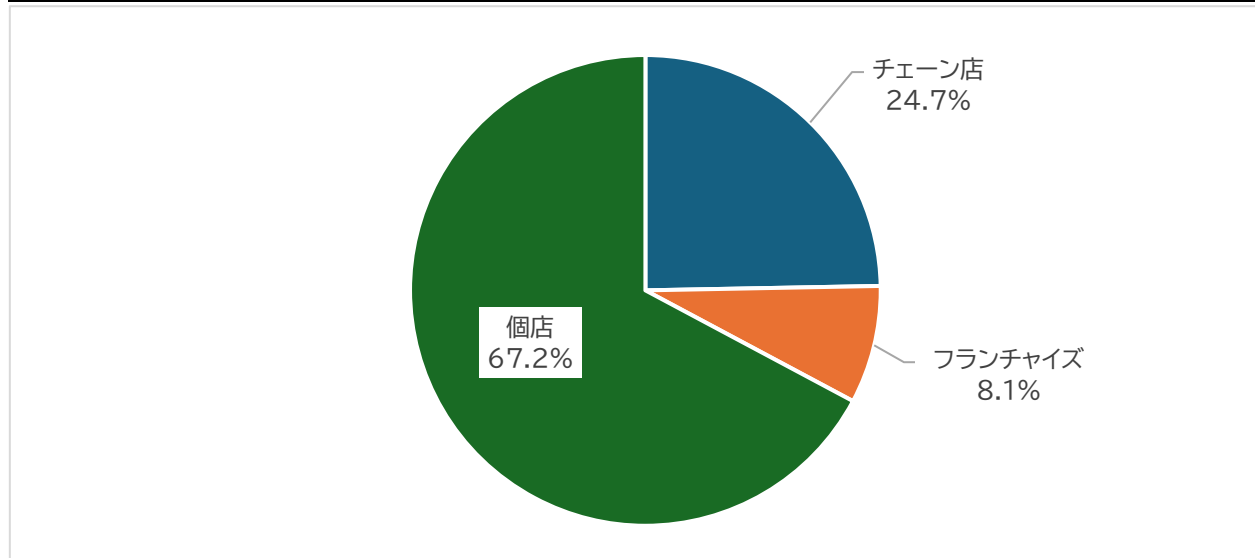
■規模別(店舗面積別)店舗数

規模(店舗面積)	店舗数	割合
500 ㎡未満	383	86.1%
500 ㎡～1,000 ㎡未満	45	10.1%
1,000 ㎡以上	17	3.8%
合計	445	100.0%



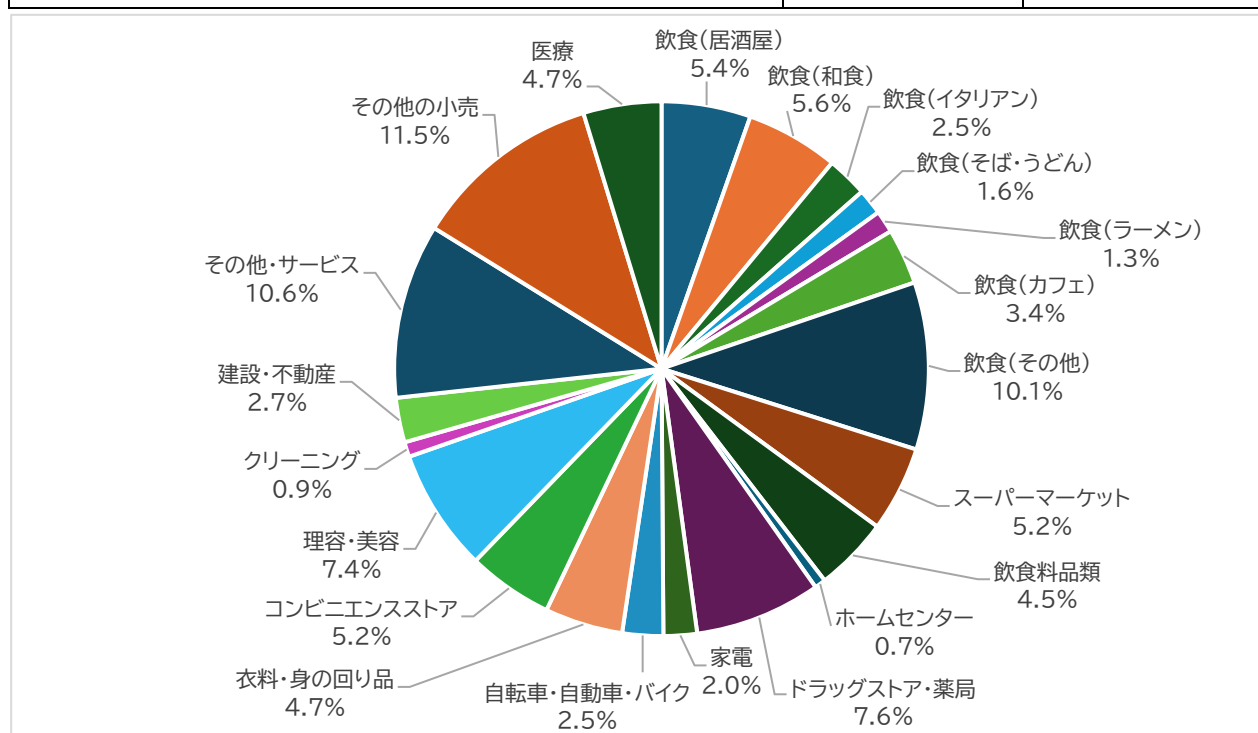
■営業形態別店舗数

営業形態	店舗数	割合
チェーン店	110	24.7%
フランチャイズ	36	8.1%
個店	299	67.2%
合計	445	100.0%



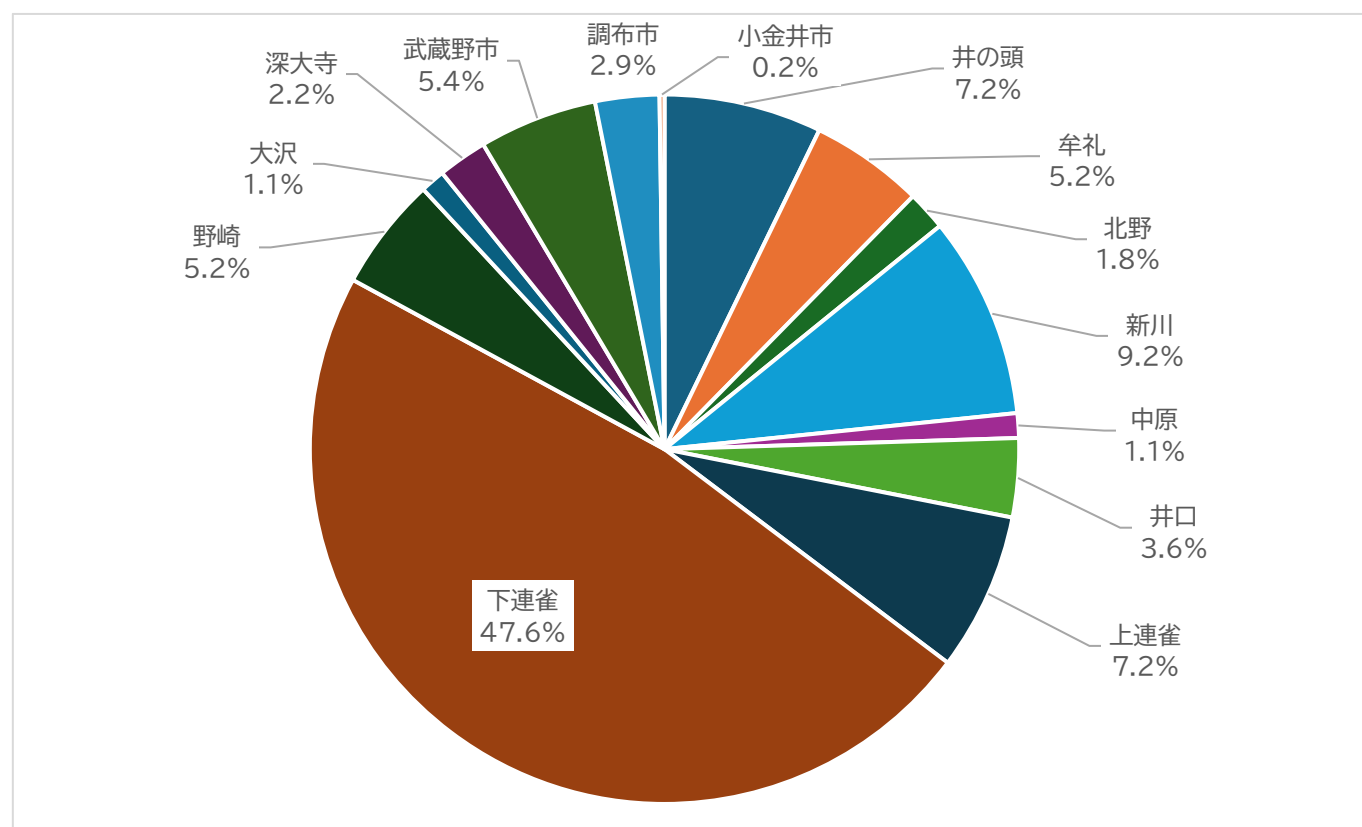
■業種別一覧

業種	店舗数	割合
飲食(居酒屋)	24	5.4%
飲食(和食)	25	5.6%
飲食(イタリアン)	11	2.5%
飲食(そば・うどん)	7	1.6%
飲食(ラーメン)	6	1.3%
飲食(カフェ)	15	3.4%
飲食(その他)	45	10.1%
スーパーマーケット	23	5.2%
飲食料品類	20	4.5%
ホームセンター	3	0.7%
ドラッグストア・薬局	34	7.6%
家電	9	2.0%
自転車・自動車・バイク	11	2.5%
衣料・身の回り品	21	4.7%
コンビニエンスストア	23	5.2%
理容・美容	33	7.4%
クリーニング	4	0.9%
建設・不動産	12	2.7%
その他・サービス	47	10.6%
その他の小売	51	11.5%
医療	21	4.7%
合計	445	100.0%



■地域別一覧

地域名	店舗数	割合
井の頭	32	7.2%
牟礼	23	5.2%
北野	8	1.8%
新川	41	9.2%
中原	5	1.1%
井口	16	3.6%
上連雀	32	7.2%
下連雀	212	47.6%
野崎	23	5.2%
大沢	5	1.1%
深大寺	10	2.2%
武蔵野市	24	5.4%
調布市	13	2.9%
小金井市	1	0.2%
合計	445	100.0%



2-4 利用者支援の実績

(1) スマホ体験講習会

【会場ごとの参加人数】

実施日	会場(コミュニティ・センター)	参加人数	備考
4月13日(土)	井口	8名	
	井の頭	6名	
	新川中原	10名	
	連雀	15名	
	4月13日 計	39名	
4月14日(日)	大沢	3名	
	牟礼	7名	
	新川中原	4名	
	三鷹駅前	17名	
	4月14日 計	31名	
4月20日(土)	牟礼	8名	
	井口	9名	
	三鷹駅前	11名	
	4月20日 計	28名	
4月21日(日)	大沢	1名	
	井の頭	5名	
	連雀	11名	スマホレンタル1台
	4月21日 計	17名	
	合計	115名	

- ・必要備品や各会場へ掲示用のサイン(POP)は会場に事前に送付した。
スマホ体験講習会用サイン(POP)一覧は P64 参照。
- ・体験用スマホは各会場に用意した(android)。参加者の利用は1台であった。
- ・第1部の参加者には、みたか地域ポイント100ポイントを付与した。
(付与を希望する参加者に二次元コードを読み取ってもらう方式)
- ・開始までに「みたか地域ポイントアプリ」のダウンロードと新規登録をお願いしていたが、会場スタッフのサポートによって完了する方もいた。
- ・第1部では、操作説明に合わせて、自身のスマホ操作を進めたい参加者が多く、質問対応や操作補助に時間を要したため、会場によっては終了予定時刻を超えるケースがあった。
- 第2部では、第1部で質問対応や操作補助を行ったこともあり、個別相談にかかる時間は想定よりも短かったため、プログラム全体では予定時間内での完了となった。

【会場入口・受付の様子(左:連雀 右:三鷹駅前)】



【第1部の様子(左:新川中原 右:牟礼)】



【第2部の様子(左:井口 右:井の頭)】



(2) サポートコーナー

合計 694 人に利用された。月毎の実績は以下の通りである。

なお、この他に窓口での職員対応として、215 人の相談を受けた。

■4 月実施分

【窓口の日数】 16 日間

【窓口の開設時間】 午前 9 時～午後 4 時 30 分(正午～午後1時を除く)

【窓口の会場】 三鷹市役所第二庁舎 3 階 232 号会議室

【相談実績】

日付	曜日	説明員数[人]	相談者数[人]	支援内容[件]							
				ダウンロード	アカウント登録	SMS認証	申込	結果確認	クレカ	コンビニ	利用
4月8日	月	2	7	7	7	7					
4月9日	火	2	3	3	3	3					
4月10日	水	2	12	12	11	10					
4月11日	木	2	8	8	5	5					
4月12日	金	2	18	15	17	17	17	3			
4月13日	土										
4月14日	日										
4月15日	月	2	19	14	15	17	18	1			
4月16日	火	2	17	9	8	10	10	6			
4月17日	水	2	17	9	15	14	14				
4月18日	木	2	13	4	6	9	11				
4月19日	金	2	20	13	17	17	19	5			
4月20日	土										
4月21日	日										
4月22日	月	2	23	17	21	22	22	9			
4月23日	火	2	29	20	29	29	28	4			
4月24日	水	2	22	17	20	21	21	3			
4月25日	木	2	26	15	24	24	24	20			
4月26日	金	2	22	16	22	22	21	6			
4月27日	土										
4月28日	日										
4月29日	月・祝										
4月30日	火	2	22	12	16	19	19	1			
合計		32	278	191	236	246	224	58	0	0	0

■5月実施分

【窓口の日数】 15日間

【窓口の開設時間】 (市役所)午前9時～午後4時30分(正午～午後1時を除く)
(ネット大)午前9時30分～午後4時

【窓口の会場】 (市役所)三鷹市役所第二庁舎4階 245号会議室
(ネット大)三鷹ネットワーク大学

【相談実績】

日付	曜日	会場	説明員数[人]	相談者数[人]	支援内容[件]							
					ダウンロード	アカウント登録	SMS認証	申込	結果確認	クレカ	コンビニ	利用
5月1日	水	市役所	2	20	13	16	17	16	5			
5月2日	木	市役所	2	23	11	21	22	21	18			
5月3日	金・祝											
5月4日	土											
5月5日	日											
5月6日	月・祝											
5月7日	火	市役所	2	52	40	50	46	46	14			
5月8日	水	市役所	2	2							1	1
5月9日	木	市役所	1	3					1		2	
5月10日	金	市役所	1	0								
5月11日	土											
5月12日	日											
5月13日	月	市役所	1	0								
5月14日	火	市役所	1	3								
5月15日	水											
5月16日	木											
5月17日	金											
5月18日	土											
5月19日	日											
5月20日	月											
5月21日	火											
5月22日	水											
5月23日	木	市役所	2	10				1	10		6	5
5月24日	金	市役所	3	39					18	7	34	18
5月25日	土											
5月26日	日											
5月27日	月	市役所	3	49			1	2	10	10	39	21
5月28日	火	ネット大	3	18		1			5	2	14	10
5月29日	水	ネット大	3	7			1		1		6	
5月30日	木	ネット大	3	13			1	1	7	3	10	3
5月31日	金	ネット大	3	9					1	2	5	2
合計			32	248	64	88	88	87	90	24	117	60

※平日は、市職員が会場にて別途サポートを実施した。

■6 月実施分

【窓口の日数】 17 日間

【窓口の開設時間】 (市役所)午前 9 時～午後 4 時 30 分(正午～午後1時を除く)
(ネット大)午前 9 時 30 分～午後 4 時

【窓口の会場】 (市役所)三鷹市役所第二庁舎 4 階 245 号会議室
(ネット大)三鷹ネットワーク大学

【相談実績】

日付	曜日	会場	説明員数[人]	相談者数[人]	支援内容[件]							
					ダウンロード	アカウント登録	SMS認証	申込	結果確認	クレカ	コンビニ	利用
6月1日	土											
6月2日	日											
6月3日	月	市役所	2	29					3	7	17	23
6月4日	火	ネット大	3	20					2	3	10	16
6月5日	水	ネット大	3	12					1	3	11	9
6月6日	木	ネット大	3	7						2	5	3
6月7日	金	ネット大	3	7					1	2	4	6
6月8日	土											
6月9日	日											
6月10日	月											
6月11日	火	ネット大	3	4						2	3	3
6月12日	水	ネット大	3	7					3		5	5
6月13日	木	ネット大	3	2					1		2	
6月14日	金	ネット大	3	2					1	1	2	1
6月15日	土											
6月16日	日											
6月17日	月											
6月18日	火	市役所／ネット大	3	6					2	2	2	1
6月19日	水	市役所／ネット大	3	6					1	1	5	3
6月20日	木	市役所／ネット大	3	11					1		6	5
6月21日	金	市役所／ネット大	3	3							3	3
6月22日	土											
6月23日	日											
6月24日	月											
6月25日	火	市役所／ネット大	3	10					2	2	6	4
6月26日	水	市役所／ネット大	3	4							4	
6月27日	木	市役所／ネット大	3	11			1	1	4	2	6	8
6月28日	金	市役所／ネット大	3	2	1		1		1	1	2	2
6月29日	土											
6月30日	日											
合計			50	143	1	0	2	1	23	28	93	92

※平日は、市職員が会場にて別途サポートを実施した。

■6月臨時窓口実施分

【窓口の日数】 2 日間

【窓口の開設時間】 午前 9 時～午後 4 時

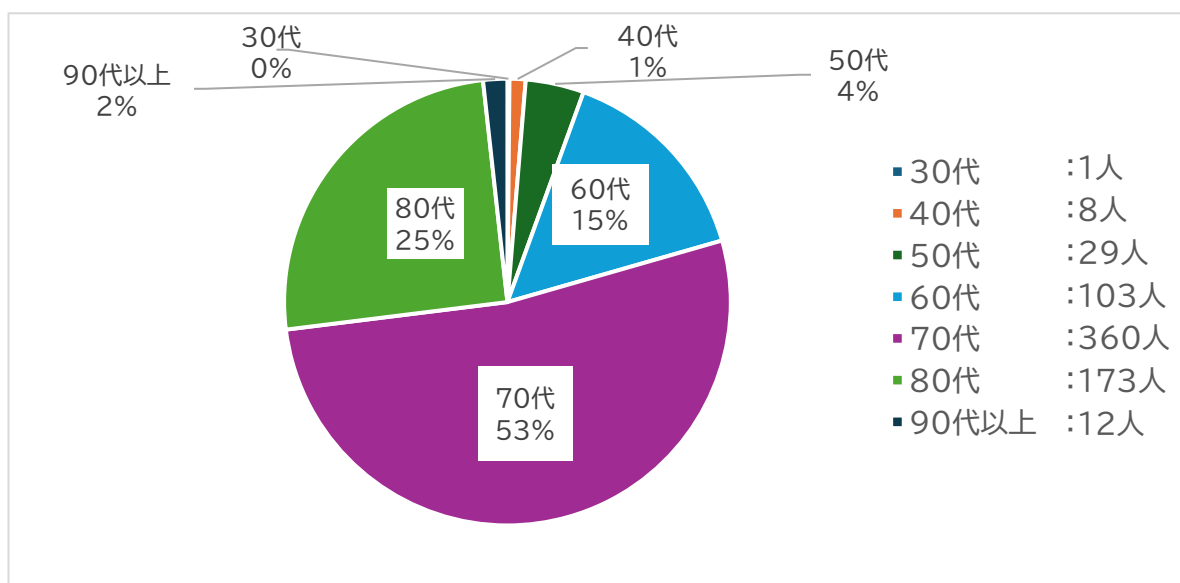
【窓口の会場】 三鷹市役所第二庁舎 4 階 243 号会議室

【相談実績】

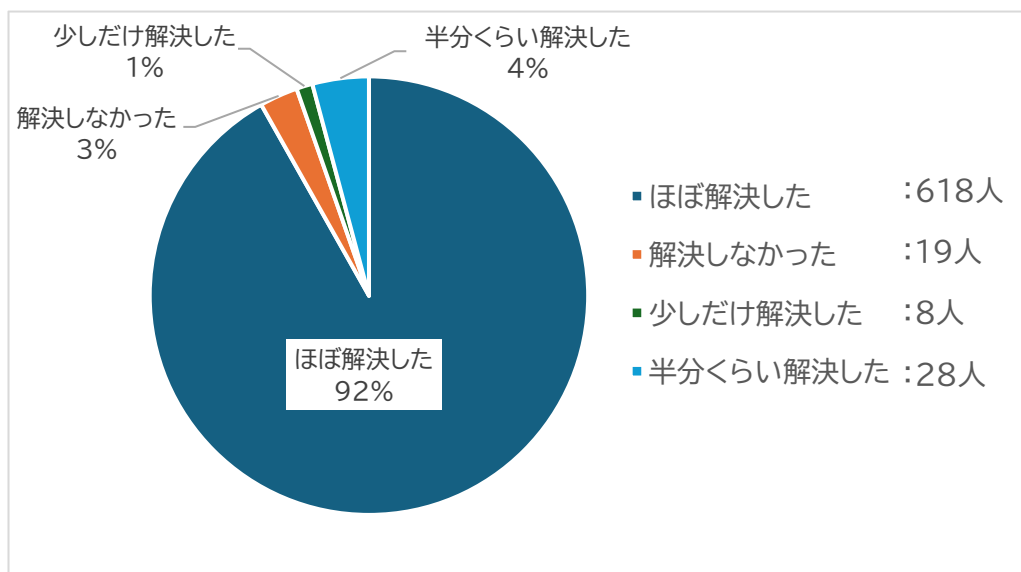
日付	曜日	説明員数[人]	相談者数[人]	支援内容[件]							
				ダウンロード	アカウント登録	SMS認証	申込	結果確認	クレカ	コンビニ	利用
6月1日	土	3	12						1	9	10
6月2日	日	3	13					1	2	10	11
合計		6	25	0	0	0	0	1	3	19	21

■サポートコーナーアンケート結果

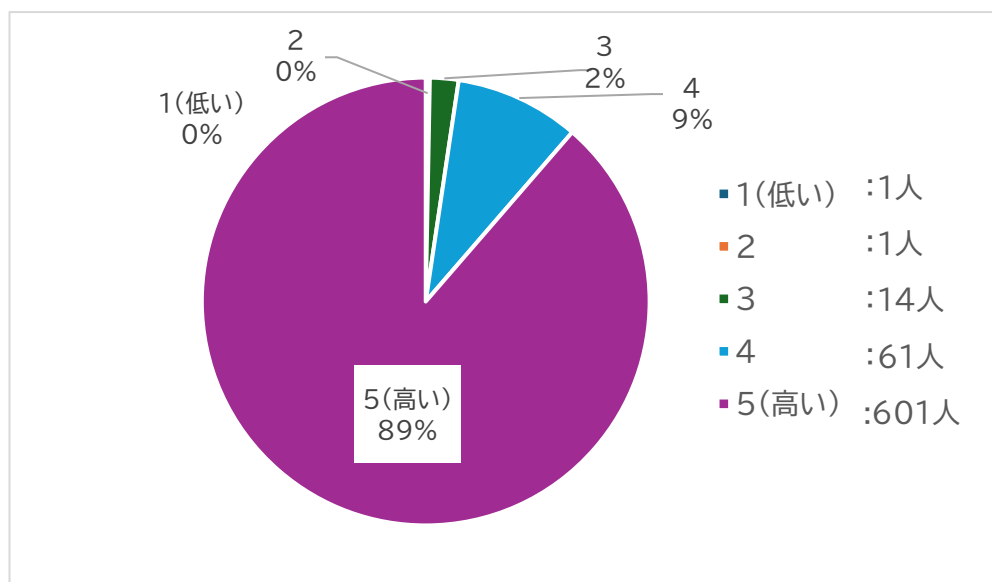
・利用者の年代



・解決度合い



・満足度



(3) スマホ出張説明会

全 5 回の出張説明会を行った。各回の概要は以下のとおりである。

日時	4月 18 日(木)16:00～18:30 * 相談者1名が遅れて来られたため実質2時間
場所	三鷹駅前コミュニティ・センター4階
人数	8名
実施方法	あらかじめ相談者の方には時間をずらして来ていただくよう案内をして、アプリインストールから申し込みまで、基本的に1対1で操作説明を実施
感想他	7名は申し込みまで完了したが、1人は、申込完了まで至らず、OS のバージョン等の影響もあるため、行きつけのキャリアショップでの対応となった アンケートの満足度は、5:7名、4:1名

日時	4 月 24 日(水)10:00～12:00
場所	大沢コミュニティ・センター 多目的室
人数	14 名 *申込者 10 名、見学 4 名
実施方法	・10 分程度、大型テレビを使って事業説明とテキストを表示して申込までの流れを説明 ・個々に操作をサポートするので待っている間に、メールアドレスとパスワード作成し電話番号を確認して頂くよう案内 ・個々に見回りながら申込まで完了のサポートを実施
感想他	・初めてキャッシュレス決済を体験できる機会を楽しみ ・難しくてサポート無しでは申し込みできなかったと思う ・近くでサポートが受けられて良かった、などの感想があった

日時	4月25日(木)11:30~13:30
場所	井の頭地区公会堂 2階和室
人数	8名
実施方法	・はじめに事業や説明会の主旨を説明しチラシを見せながら全体の日程等を説明 ・マニュアルに沿って、1つずつ各自で操作をしてもらいながらゆっくり説明 ・最終的に購入申し込みまで全員が完了 ・「みたか地域ポイント」アプリをインストール済みの方が半数いたためスムーズに進行
感想他	・市報を持参されている方もいて関心は高い ・自分にできるかわからないので、近くにサポートに来てくれてありがたい ・抽選日の5月23日が楽しみ(一緒に買い物に行こうなど話が弾む場面も)などの感想があった

日時	5月2日(木) 10時~12時
場所	井の頭東部地区公会堂
人数	10名
実施方法	・プロジェクターで事業の目的や利用までの流れを説明 ・新規登録に必要なメールアドレス、パスワード、ニックネーム、電話番号などの確認 ・マニュアルに沿ってダウンロードから申込まで順に個別にサポート(全員完了) ・抽選結果の見方、コンビニでの購入方法などを画面で説明
感想他	・グループ内で早くできた方が他の方をサポートするなど参加者も一生懸命に取り組んでいた

日時	5月6日(月) 10時~12時
場所	三鷹台地区公会堂
人数	9名
実施方法	・早く来た人に、新規登録に必要なメールアドレス、パスワード、ニックネーム、電話番号など確認をお願いして準備 ・プロジェクターでチラシを表示し事業の目的や利用までの流れを説明 ・マニュアルを投影しダウンロードから申込まで順に個別にサポート ・電話番号が違っていた方がいたが再度確認し全員が申込完了 ・コンビニ払いの説明、利用の場合のQRコードの読取などを説明 ・利用店舗の一覧の見方や地図で確認する方法も、それぞれのスマホで操作してもらった
感想他	・説明会の申込以降、待ち遠しかったとの声や、前日に「メールアドレスが必要」との連絡をいただくなど、きめ細やかな対応がよかったとの言葉をいただいた ・コンビニでの購入に不安がある様子も感じましたが、「前向きにやってみよう!」「一緒に行こうよ!」と声をかけ合っていた

(4) 携帯電話事業者によるスマホ教室

合計 54 人に利用された。各店舗での実績は以下のとおりである。

■ドコモショップ三鷹店

開催日	参加人数
4月12日(金)	4名
4月13日(土)	4名
4月18日(木)	1名
4月20日(土)	9名
4月24日(水)	4名
4月合計	22名

開催日	参加人数
5月1日(水)	2名
5月6日(月)	7名
5月7日(火)	3名
5月合計	12名

■ドコモショップ東八三鷹店

開催日	参加人数
4月12日	2名
4月23日	3名
4月26日	1名
4月合計	6名

開催日	参加人数
5月1日	1名
5月2日	1名
5月3日	1名
5月4日	1名
5月5日	1名
5月7日	2名
5月合計	7名

■ドコモショップ武蔵境店

開催日	参加人数
4月18日	1名
4月20日	2名
4月22日	1名
4月25日	1名
4月合計	5名

開催日	参加人数
5月4日	1名
5月6日	1名
5月合計	2名

2-5 商品券利用実績

6月3日(月)より利用を開始し、8月31日(土)に利用期間を終了した。

購入総額に対する商品券の利用割合は99.8%、418店舗(93.7%)で利用実績があり、28店舗(6.7%)では利用実績がなかった。

業種別の利用実績では、スーパーマーケットが全体の5割以上を占めた。

【利用期間】6月3日(月)10:00～8月31日(土)23:59まで

チャージ(額面)総額	874,508,400円	(1200円/1口)
利用総額	872,343,790円	(対購入額99.8%)
1回あたりの平均利用額	2,674円	
最多利用金額帯	1～1,000円	(30.54%)

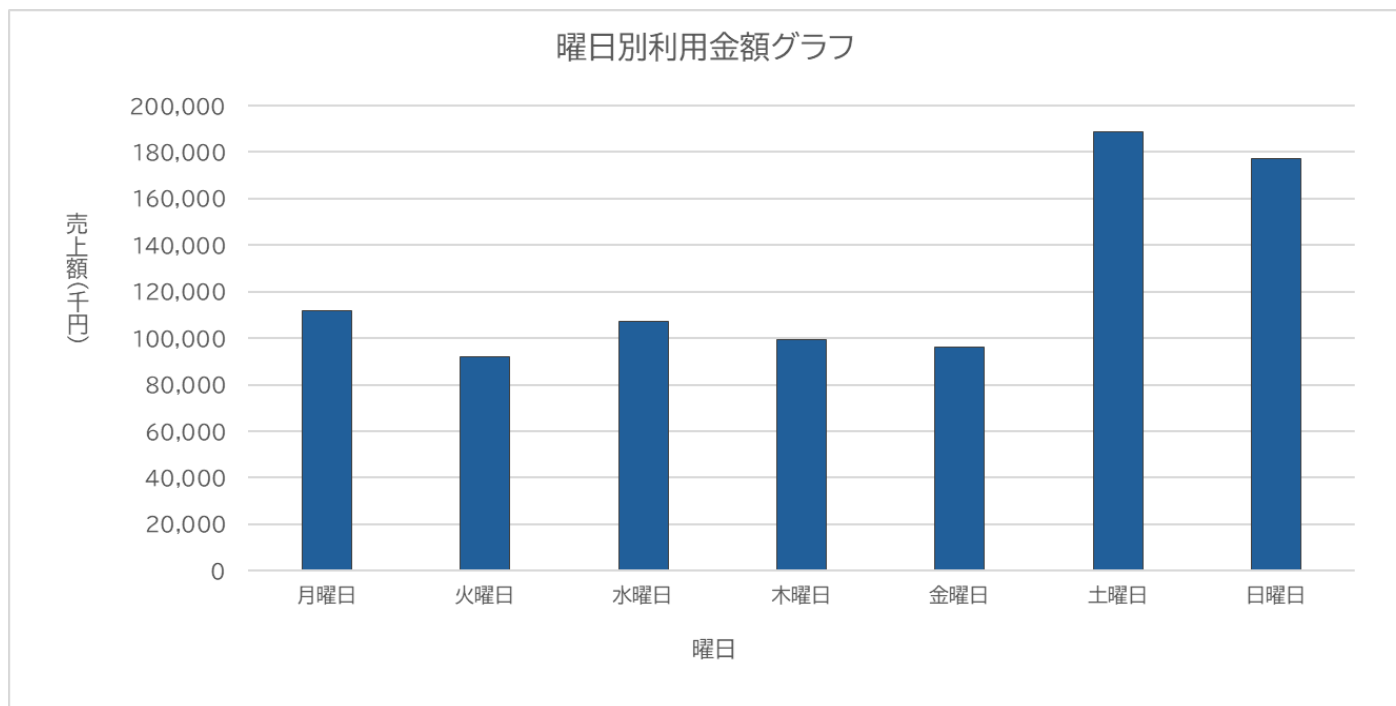
■商品券利用実績表/業種・月別 (単位:円)

No.	業種	6月	7月	8月	総計	利用総額に対する割合	業種別平均利用額
1	飲食(和食)	6,532,777	4,798,156	4,422,559	15,753,492	1.8%	656,396
2	飲食(イタリアン)	1,730,304	1,144,829	1,145,669	4,020,802	0.5%	365,527
3	飲食(そば・うどん)	1,822,620	1,266,483	852,365	3,941,468	0.5%	563,067
4	飲食(ラーメン)	811,013	611,599	499,685	1,922,297	0.2%	320,383
5	飲食(カフェ)	1,674,049	1,520,817	899,617	4,094,483	0.5%	292,463
6	飲食(居酒屋)	2,723,337	1,825,876	1,394,618	5,943,831	0.7%	258,427
7	飲食(その他)	15,742,328	11,744,385	9,658,543	37,145,256	4.3%	825,450
8	スーパーマーケット	262,237,494	157,477,024	72,056,353	491,770,871	56.4%	21,381,342
9	飲食品類	6,011,763	4,058,560	2,571,335	12,641,658	1.4%	632,083
10	ホームセンター	12,580,314	7,703,547	5,893,210	26,177,071	3.0%	8,725,690
11	ドラッグストア・薬局	66,221,377	49,098,235	29,503,569	144,823,181	16.6%	4,259,505
12	家電	17,407,288	10,162,261	11,118,242	38,687,791	4.4%	4,835,974
13	自転車・自動車・バイク	3,978,923	2,184,118	2,368,978	8,532,019	1.0%	775,638
14	衣料・身の回り品	5,368,616	2,245,969	1,917,853	9,532,438	1.1%	453,926
15	コンビニエンスストア	4,875,533	4,340,508	2,829,210	12,045,251	1.4%	523,707
16	理容・美容	3,574,257	2,459,150	1,515,629	7,549,036	0.9%	235,907
17	クリーニング	1,406,832	584,100	261,776	2,252,708	0.3%	563,177
18	建設・不動産	137,290	108,000	206,822	452,112	0.1%	90,422
19	その他・サービス	2,527,223	1,618,142	979,752	5,125,117	0.6%	155,307
20	その他の小売	16,878,712	11,108,035	8,254,319	36,241,066	4.2%	739,614
21	医療	1,805,836	1,346,521	539,485	3,691,842	0.4%	175,802
	合計	436,047,886	277,406,315	158,889,589	872,343,790	100.0%	2,086,947

■販売額に対する利用・未利用(金額)

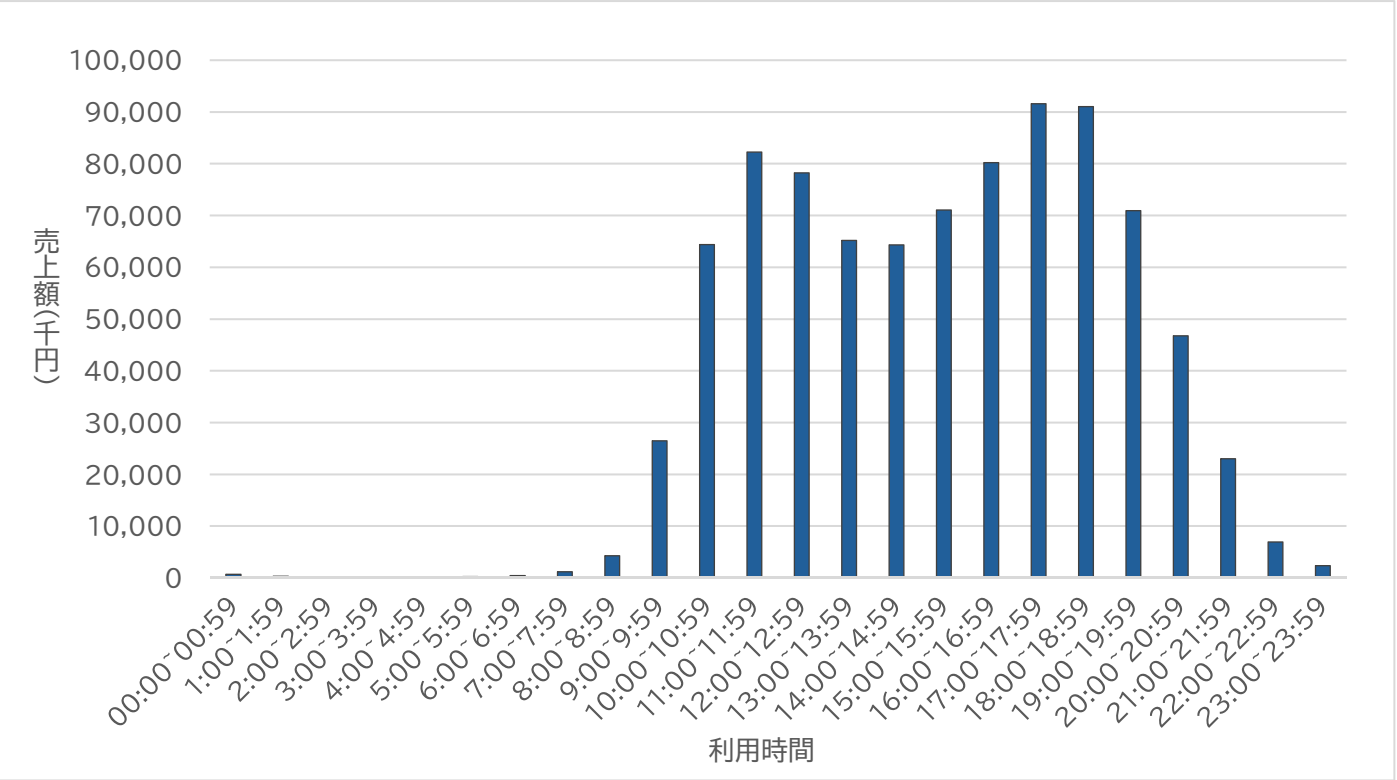
	チャージ額	利用額	未利用額	退会による失効額	有効期限切れ額
金額	874,508,400円	872,343,790円	2,164,610円	12円	2,164,598円

■曜日別商品券利用金額

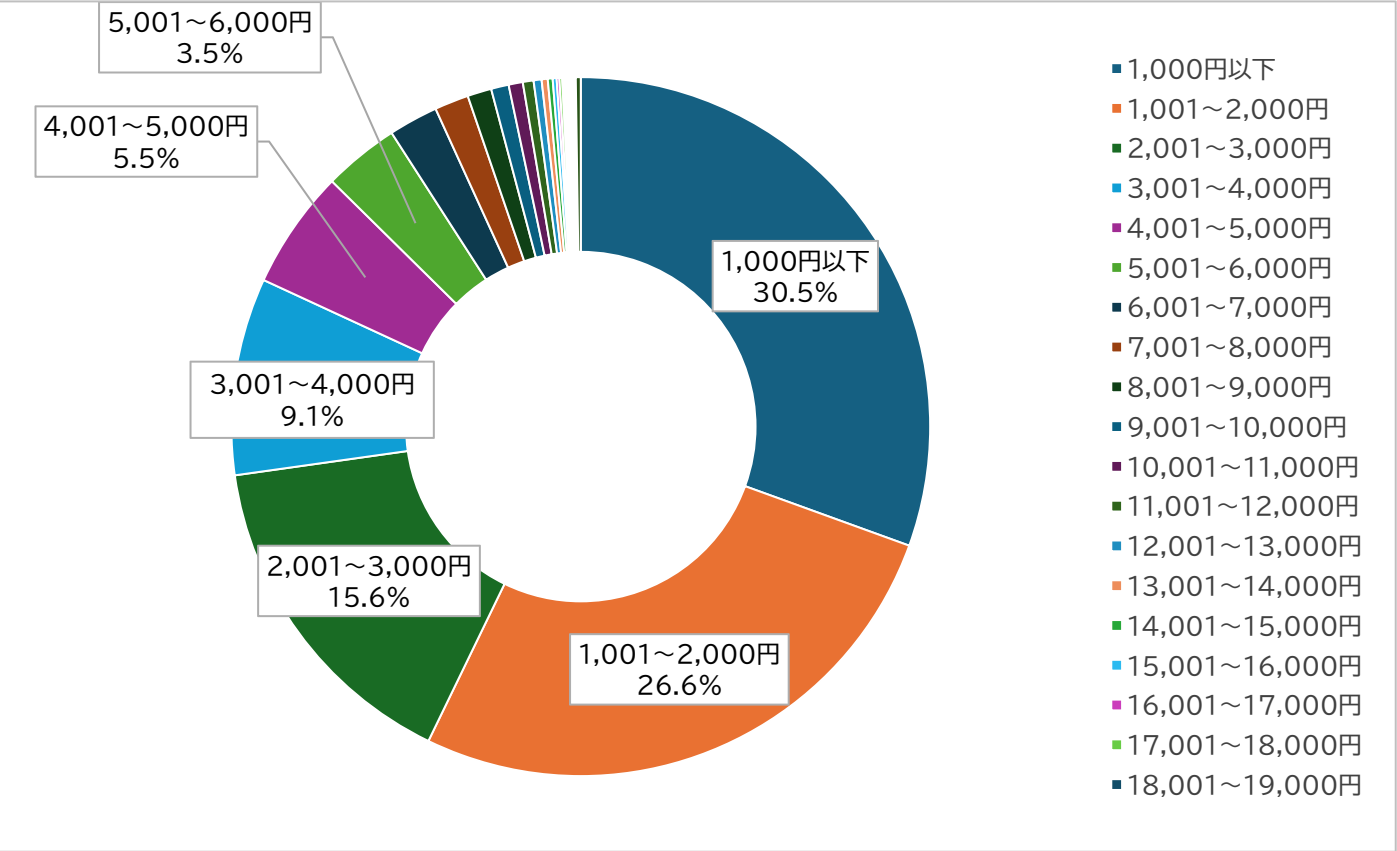


月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
111,700,639	92,208,248	107,213,644	99,269,263	95,902,820	188,734,851	177,314,325
13%	11%	12%	11%	11%	22%	20%

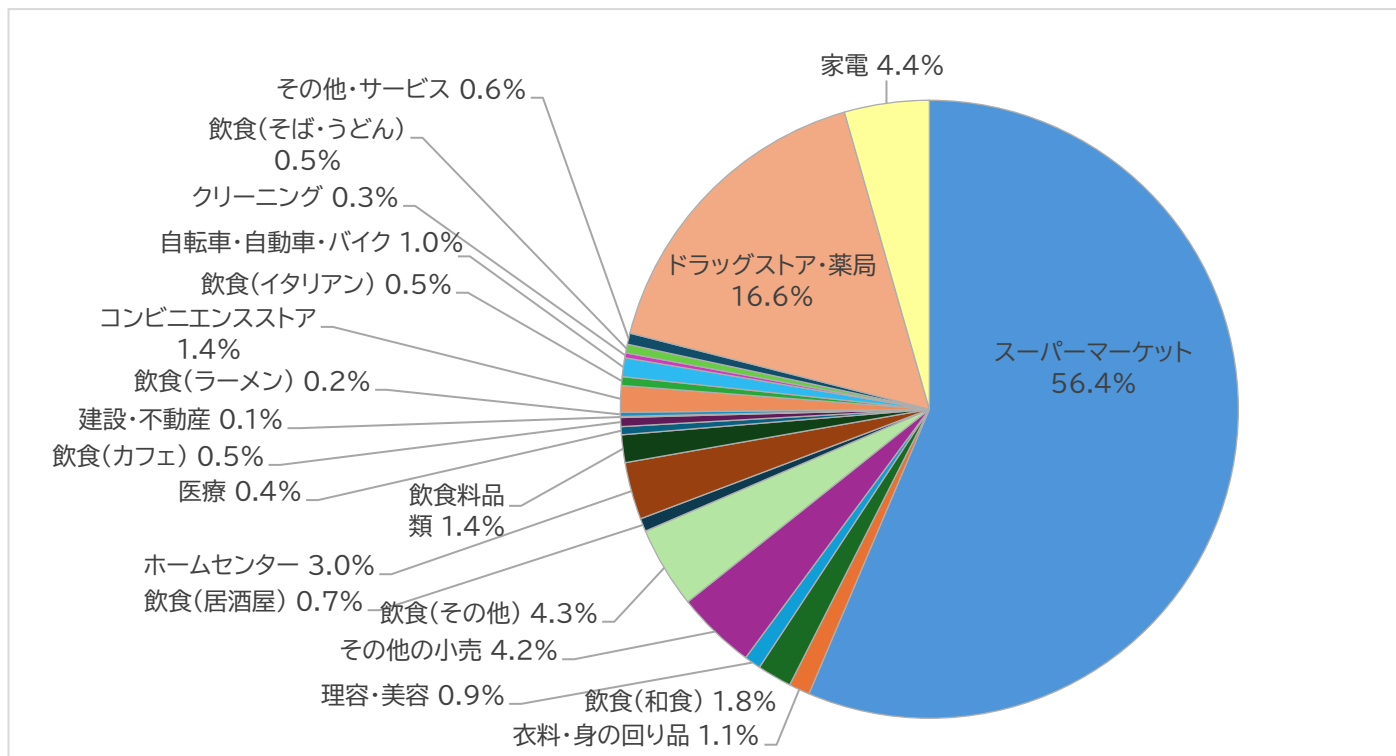
■時間帯別利用金額



■商品券利用金額割合



■業種別利用割合



■参加店舗・利用店舗の利用比

利用店舗・未利用店舗

	参加店舗	利用店舗	未利用店舗
店舗数	446	418	28
比率	100.0%	93.7%	6.3%

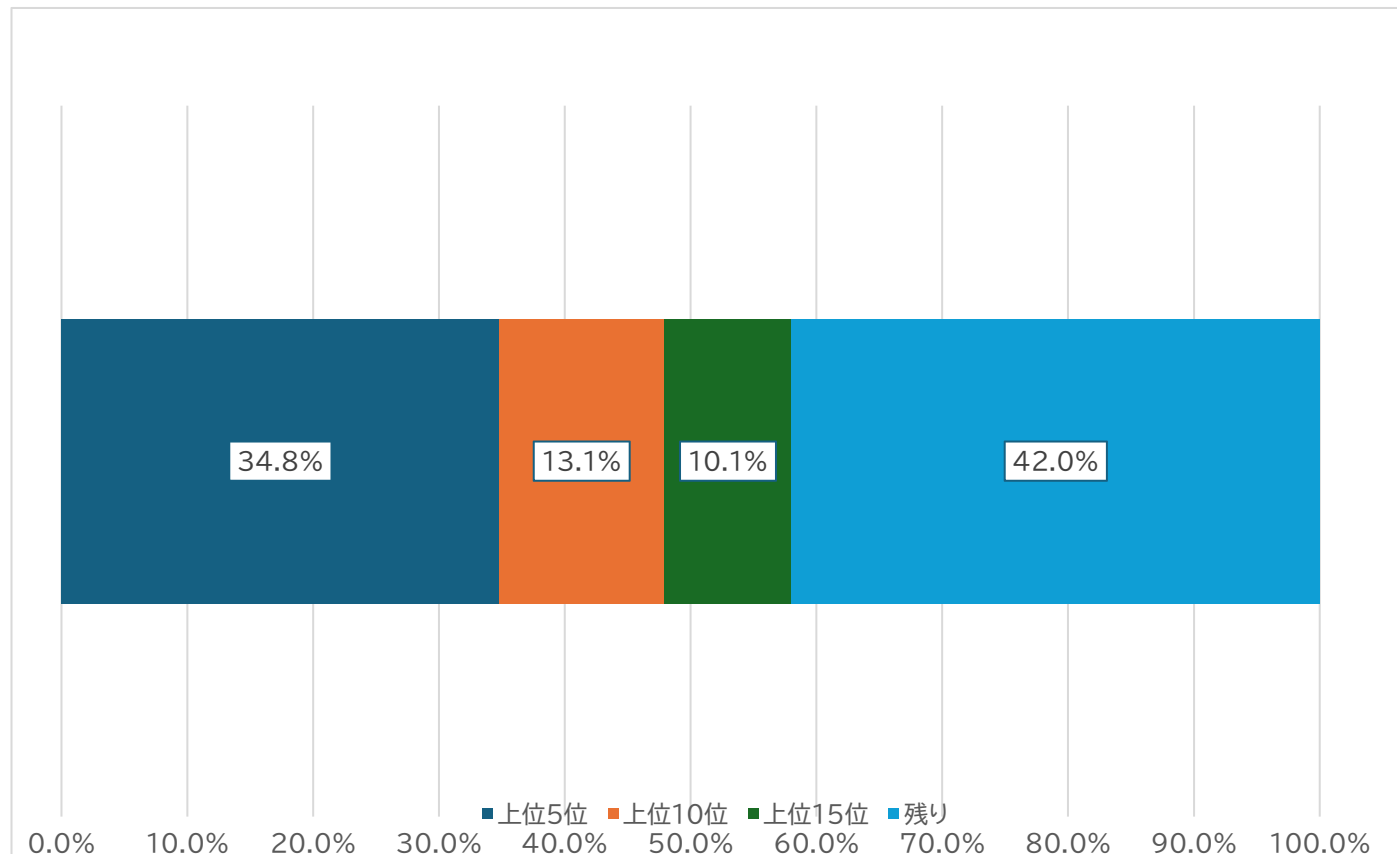
(1) 業種別

業種	参加店舗数	利用店舗数	利用比	金額(円)
飲食(和食)	25	24	96.0%	15,753,492
飲食(イタリアン)	11	11	100.0%	4,020,802
飲食(そば・うどん)	7	7	100.0%	3,941,468
飲食(ラーメン)	6	6	100.0%	1,922,297
飲食(カフェ)	15	14	93.3%	4,094,483
飲食(居酒屋)	24	23	95.8%	5,943,831
飲食(その他)	45	45	100.0%	37,145,256
スーパーマーケット	23	23	100.0%	491,770,871
飲食料品類	20	20	100.0%	12,641,658
ホームセンター	3	3	100.0%	26,177,071
ドラッグストア・薬局	34	34	100.0%	144,823,181
家電	9	8	88.9%	38,687,791
自転車・自動車・バイク	11	11	100.0%	8,532,019
衣料・身の回り品	21	21	100.0%	9,532,438
コンビニエンスストア	23	23	100.0%	12,045,251
理容・美容	33	32	97.0%	7,549,036
クリーニング	5	5	100.0%	2,252,708
建設・不動産	12	5	41.7%	452,112
その他・サービス	47	33	64.7%	5,125,117
その他の小売	51	49	94.2%	36,241,066
医療	21	21	100.0%	3,691,842
合計	446	418	93.7%	872,343,790

(2) 地域別

地域	参加店舗数	利用店舗数	利用比	金額(円)
井の頭	32	31	96.9%	19,576,814
井口	16	14	87.5%	32,053,698
下連雀	213	198	93.0%	213,606,249
上連雀	32	29	90.6%	180,447,345
新川	41	41	100.0%	63,663,634
深大寺	10	9	90.0%	8,073,424
大沢	5	5	100.0%	1,277,776
中原	5	5	100.0%	7,374,864
北野	8	7	87.5%	3,087,062
牟礼	23	21	91.3%	118,657,696
野崎	23	22	95.7%	143,301,194
武蔵野市	24	23	95.8%	31,710,256
調布市	13	13	100.0%	49,513,778
小金井市	1	0	0.0%	0
合計	446	418	93.7%	872,343,790

■利用金額店舗の分布図



2-6 コールセンター

(1) コールセンターの設置

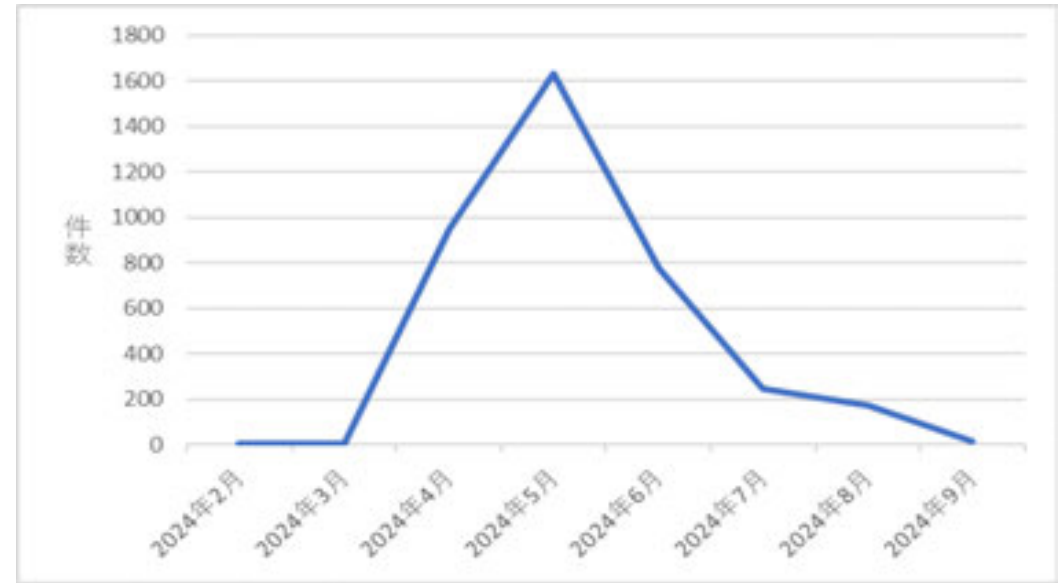
会社名	株式会社 JTБ グローバルアシスタンス
所在地	東京都千代田区岩本町 2-1-15 JMF ビル神田 01-4 階
開設期間	2 月 16 日(金)～9 月 13 日(金)

(2) 営業期間・時間・回線数一覧

営業期間	2024年2月	2024年3月	2024年4月1日～ 2024年4月5日	2024年4月6日～ 2024年4月30日	2024年5月	2024年6月	2024年7月	2024年8月	2024年9月
席数	3席			5席					2席
営業時間	10:00～18:00								
営業日	全日								

(3) 利用者の入電実績

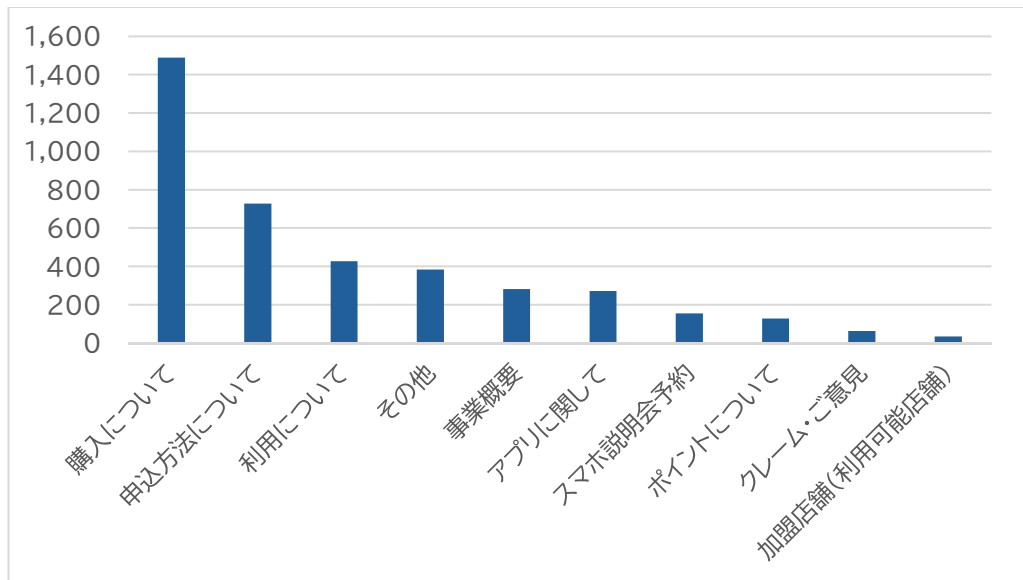
ア. 月別実績:令和6(2024)年 2 月～9 月 総応答数:3,959 件



	2024年2月	2024年3月	2024年4月	2024年5月	2024年6月	2024年7月	2024年8月	2024年9月
応答数	7	3	991	1,671	827	270	176	14

イ. 問い合わせ内容別・月別実績:令和6(2024)年 2 月～9 月

	2024年2月	2024年3月	2024年4月	2024年5月	2024年6月	2024年7月	2024年8月	2024年9月	合計
事業概要	3	2	107	121	19	26	4		282
申込方法について		1	386	336	4				727
購入について	3		66	774	521	122	4		1,490
利用について			73	73	175	52	51	3	427
ポイントについて			6	8	22	9	76	7	128
アプリに関して			118	56	33	37	27		271
加盟店舗(利用可能店舗)			7	11	5	7	2	2	34
クレーム・ご意見			29	19	11		2	1	62
その他	1		45	273	37	17	10	1	384
スマホ説明会予約			154						154
合計	7	3	991	1,671	827	270	176	14	3,959



(4) 事業者の入電実績

ア. 月別実績:令和6(2024)年 2 月～9 月 総応答数:508 件

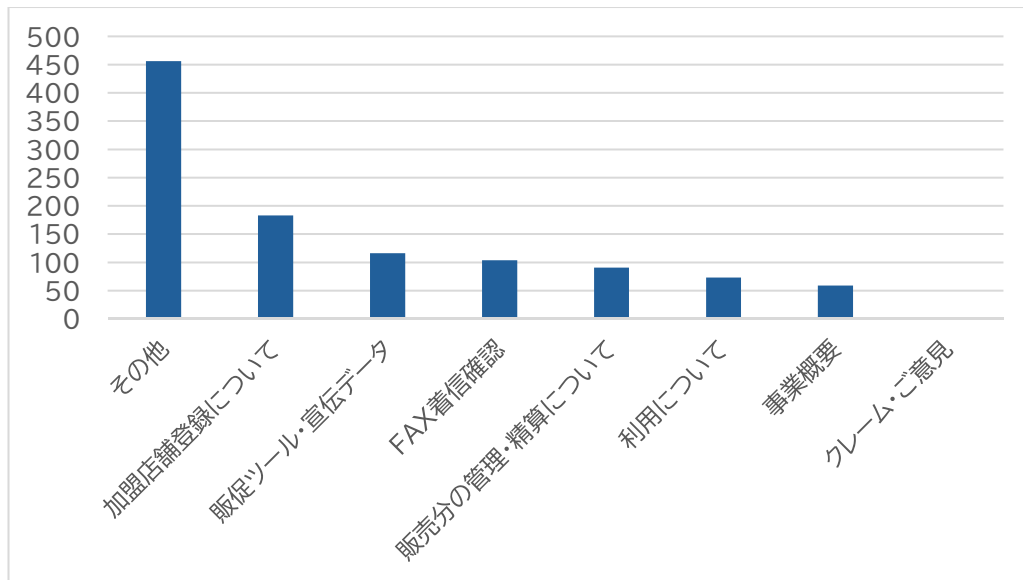


	2024年2月	2024年3月	2024年4月	2024年5月	2024年6月	2024年7月	2024年8月	2024年9月
応答数	68	143	25	83	110	34	37	8

イ. 問い合わせ内容別・月別実績:令和6(2024)年 2 月～9 月

	2024年2月	2024年3月	2024年4月	2024年5月	2024年6月	2024年7月	2024年8月	2024年9月	合計
事業概要	17	12	2	13	4	2	5	4	59
加盟店舗登録について	43	78	16	18	18	8	2	0	183
販促ツール・宣伝データ	0	0	0	68	36	8	4	0	116
利用について	4	0	6	12	31	14	5	1	73
販売分の管理・精算について	0	0	0	16	51	10	11	3	91
クレーム・ご意見	0	0	0	0	1	0	0	0	1
その他	15	108	20	13	26	130	142	2	456
FAX着信確認	16	84	4	0	0	0	0	0	104
合計	95	282	48	140	167	172	169	10	1,083

※問い合わせ内容別・月別実績については、入電1件に対して複数の問合せ内容が含まれる場合、積算してカウントしている。



2-7 アプリ内お問い合わせ機能(Tayorin)

アプリに搭載されている「お問い合わせ」への返答は事務局で対応した。

■お問い合わせ内容別・月別実績 総お問い合わせ数:1,788 件

※集計期間 4月5日(金)～9月13日(金)

最も問い合わせが多かった月は5月であり、

集計期間全体で最も多い問い合わせ内容は購入に関するものであった。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
アプリ登録・申込について	247	156	10	5	1	0	419
購入について	1	398	305	43	0	0	747
(購入の内、クレジットカードエラーの問い合わせ)	0	232	205	22	0	0	459
利用について	0	14	35	21	5	0	75
みたか地域ポイントについて	9	9	12	19	19	6	74
みたかデジタル商品券全般	4	24	20	7	14	1	70
併用決済について	0	3	24	13	15	0	55
利用者間交換について	3	16	53	31	23	0	126
機種変更について	0	11	19	20	9	2	61
その他	11	32	47	29	17	3	139
タッタカくんウオーク&ランについて	0	1	6	2	1	0	10
アプリ退会について	1	3	1	4	3	0	12
合計	276	667	532	194	107	12	1,788

2-8 事業規約等

(1) みたかデジタル商品券事業利用者規約

第1条（総則）

本規約は、三鷹市（以下「市」という。）が発行する「みたかデジタル商品券」の取り扱い等について定めるものです。

第2条（事業の目的）

市が令和4年12月に試行運用を開始した「三鷹市地域ポイント事業」の令和6年度からの本格運用に当たり、みたか地域ポイントアプリ（以下「アプリ」という。）の利用促進やデジタル化の推進を図るとともに、物価高騰の影響による市民生活を支援するため、アプリを利用したデジタル型の商品券を発行する「みたかデジタル商品券事業」を実施します。

第3条（定義）

本規約において利用する用語の定義は次のとおりとします。

- (1) 「みたかデジタル商品券」とは、三鷹市が電磁的方法により市内在住者に対して発行（販売）する商品券で、商品券を購入した者が本規約等に基づく商品券取引に使用することができるものをいいます。
- (2) 「参加店舗」とは、みたかデジタル商品券事業参加店舗規約を承諾のうえ、市に所定の登録申請をし、その承認を受けた店舗、事業所又は施設等で、みたかデジタル商品券が利用できる店舗、事業所又は施設等をいいます。
- (3) 「商品券取引」とは、みたかデジタル商品券を購入した者が、参加店舗より物品、サービス等の商品又は役務の提供（以下「商品等」という。）を受けた場合等に、その代金等をみたかデジタル商品券で決済することをいいます。

第4条（事業の内容）

本事業の内容は次のとおりとします。

- (1) 商品券の名称 みたかデジタル商品券（以下「商品券」という。）
- (2) 主催者 三鷹市
- (3) 発行額面 12 億円（額面単価 1,200 円×100 万口）
- (4) 販売対象者 市内在住者（本規約の「市内在住者」とは、令和6年4月1日現在、住民基本台帳に記載のある者（住民票のある者）と定義し、購入申込者情報と住民基本台帳の照合により判断します。）
- (5) 商品券の形状 アプリを利用したデジタル型商品券
- (6) 販売価格 1口 1,000 円（額面 1,200 円）
- (7) 購入申込期間 令和6年4月12日（金）～5月7日（火）
ただし、申込みが発行額に満たないときは、2次申込みを行う場合があります（申込方法は、別途定めます。）。
- (8) 販売方法 事前申込による抽選販売
- (9) 抽選方式 購入希望者には必ず1口は当選する仕組みとして抽選します。
ただし、2次申込みの場合は、この限りではありません。

(10) 購入方法 アプリに通知された抽選結果に基づき、アプリにより購入手続きを行います。商品券の購入は、クレジットカードによるキャッシュレス決済(3Dセキュアによる認証が必要になります。)又は所定のコンビニエンスストアでの現金支払いを原則とします。

(11) 販売期間 令和6年5月24日(金)～7月31日(水)

(12) 利用期間 令和6年6月3日(月)～8月31日(土)

(13) 上限購入口数 1人30口(30,000円、額面36,000円)

ただし、2次申込みの場合は、この限りではありません。

第5条(商品券の購入申込等)

- 1 商品券の購入申込みができる者は、三鷹市の住民基本台帳(令和6年4月1日現在)に記載がある者で、電話番号が登録されたスマートフォン等の機器及びメールアドレスを有する者としてします。ただし、スマートフォン等の機器を所有する家族の同意を得て、同機器を所有しない家族が申込みすることも可能とします。
- 2 商品券の購入申込みは、本規約、みたか地域ポイントアプリ利用規約及びみたか地域ポイントアプリ・プライバシーポリシーに同意のうえ、第4条に規定する購入申込期間内に、アプリによりアカウント登録、SMS認証及びその他必要事項の入力を行うことにより行うこととします。
- 3 購入申込みは1人につき1件(最大30口)までとします。ただし、全体の申込みが発行総額に満たないときは、2次申込みを行う場合があります。
- 4 同一人物分の申込みが複数件あると市が認めた場合又はなりすまし等不正な申込みであると市が認めた場合は、その申込みを無効とします。
- 5 商品券の購入申込みをする者(以下「申込者」という。)が未成年者である場合は、商品券の購入申込みについて、必ず親権者又は法定代理人の同意を得ることとします。
- 6 申込者自身で商品券を購入することが困難である場合等、その他やむを得ない事由がある場合は、申込者の法定代理人において申込者のために商品券の購入申込みに係る手続を行うことができるものとします。

第6条(商品券の販売)

商品券の販売に係る規定は、次のとおりとします。

- (1) 市は、申込者の情報と三鷹市住民基本台帳の情報を照合し、販売対象者であることの確認を行います。市は、申込者が販売対象者と認められないと判断した場合は、商品券の販売は行わないこととします。
- (2) 市は、申込者に対し、抽選結果(当選口数を含む。)をアプリ上で通知します。
- (3) 抽選結果の通知を受けた者は、アプリにより商品券を購入できるものとします。
- (4) 商品券の購入代金の支払いは、クレジットカードによるキャッシュレス決済(3Dセキュアによる認証が必要になります。)又は所定のコンビニエンスストアでの現金支払いを原則とします。
- (5) 当選口数の範囲内であれば、複数回に分けての購入を可能とします。
- (6) 販売した商品券については、特定の参加店舗が商品券の取扱いをできなくなった場合又は参加店舗における特定の商品若しくはサービスについて商品券の利用対象とできなくなった場合や、天災等の不可抗力による場合を含め、商品券利用期間内・期間外のいずれにおいても払い戻しはできないものとします。
- (7) 商品券の購入に係る領収書の発行はできません(参加店舗で商品券取引があった際の領収書の発行については、各店舗の判断で対応することとします。)

第 7 条（商品券の利用）

- 1 商品券は、第4条に規定する利用期間内に、参加店舗における商品の販売、サービスの提供等についてその額面をもって現金と同等とし、参加店舗の商品の販売、サービスの提供等に利用可能とします。
- 2 商品券の利用に当たっては、参加店舗に掲示された商品券の決済用二次元コードを、商品券を購入した者(以下「利用者」という。)のアプリにより読み取ることで行うこととし、利用者と参加店舗の相互により利用額を確認し、支払処理を行うものとします。
- 3 次のような場合は商品券の利用対象にならず、商品券の利用は禁止するものとします。
 - (1) 資産形成につながるもの
 - (2) 換金性の高いもの(ギフト券・ビール券・お米券・図書券・旅行券・共通入浴券・文具券・店舗が独自発行する商品券などの各種商品券、有価証券・切手・はがき・印紙・プリペイドカード・電子マネーなど)の購入
 - (3) 他の電子マネー等へのチャージ
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
 - (5) 税金や保険料・市指定有料ゴミ袋など国や地方公共団体等への支払い
 - (6) 電気、ガス、水道料金などの公共料金への支払い
 - (7) たばこの購入
 - (8) インターネットを通じた商品の販売、サービスの提供等その他の通信販売等における支払い
 - (9) 販売、提供等が法令等に違反するもの
 - (10) その他、市及び取扱店等が特に指定するもの
- 4 商品券を利用した商品の販売、サービスの提供等については、参加店舗と利用者との間で直接売買契約等が締結されるものであって、市は、当該売買契約等の当事者となるものではなく、当該売買契約等に基づく商品の販売、サービスの提供等について何ら責任を負うものではありません。
- 5 商品券の利用について、市は、特定の参加店舗が商品券の利用期間中継続して参加店舗として商品券を取り扱うものであること、及び、参加店舗における特定の商品又はサービスについて商品券の利用期間中継続して商品券の利用対象となることについて、何ら保証するものではありません。
- 6 第4条に規定する利用期間を過ぎた商品券の残高は無効となります。また、市は、無効となった商品券について、何ら保証するものではなく、何ら責任を負うものではありません。

第 8 条（アプリの提供の停止、中断）

- 1 市は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、アプリの提供を停止するほか、アプリの登録情報及び記録情報を削除することがあります。
 - (1) 利用者が三鷹市地域ポイント事業実施要綱、本規約等に違反した場合
 - (2) 利用者が登録した情報に虚偽の内容が含まれる場合
 - (3) 利用者が三鷹市暴力団排除条例(平成 24 年三鷹市条例第 35 号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者と関わる場合
- 2 市は、システム保守、システム障害対応、天災・争乱等の不可抗力等の技術上又は運用上の理由その他やむを得ない事情により、アプリの全部又は一部の提供を中断する場合があります。

3 前2項の場合において、利用者は商品券取引を行うことができないことをあらかじめ承諾するものとし、この場合において、逸失利益、機会損失等については、いかなる場合にも市は責任を負わないものとします。

第9条（転売等の禁止）

利用者は、購入した商品券を譲渡、転売等してはならないものとします。

第10条（コールセンター）

参加店舗・利用者共通のコールセンターを次のとおり設置します。

(1) 設置期間は、令和6年2月 16 日から9月 13 日まで(土・日、祝日を含む。)とし、営業時間は、午前 10 時から午後6時までとします。

(2) 通話料は、発信者の負担はなし(フリーダイヤル)とします。

(3) コールセンターの電話番号は以下のとおりとします。

0120-606-617

第11条（事故）

販売した商品券の盗難、紛失その他の事件・事故による滅失・損傷等について、市は一切責任を負うものではありません。この場合において、商品券の盗難、紛失その他の事件・事故による滅失・損傷(番号が読み取れる場合を除く。)等による商品券の再発行はしません。

第12条（紛争の解決）

商品券の利用等に関して、参加店舗と利用者その他第三者との間で又は利用者と参加店舗その他第三者との間で苦情又は紛争等が生じた場合は、全て当該紛争等の当事者間でこれを解決するものとし、市は一切責任を負わないものとします。

第13条（合意管轄）

利用者は、商品券の取り扱い等に関して、市との間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

この規約は、令和6年2月7日から施行する。

(2) みたかデジタル商品券事業参加店舗規約

第1条（総則）

本規約は、三鷹市(以下「市」という。)が実施する「みたかデジタル商品券事業」において、店舗、事業所又は施設等が次条第9号に規定する商品券取引を行う場合等の規則について、必要な事項を定めるものです。

第2条（定義）

本規約において利用する用語の定義は次のとおりとする。

(1) 「みたかデジタル商品券」(以下「商品券」という。)とは、市が電磁的方法により市内在住者に対して発行(販売)する商品券で、本規約等に基づく商品券取引に使用することができるものをいいます。

(2) 「利用者」とは、商品券を購入し、商品券を利用した各種サービス(以下「利用者サービス」という。)を利用する者をいいます。

- (3)「参加店舗」とは、本規約を承諾のうえ、市長に所定の登録申請をし、その承認を受けた店舗、事業所又は施設等で、利用者が商品券を利用できるものをいいます。
- (4)「利用者端末」とは、利用者サービスにおいて認証や決済に利用される利用者のスマートフォン等の機器等の総称をいいます。
- (5)「アプリ」とは、みたか地域ポイントアプリのことをいいます。
- (6)「参加店舗サービス」とは、参加店舗が本規約に基づく商品券取引を行うために、市が参加店舗に提供するサービスをいいます。
- (7)「参加店舗システム」とは、参加店舗サービスの提供のために、市が運用するコンピュータ、通信回線、ソフトウェア等の総称をいいます。
- (8)「管理システム」とは、参加店舗システムのうち、参加店舗が、通信回線を介して、参加店舗サービスの利用履歴等を閲覧等ができるシステムをいいます。
- (9)「商品券取引」とは、利用者が参加店舗より物品、サービス等の商品又は役務(以下「商品等」という。)の提供を受けた場合等に、その代金等を商品券で決済することをいいます。
- (10)「代行事業者」とは、市からの委託を受けて、みたかデジタル商品券事業の業務を行う事業者をいいます。

第3条（事業の内容）

本事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 商品券の名称 みたかデジタル商品券
 - (2) 主催者 三鷹市
 - (3) 発行額面 12 億円(額面単価 1,200 円×100 万口)
 - (4) 販売対象者 市内在住者(本規約の「市内在住者」とは、令和6年4月1日現在、住民基本台帳に記載のある者(住民票のある者)と定義し、購入申込者情報と住民基本台帳の照合により判断します。)
 - (5) 商品券の形状 アプリを利用したデジタル型商品券
 - (6) 販売価格 1口 1,000 円(額面 1,200 円)
 - (7) 購入申込期間 令和6年4月 12 日(金)～5月7日(火)
- ただし、申込みが発行額に満たないときは、2次申込みを行う場合があります(申込方法は、別途定めます。)
- (8) 販売方法 事前申込による抽選販売
 - (9) 抽選方式 購入希望者には必ず1口は当選する仕組みとして抽選します。
- ただし、2次申込みの場合は、この限りではありません。
- (10) 購入方法 アプリに通知された抽選結果に基づき、アプリにより購入手続きを行います。商品券の購入は、クレジットカードによるキャッシュレス決済(3Dセキュアによる認証が必要になります。)又は所定のコンビニエンスストアでの現金支払いを原則とします。
 - (11) 販売期間 令和6年5月 24 日(金)～7月 31 日(水)
 - (12) 利用期間 令和6年6月3日(月)～8月 31 日(土)
 - (13) 上限購入口数 1人 30 口(30,000 円、額面 36,000 円)
- ただし、2次申込みの場合は、この限りではありません。

第4条（商品券の利用）

- 1 商品券は、第3条に規定する利用期間内に、参加店舗における商品の販売、サービスの提供等についてその額面をもって現金と同等とし、参加店舗の商品の販売、サービスの提供等に利用できるものとします。
- 2 商品券の利用に当たっては、参加店舗に掲示された商品券の決済用二次元コード(以下「二次元コード」という。)を、利用者のアプリにより読み取ることで行うこととし、利用者と参加店舗の相互により利用額を確認し、支払処理を行うものとします。
- 3 次のような場合は商品券の利用対象にならず、商品券の利用は禁止するものとします。
 - (1) 資産形成につながるもの
 - (2) 換金性の高いもの(ギフト券・ビール券・お米券・図書券・旅行券・共通入浴券・文具券・店舗が独自発行する商品券などの各種商品券、有価証券・切手・はがき・印紙・プリペイドカード・電子マネーなど)の購入
 - (3) 他の電子マネー等へのチャージ
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
 - (5) 税金や保険料・市指定有料ゴミ袋など国や地方公共団体等への支払い
 - (6) 電気、ガス、水道料金などの公共料金への支払い
 - (7) たばこの購入
 - (8) インターネットを通じた商品の販売、サービスの提供等その他の通信販売等における支払い
 - (9) 販売、提供等が法令等に違反するもの
 - (10) その他、市及び参加店舗等が特に指定するもの
- 4 商品券を利用した商品の販売、サービスの提供等については、参加店舗と利用者との間で直接売買契約等が締結されるものであって、市は、当該売買契約等の当事者となるものではなく、当該売買契約等に基づく商品の販売、サービスの提供等について何ら責任を負うものではありません。
- 5 商品券の利用について、市は、特定の参加店舗が商品券の利用期間中継続して参加店舗として商品券を取り扱うものであること、及び、参加店舗における特定の商品又はサービスについて商品券の利用期間中継続して商品券の利用対象となることについて、何ら保証するものではありません。
- 6 第3条に規定する利用期間を過ぎた商品券の残高は無効となります。また、市は、無効となった商品券について、何ら保証するものではなく、何ら責任を負うものではありません。

第 5 条 (参加店舗)

- 1 参加店舗の登録は、次の登録基準のいずれかを満たし、第4項の同意事項に同意する店舗、事務所のうち、登録をした店舗、事務所等に限り商品券を取り扱うことができるものとします。
 - (1) 市内所在の店舗、事務所
 - (2) 市境界線から隣接市域の概ね 300 メートル以内に立地し、かつ次のア若しくはイに該当する店舗、事務所
 - ア 当該店舗等の登録が市民の生活支援に特に必要であると、市が判断する店舗等
 - イ 市内に住所を有する個人事業主又は市内に本店登記のある法人が経営する店舗等であって、市が相当と認めるもの
- 2 登録手続期間は、令和6年2月 16 日から7月 31 日までとします。ただし、令和6年2月 16 日から3月 22 日までを一次募集期間とし、当該期間内に申請を受け付けた参加店舗については、

4月上旬に公開予定の市が開設するWEBサイト(以下「市WEBサイト」という。)やアプリ等に店舗情報を掲載します。一次募集期間後に登録があった参加店舗については、随時、市WEBサイト等で周知を行います。

3 登録料は無料とします。

4 参加店舗の登録にあたっては、次の事項の全てに同意する必要があります。

- (1) 参加店舗は、商品券を利用した商品の販売、サービスの提供等については、参加店舗と利用者との間で直接売買契約等が締結されるものであって、市は当該売買契約等の当事者となるものではなく、当該売買契約等に基づく商品の販売、サービスの提供等については全て参加店舗において責任を負うべきものであること、並びに、商品の販売、サービスの提供等について万が一利用者その他第三者との間でトラブルが生じた場合は、全て参加店舗の責任と費用負担において対応すべきものであることについて同意すること。
 - (2) 参加店舗は、やむを得ない事情がない限り商品券の利用期間中継続して参加店舗としてその販売する商品ないし提供するサービス等について商品券を取り扱うべきものであることについて同意すること。
 - (3) 参加店舗は、本規約及び市が提供するマニュアル等を遵守し、不正行為をしないことについて同意するものとし、商品券の利用について、市が証憑類等を提出することを求めた場合には直ちにこれに応じること。
 - (4) 参加店舗は、商品券の利用実績の確認やキャンセル処理等を行うときは、市が用意する管理システムで行うこと。管理システムにアクセスするために必要な機器やネットワーク環境等は参加店舗が準備すること。
- 5 申請方法は、本規約に同意のうえ、市が用意するWEBフォームへの入力または必要事項を記入した参加店舗申込書のFAX送信にて申請するものとします。
- 6 市は、申請のあった店舗、事務所について、本規約等の規定する条件等につき市の審査を経て、参加店舗として承認します。市は、承認した参加店舗に対して、電子メール又は郵送等により通知するほか、商品券の二次元コードが印刷されたポップや参加店舗ポスターなどの必要書類等を交付します。
- 7 参加店舗の登録をもって、市と参加店舗との間に本規約を内容とする参加店舗契約(以下「本契約」という。)が成立するものとします。
- 8 参加店舗が登録内容の変更その他の所定の手続を怠ったことにより、参加店舗に生じた不利益については、市は一切の責任を負いません。

第6条(精算)

- 1 商品券取引金額は、第15条第1項に定める利用者による操作が参加店舗システムに反映された時点で確定するものとし、市は商品券取引金額に対する精算の義務を負うものとします。
- 2 市は、商品券取引金額を原則として毎週金曜日(以下「売上締切日」という。)で締め、当該売上締切日までの間に参加店舗システムに到着した取引データに係る商品券取引金額の総額(ただし、第16条第2項に基づき取消し又は解除された商品券取引金額及び第18条第2項に従い支払を要しない商品券取引金額の合計額を控除した残額とする。)を参加店舗からの請求とみなし、売上締切日の翌々週の火曜日までに、参加店舗指定の金融機関口座に振り込むことにより精算(支払い)するものとします。
- 3 精算に係る振込手数料は市の負担とします。

4 精算の対象となる商品券取引金額は、令和6年8月31日23時59分までに参加店舗システムに反映されたものとします。期限を過ぎての精算には理由の如何を問わず一切応じないものとします。

5 第4条第3項、次条及びその他本規約の規定に違反して利用された商品券は精算の対象外として、同利用済み商品券に係る精算及び支払請求には理由の如何を問わず一切応じないものとします。

6 精算に係る業務は、代行事業者により行うものとします。

第7条（商品券取引金額の精算取消等）

1 参加店舗が本規約に違反して商品券取引等を行った疑いがあると認めた場合、市は、調査が完了するまで当該商品券取引金額の精算を保留することができるものとし、調査開始より30日を経過してもその疑いが解消しないときは、当該商品券取引金額の精算を取り消し、又は解除することができるものとします。

2 参加店舗は、市が行う前項の調査に協力するものとします。

3 第1項の調査が完了し、市が当該商品券取引金額の精算を相当と認めた場合、市は参加店舗に当該商品券取引金額を支払うものとします。なお、この場合、市は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第8条（参加店舗の責務等）

参加店舗は、商品券の取扱いについて、次の責務を負うものとします。

- (1) 本規約及び市が提供するマニュアル等を確認・理解のうえ、これらを遵守すること
- (2) 商品券の利用が可能である参加店舗であることが明確に表示されるよう、市が交付する参加店舗ステッカー・ポスターを利用者が分かりやすい場所に掲示すること
- (3) 商品券の額面金額に応じ現金同様に取扱商品の販売やサービスの提供等を行うこと
- (4) 商品券の利用対象外となる商品などを定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等に商品券を利用できない旨を明示すること
- (5) 商品券を現金化し、又は自らの事業上の取引(商品仕入等)に利用しないこと
- (6) 商品券を譲渡、転売し又は再利用しないこと
- (7) 欠陥のある商品やサービス等の販売・提供について、利用者から返金を求められたときは全て参加店舗の責任と費用負担において対応すること
- (8) その他、法令等に違反する行為及び本事業の目的に反するような行為をしないこと

第9条（コールセンター）

参加店舗・利用者共通のコールセンターを次のとおり設置します。

- (1) 設置期間は令和6年2月16日から9月13日まで(土・日、祝日を含む。)とし、営業時間は午前10時から午後6時までとします。
- (2) 通話料は発信者の通話料負担はなし(フリーダイヤル)とします。
- (3) コールセンターの電話番号は以下のとおりとします。

0120-606-617

第10条（遵守事項）

- 1 参加店舗は、本規約のほか、法令、政令、規則その他関係法令及び行政官庁によるガイドライン等を遵守し、自ら善良なる管理者の注意をもって誠実に業務を行うものとします。
- 2 参加店舗は、市が商品券の利用促進のために、市WEBサイト、アプリの画面、印刷物等に参加店舗の名称、所在地等を掲載する場合、これに協力するものとします。

- 3 参加店舗は、市から提供を受けた二次元コード(二次元コードが印刷された媒体を含みます。)を適切に維持・管理することとします。
- 4 参加店舗は、本契約に基づく一切の権利を第三者に譲渡、貸与その他の処分を行ってはならないものとします。

第 11 条 (参加店舗サービスの利用期間)

- 1 参加店舗サービスの利用期間は、第5条第7項に基づく本契約の成立時から令和6年9月 30 日までとします。
- 2 前項の定めにかかわらず、みたかデジタル商品券事業が理由の如何を問わず終了したときは、本契約も当然に終了するものとします。この場合において、参加店舗は、本契約の終了による損害の補償等を市に請求することはできないものとします。

第 12 条 (解約)

- 1 参加店舗又は市は、30 日前までに相手方に対し通知することにより本契約を解約できるものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、市は、社会情勢の変化、法令の改廃、その他市の都合等により、参加店舗サービスを終了することがあり、この場合、市は、参加店舗に対し事前に通知することにより、本契約を解約できるものとします。
- 3 前条又は前2項による本契約の終了により、参加店舗に損害(逸失利益、機会損失による損害を含みます。)が生じた場合でも、市は、一切の責任を負わないものとします。

第 13 条 (本規約の変更)

市は、30 日以上前に参加店舗に通知することにより、本規約を変更できることとします。ただし、みたかデジタル商品券事業の維持のために緊急の必要がある場合又は参加店舗の利便性の向上につながる変更の場合は、参加店舗に通知後、直ちに本規約を変更することがあります。

第 14 条 (通知)

市から参加店舗への通知は、書面、電子メールのほか、管理システム及び市WEBサイトに掲載する方法により行うものとし、管理システム及び市WEBサイトによる場合は掲載をもって通知が完了したものとします。

第 15 条 (商品券取引)

- 1 商品券取引は、利用者が、アプリを使用して、参加店舗に掲示された二次元コードを読み取り、当該商品券取引の決済に必要な商品券の金額を減じる操作を行う方法によるものとします。
- 2 参加店舗は、商品券取引の決済を行うに当たっては、次に掲げる事項を必ず行うものとします。
 - (1) アプリに表示される「当該商品券取引に係る参加店舗名」を確認する。
 - (2) アプリに表示される「商品券で決済しようとする金額」を確認する。
- 3 参加店舗は、第1項に定める利用者による操作が完了した場合において、当該商品券取引に係る代金等の金額と商品券により決済された金額が一致しているときは、当該商品券取引に基づき、直ちに商品等の提供を行うものとします。
- 4 商品券取引においては、第1項に定める利用者による操作が参加店舗システムに反映された時点で、利用者の参加店舗に対する代金債務が消滅するものとします。
- 5 参加店舗は、次項に定める場合のほか、利用者からの商品券取引の申込みを拒否しないものとします。
- 6 参加店舗は、利用者から商品券取引の申込みを受けた場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、商品券による決済を行ってはならないものとします。

- (1) 利用者から、第4条第3項各号に規定する商品券の利用を禁止するものについて、商品券取引を求められた場合
 - (2) 市から、商品券取引の中止を求められた場合
- 7 参加店舗は、参加店舗システムの障害時や保守管理に必要な時間その他やむを得ない場合においては、商品券取引を行うことができないことをあらかじめ承諾するものとし、この場合において、逸失利益、機会損失等については、いかなる場合にも市は責任を負わないものとします。

第16条（返品等の取扱い）

- 1 参加店舗は、法令に基づく売買契約の取消し、解除等が認められる場合を除き、原則として利用者との間で行った商品券取引を取り消し、又は解除しないものとし、商品券取引の取消し又は解除をする場合は、参加店舗が自らの責任において対応を行うものとします。
- 2 参加店舗は、商品券取引に当たり、返品その他により利用者との商品券取引の取消し又は解除を行う場合、管理システムに到着した当該商品券取引のデータのキャンセル処理を行うことにより、当該商品券取引の決済に要した商品券を払い戻すこととし、現金による払戻しは行わないものとします。

第17条（管理画面、ID・パスワードの管理等）

- 1 参加店舗は、市から付与されるID・パスワードを用いて、管理システムにアクセスすることにより、商品券取引の履歴の閲覧、キャンセル処理等を行うことができるものとします。
- 2 参加店舗は、管理画面にアクセスするために必要となるコンピュータ、通信回線、ソフトウェア等の設備（以下「参加店舗端末」という。）について、市が推奨する条件に従って、自己の費用負担で、参加店舗が準備し、維持するとともに、十分なセキュリティ対策を講じるものとし、常に参加店舗端末を参加店舗システムと通信可能な状態に保つよう努めるものとします。
- 3 参加店舗は、管理画面を利用するためのID・パスワードを自己の責任において管理し、市が事前に書面により承諾した場合を除き、第三者に使用させることはできないものとします。
- 4 市に故意又は過失がある場合を除き、ID・パスワードが第三者に不正使用されたことに起因する損害について、市は、一切の責任を負わないものとします。

第18条（商品券の不正利用等）

- 1 参加店舗は、第15条第1項の方法による商品券取引を行う場合は、利用者がアプリ上で、決済（支払う）ボタンを押した後の支払完了画面において、参加店舗名、決済金額及び決済日時が表示されない又は表示内容に誤りがあるときは、当該商品券取引を行ってはならないものとします。
- 2 参加店舗が前項又は第15条第6項に違反して商品等の提供等を行った場合、市は参加店舗に対して商品券取引金額を精算する義務を負わないものとします。
- 3 偽造、変造又は模造された商品券に起因する商品券取引が発生し、市が当該商品券取引等の調査の協力を求めた場合、参加店舗はこれに協力するものとします。この場合において、参加店舗は、市から指示があったとき、又は参加店舗が必要と判断したときは、参加店舗が所在する所轄警察署等へ当該売上等に対する被害届を提出するものとします。

第19条（売上債権の譲渡）

第6条第1項に定める市が精算の義務を負う商品券取引金額について、第三者からの差押、仮差押、滞納処分等があった場合、市は当該債権を所定の手続きに従って処理するものとし、この場合、市は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第20条（個人情報の取扱い等）

- 1 参加店舗は、本契約の履行及び商品券取引において、個人情報を取り扱う場合、法令、ガイドライン等を遵守して適切に保護するとともに、これを本業務以外の目的に利用してはならないものとし、
- 2 参加店舗が、本契約の履行及び商品券取引のために個人情報を取得するときは、その利用目的を明確にし、その利用目的の達成のために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならないものとし、
- 3 参加店舗は、本契約の履行又は商品券取引により取得した個人情報(以下「本個人情報」という。)の取扱いに当たっては、善良な管理者の注意情報をもって管理するものとし、安全管理のための適切な措置を講じなければならないものとし、
- 4 参加店舗は、本個人情報を、本契約の履行又は商品券取引の実施の目的に必要な範囲を超えて複製、複製、改変、加工等をしてはならないものとし、
- 5 市は、参加店舗の本個人情報の取得、取扱い又は管理状況を調査するため、参加店舗等に事前に通知したうえで参加店舗等に立ち入ることができるものとし、この場合、参加店舗等は、市の調査に協力するものとし、
- 6 参加店舗は、本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、直ちに市に書面にて報告するとともに、本人からの苦情への対応等を市と協議のうえ、適切な措置を講じるものとし、この場合において、参加店舗は、発生した事故の再発防止策について検討し、その内容を市に対し書面にて報告するとともに、市と協議のうえ決定した再発防止策を参加店舗の責任と費用負担で講じるものとし、
- 7 参加店舗は、本規約に違反し又は本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故が発生し、市が本人若しくは第三者から請求を受け、又は市と本人若しくは第三者との間で争訟が発生した場合、参加店舗の責任及び費用負担をもってこれらに対処し解決するものとし、
- 8 参加店舗は、本規約に違反し又は本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故により、市が損害を被ったときは、市に対して当該損害を賠償しなければならないものとし、

第 21 条（暴力団等の排除）

本契約における暴力団等の排除については、別添の「三鷹市契約における暴力団等排除に関する特約」によるものとし、

第 22 条（合意管轄裁判所）

参加店舗は、商品券に関して市との間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとし、

附則

この規約は、令和6年2月7日から施行する。

（別紙）

三鷹市契約における暴力団等排除に関する特約

（総則）

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

（用語の定義）

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発注者 契約の発注者である三鷹市をいう。
- (2) 受注者 三鷹市との契約の相手方をいう。受注者が建設共同企業体であるときは、その構成員すべてを含み、受注者が事業協同組合等であるときは、その組合員すべてを含む。

- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員等 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 不当介入等
- ア 暴力行為、脅迫行為又はこれらに類する行為
 - イ 威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為
 - ウ 正当な理由なく面会を強要する行為
 - エ 正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、作業現場の秩序の維持、安全確保又は作業の実施に支障を生じさせる行為

(受注者が暴力団員等であった場合の発注者の解除権)

第3条 発注者は、受注者である個人又は法人の役員若しくは使用人が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員等であるとき又は暴力団員等が受注者の経営に実質的に関与しているとき。
- (2) いかなる名義であるかを問わず、暴力団員に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与する等、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していると認められるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、暴力団員と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
- (5) 自らが行う契約において、その相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、契約したと認められるとき。
- (6) 三鷹市契約における暴力団等排除措置要綱(平成 25 年2月4日付け 24 三総契第 348 号。以下「要綱」という。)第6条の勧告を受けた日から1年以内に、再度勧告に相当する行為があったとき。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、これによって受注者に損害が生じて、その責を負わないものとする。

3 第1項の規定によりこの契約を解除された場合においては、受注者は、契約金額の 10 分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

4 その他契約解除に伴う措置等については、この特約が添付される契約の関係規定を準用する。

(下請負等の禁止)

第4条 受注者は、個人又は法人の役員若しくは使用人が第3条第1項各号に該当する者(以下「措置要件該当者」という。)に下請負又は受託(二次以降の下請負又は受託を含む。以下「下請負等」という。)をさせてはならない。

2 発注者は、受注者が、措置要件該当者に下請負等をさせていた場合は、当該下請負等の契約解除を求めることができる。

3 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

4 受注者は、この契約に関して下請負等の契約を締結するときは、第3条第1項、第4条第1項、第2項及び第4項並びに第5条と同様の内容を当該下請負等の契約に規定するものとする。

(不当介入等を受けた場合の措置)

第5条 受注者は、この契約の履行に当たり、次の事項を順守しなければならない。

(1) 暴力団員等又は三鷹市暴力団排除条例(平成24年三鷹市条例第35号)第2条第3号に規定する暴力団関係者(以下「暴力団関係者」という。)から不当介入等を受けたときは、毅然として拒否し、速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。

(2) この契約に関する下請負等の相手方に対し、暴力団員等又は暴力団関係者から不当介入等を受けたときは、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するとともに、警察に届け出るよう指導すること。また、下請負等の相手方から報告を受けたときは、速やかに発注者に報告すること。

2 発注者は、受注者又はその下請負等の相手方が前項の不当介入等を受け、契約の履行の遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、前項の規定により適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講じるものとする。

2-9 制作物

(1) 参加店舗募集チラシ(A4 両面)



三鷹市
MITSUKAWA CITY

みたか地域ポイントアプリを使用した

令和6年度 みたかデジタル商品券

参加店舗募集

みたかデジタル商品券概要

- 発行額：12億円(12店舗)のみの商品券です。
- プレミアム率：20%
- 商品券1,000円購入につき200円分のプレミアム(1人300円まで)
- 販売期間：令和6年6月3日(月)～8月31日(土)

※期間内に商品券を1枚購入し、6月30日(日)までに、専用WEBサイトに参加店舗として掲載されます。1店舗あたり1枚のみの掲載となります。

1次
申込
2/16(金)～3/22(金)

※期間内に商品券を1枚購入し、6月30日(日)までに、専用WEBサイトに参加店舗として掲載されます。1店舗あたり1枚のみの掲載となります。

お客様が二次元コードを読み取り決済する方法となります。(※詳しくは募集要項)

登録は
こちらから

以下いずれかの方法でお願いいたします。
①専用申込フォーム(二次元コードまたはURLからアクセス) <https://mitaka-digital.com/apply>
②専用申込書(※FAX 042-521-5556) <https://mitaka-digital.com/apply>

※申込書は、みたかデジタル商品券事務局に送付してください。

2月26日(月) 15:30～17:00、19:00～20:30
3月 3日(金) 15:30～17:00、19:00～20:30

※申込書は、みたかデジタル商品券事務局に送付してください。

みたかデジタル商品券事務局
TEL 0120-606-617 (フリーダイヤル)
FAX 042-521-5556 Mail: mitaka-ticket@jtb.com



決済方法

- お客様があらかじめ「みたか地域ポイントアプリ」をダウンロードして、アプリ内で商品券を読み取ります。
- お客様が店舗に提示された二次元コードを読み取り決済をします。
※店舗側がインターネットを通じて商品券が正常に読み取れる場合は、決済することができません。
- 商品券の売上等は各店舗の管理画面(WEB)にて確認いただけます。

申込から利用開始までの流れ

- 1次申込(2月22日)受付
※1次申込は、みたかデジタル商品券事務局に送付してください。
「参加店舗募集」の申込書(※URLからアクセス)を専用ページから確認できます。 <https://mitaka-digital.com/apply>
- 2月26日(月)～3月3日(金)店舗説明会への参加
※必要ではありません。
- 3月中の店舗
店舗に提示する二次元コードやチラシ、ステッカー等の受け取り
- 3月3日(金)～商品券利用開始
- 6月16日(日)～6月30日(日)実績に応じた抽選
※抽選は、毎週金曜日の抽選結果を「みたかデジタル商品券事務局」にて発表いたします。
※抽選結果は「みたかデジタル商品券事務局」にて発表いたします。
- 8月上旬アンケート実施
今後の事業の参考とするため、ご協力をお願いいたします。
- 8月31日(土)商品券利用終了

(2) 市民向け周知チラシ(A4 両面)

利用までのステップ

① アプリをダウンロードとアカウント登録

「Smart Home」アプリをダウンロードし、アカウント登録を行います。



② 申込

利用規約に同意の上、申込をします。申込には「SMS認証」が必要です。



③ 購入

クレジット・現金・コンビニ決済・クレジットカード払い
クレジットカード払いの場合はICカード払いの指定が必要です。



④ 利用

利用者が登録した二枚のICカードを読み取ります。



※1 SMS認証とは「セキュリティ対策」の機能のひとつで、本人であることを確認し、サービスに接続するための認証コードを入力することによって行われます。アプリのメニュー画面で「SMS認証」を選択してください。

※2 利用エリアが広域エリア・狭域エリアと分かれており、利用エリアによって異なるサービスが利用できます。ご利用エリアでサービスが利用できない場合は、お問い合わせください。

スマホ操作の支援メニュー

● スマホ体験講習会 ※予約必須

開催 4月13日(土)、14日(日)、20日(土)、21日(日)で実施
会場 各コミュニティセンター(店にもよって異なります)
 詳しくは案内板のQRコード、またはスマホ支援メニューのチラシをご覧ください。

● スマホ出張説明会 (5人以上) ※予約必須

グループ対象の出張説明会 (会場は予約されるグループで確保してください)

● サポートコーナー 予約不要

開催 令和6年4月8日(月)～6月28日(金)
会場 池田駅西二丁目3階123号会議室 (休館中に変更の可能性あります。)
時間 平日 9:00～16:30 ※12:00～13:00は休憩時間



● 携帯電話事業者によるスマホ教室 詳しくは各店舗にお問い合わせください

商品券の申込手続きまでの操作をご説明します

ドコモショップ八尾店	0120-522-608 (無料)
ドコモショップ東八尾店	0120-116-608 (無料)
ドコモショップ北館店	0120-058-608 (無料)

みたかデジタル商品券コールセンター

TEL **0120-606-617** (長話無料)

現金でも

みたかデジタル商品券コールセンター

※ 本センターは、商品券の発行・利用に関するお問い合わせにのみ対応いたします。



(3) 販促ツール

▼封筒(角 2 サイズ)

▼送付状(A4 片面)

- 52 -

▼管理画面 アドレス・パスワードのお知らせ(A4 両面)

※当店は、個人情報を厳重に管理しております。

管理画面 アドレス・パスワードのお知らせ

この度は「みたかデジタル商品券」の発行にご参加いただき、誠にありがとうございます。

商品券の発行、キャンセル、決済履歴の確認などにご利用いただけます。「管理画面」のアドレス・パスワードもご入力いただけます。

管理画面をご利用の際は、下記のアドレスとパスワードをご入力頂き、ログインをお願いいたします。また、本画面もご覧いただき、必ずログインされていること、ご自身の情報であることを確認して頂きますようお願いいたします。

※画面は変更されますよう、変更の際は十分ご注意くださいと申します。

本画面登録後、必ずログインしていただき、ご自身の情報であることをご確認ください。

管理画面 (WEB ブラウザ)

※画面は、お手持ちの端末、閲覧環境により異なります。※画面は Google Chrome を推奨いたします。

商品のアドレスは <https://mitaka.jp/mitaka> 商品のパスワードは [*****](#)

管理画面は、お手持ちの端末でご利用いただけます。

URL: <https://mitaka.jp/mitaka/mitaka> *****

【利用方法】(上記、管理画面のアドレス、パスワードを記入した上で)
 みたかデジタル商品券コールセンター TEL: 0120-606-617
 ※受付時間: 午前10時～午後8時 土・日・祭日含む

以上
 国産あり

「みたかデジタル商品券」の精算スケジュールについて

※毎週金曜日の翌々日(土曜)に当店の口座へお振込みします。

※「みたか地域ポイント」の精算スケジュール: 月末締め後7営業日以内にお振込みします。

※加盟店様で現金の手続きは不要です。

※締め日も異なります。管理画面までご利用の取得はできません。

※店舗から利用履歴に現金で入金しているなどの対応が必要となります。

※振込口座名義「株式会社みたか」(以下)から振込みいたします。

利用期間	振込予定日
6月3日(月)～6月7日(金)	6月18日(火)
6月8日(土)～6月14日(金)	6月25日(火)
6月15日(土)～6月21日(金)	7月2日(火)
6月22日(土)～6月28日(金)	7月9日(火)
6月29日(土)～7月5日(金)	7月16日(火)
7月6日(土)～7月12日(金)	7月23日(火)
7月13日(土)～7月19日(金)	7月30日(火)
7月20日(土)～7月26日(金)	8月6日(火)
7月27日(土)～8月2日(金)	8月13日(火)
8月3日(土)～8月9日(金)	8月20日(火)
8月10日(土)～8月16日(金)	8月27日(火)
8月17日(土)～8月23日(金)	9月3日(火)
8月24日(土)～8月30日(金)	9月10日(火)
8月31日(土)	9月17日(火)

▼参加店舗向けマニュアル(A4 冊子)



▼クイックマニュアル(A4 片面)



▼ポスター(A3 片面)

▼ステッカー

みたかデジタル商品券(A5)

みたか地域ポイント(100 mm×100 mm)

▼山型 POP(組み立て式 縦 15.5 cm×横 11.0 cm×奥行 6.0 cm)



▼二次元コード(1 シール2枚 参加店舗で山形 POP へ貼付け)



▼「みたか地域ポイントコールセンター」シール

※9月1日以降もみたか地域ポイント参加店舗として参加する店舗は山形 POP に裏面に貼付け



▼ホーム

0120-606-617

▼商品券について

みたかデジタル商品券

[ホーム](#)
[商品券について](#)
[利用方法](#)
[参加店舗一覧](#)
[規約・マニュアルなど](#)
[Q&A](#)
[お問い合わせ](#)

「みたかデジタル商品券」とは？

名称	みたかデジタル商品券
目的	物価高騰の影響を受けている市民の皆さまの支援と「みたか地域ポイントアプリ」の利用促進やキャッシュレス決済によるデジタル化の推進
商品券の形状	「みたか地域ポイントアプリ」を活用したデジタル商品券
発行枚数	12億円（プレミアム額2億円）、プレミアム率20%
販売額	1口1,000円（額面1,200円）
最大購入可能数	1人30口まで（1,000円×30口＝30,000円、額面36,000円）※申込みが多い場合は、抽選（1人1口は必ず当選）
支払い単位	1円単位
購入対象者	令和6年4月1日時点で市内在住の方※住民基本台帳と実名して確認します。※未成年の方は親権者の同意が必要です。
申込受付期間	令和6年4月12日（金曜日）10:00～令和6年5月7日（火曜日）
申込方法	申込受付期間中に「みたか地域ポイントアプリ」よりお申込みいただけます。
抽選結果	令和6年5月23日（木曜日）10:00（「みたか地域ポイントアプリ」にてお知らせいたします。）
販売期間	令和6年5月24日（金曜日）10:00～令和6年7月31日（水曜日）
利用期間	令和6年6月3日（月曜日）10:00～令和6年6月31日（土曜日）
利用方法	店舗に設置されている二次元コードを読み取り決済（キャッシュレス決済）します

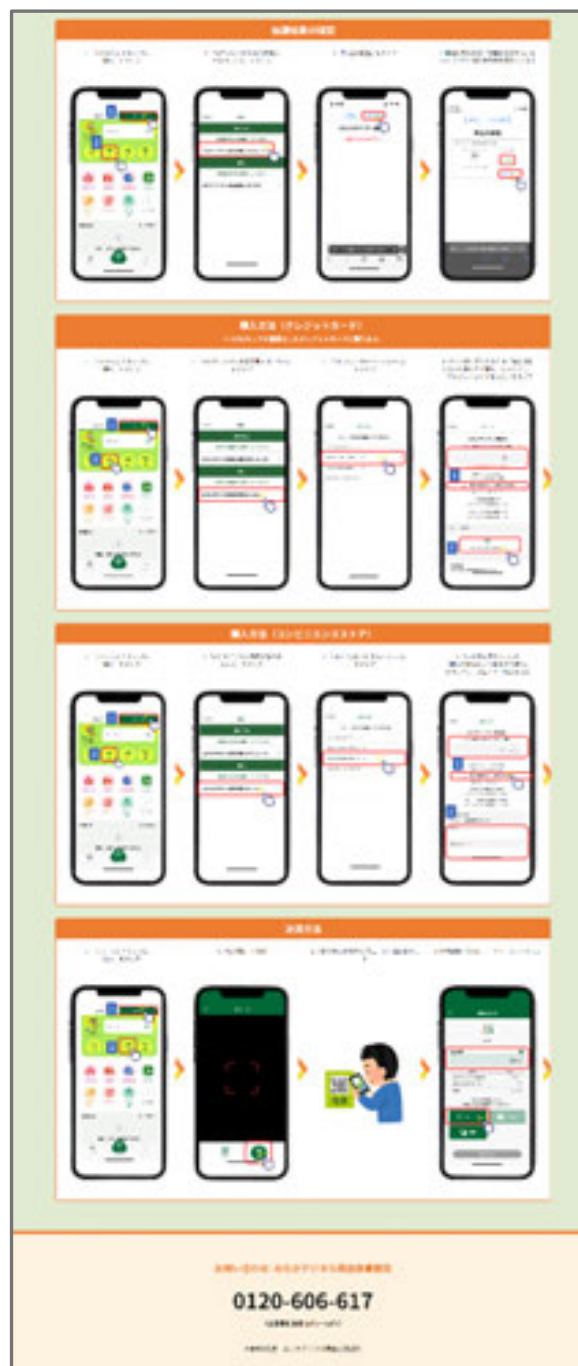
お問い合わせ: みたかデジタル商品券事務局

0120-606-617

（土日含む全日 10時～18時）

©令和6年度 みたかデジタル商品券事務局

▼利用方法



▼参加店舗一覧

みたかデジタル商品券

[ホーム](#)
[商品券について](#)
[利用方法](#)
[参加店舗一覧](#)
[規約・マニュアルなど](#)
[Q&A](#)
[お問い合わせ](#)

参加店舗一覧

参加店舗は「みたか地域ポイントアプリ」でも検索できます。

参加店舗一覧（PDF）はこちら

店舗名などを入力・選択すると、自動的に店舗の青いピンがマップに表示されます。

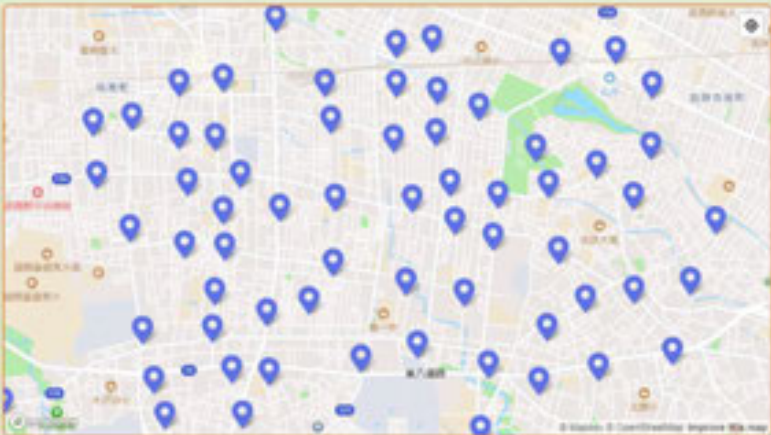
フリーワード検索

エリア

- ☐ 上郷東
- ☐ その他
- ☐ 河口
- ☐ 川の原
- ☐ 大沢
- ☐ 北野
- ☐ 深沢南
- ☐ 下郷東
- ☐ 中津
- ☐ 早丸
- ☐ 野崎
- ☐ 新川
- ☐ 高砂市
- ☐ 高砂市
- ☐ 武蔵野市
- ☐ 小金井市
- ☐ 世田谷区
- ☐ 有国店

業種

- ☐ 飲食（居酒屋）
- ☐ 飲食（そば・うどん）
- ☐ 飲食（カフェ）
- ☐ 飲食（ラーメン）
- ☐ 飲食（和食）
- ☐ 飲食（イタリアン）
- ☐ 飲食（その他）
- ☐ ホームセンター
- ☐ ドラッグストア・薬局
- ☐ スーパーマーケット
- ☐ 惣菜食品店
- ☐ 家電
- ☐ 飲料・食品関係
- ☐ コンビニエンスストア
- ☐ 増設・美容
- ☐ 自動車・自動車、バイク
- ☐ クリーニング
- ☐ 建設・不動産
- ☐ その他・サービス
- ☐ 医療
- ☐ その他の小売



お問い合わせ：みたかデジタル商品券事務局

0120-606-617

(土日含む毎日 10時～18時)

©令和6年度 みたかデジタル商品券事務局

▼規約・マニュアルなど

みたかデジタル商品券

ホーム

商品券について

利用方法

参加店舗一覧

規約・マニュアルなど

Q&A

お問い合わせ

規約・マニュアルなど

利用者向け

ダウンロード～新規登録

こちら

申込方法

こちら

購入方法

こちら

決済方法

こちら

利用者規約

こちら

スマホ操作支援メニューチラシ

こちら

参加店舗の検索方法（※6月3日から）

こちら

店舗向け

参加店舗規約

こちら

みたかデジタル商品券告知チラシ

こちら

みたかデジタル商品券ポスター

こちら

クイックマニュアル

こちら

参加店舗向けマニュアル

こちら

お問い合わせ: みたかデジタル商品券事務局

0120-606-617

(土日含む毎日 10時～18時)

©令和6年度 みたかデジタル商品券事務局

みたかデジタル商品券

ホーム

商品券について

利用方法

参加店舗一覧

規約・マニュアルなど

Q&A

お問い合わせ

Q&A

みたかデジタル商品券 全般

- アプリアイコンからダウンロードできますか？
- みたかデジタル商品券受取の日程は？

すべて見る

加盟店様向け（全般）

- 領收書（商品券は現金受領書）を添付した際に、当該領収書の金額と異なることは可能ですか？
- 商品券でお買い物をされたお客様に、当該領収書のポイントサービスを提供することは可能でしょうか？
- 領収書に記載されている金額の内訳は確認できますか？
- 商品券数量に参加するにあたり、地域ポイントの利用可能店舗にならなくても良いですか？
- 領収書が破損している場合はキャンセルは可能ですか？

すべて見る

加盟店様向け（決済）

- 商品券を利用できない商品はありますか？
- 他の電子マネーや現金との併用は可能ですか？

すべて見る

利用者様向け（登録・申込）

- 商品券の申込方法を教えてください。
- 商品券は誰でも申込できますか？
- スマホで照会していない子どもは使えますか？
- 申し込みは先着順ですか？
- アプリアイコンからダウンロードできますか？

すべて見る

利用者様向け（購入・チャージ）

- 欲置いた商品券の購入方法や注意点を教えてください。
- 欲置した回数（金額）より少ない回数（金額）を購入することはできますか？
- 欲置しましたが、辞退できますか？
- 商品券を購入する際の決済方法を教えてください。
- 商品券を購入できるのは何日までですか？

すべて見る

利用者様向け（決済）

- どういう方法であれば支払いをするのでしょうか？
- 商品券はパソコンでも利用できますか？
- 有効期限内までに使い余った商品券は払い戻しされますか？
- 商品券が使えなくなる場合があります。
- 商品券が使えるお店の数はありますか？

すべて見る

みたか地域ポイント（みたぽ）全般

- みたか地域ポイントってなんですか？
- デジタル商品券を購入した方様以上の市民へのみたか地域ポイントの付与はどのような仕組みになっていますか？

すべて見る

お問い合わせ：みたかデジタル商品券事務局

0120-606-617

(土曜日も受付 10時～18時)

©令和6年度「みたかデジタル商品券事務局」

(5) 参加店舗 WEB 申請受付フォーム ※一部抜粋

「みたかデジタル商品券」参加店舗 WEB申請受付フォーム

物価高騰の影響を受けている市民の情様の支援と「みたか地域ポイントアプリ」の普及促進およびキャッシュレス決済によるデジタル化の推進を目的として、みたかデジタル商品券を発行します。

つきましては、本事業にご賛同いただき、市民の情様の商品券（デジタル）をご利用いただける店舗として登録いただくため、受付フォームへのご入力をお願いいたします。

必要事項をご入力いただき、必要書類を添付の上、**【入力内容確認】** ボタンを押してください。【必須】項目が入力されていない場合は、エラーとなりますので、必ず入力ください。

※注意事項（申請前に必ずご確認ください）

- ・一法人または一人事業主あたり、複数店舗を営業されている場合、お手数ですが店舗数分をそれぞれ申請（まとめ申請不可）していただきます。
- ・振込先口座情報（添付コピー）の添付が必要となります。事前にご準備の上、添付ファイルを一旦スマートフォンやパソコン等の本体に保存してから、入力をスタートしてください。
- ・振込先口座情報（添付コピー）の添付ファイルは出来る限りファイルサイズを小さくして、1ファイル2MBまでとしてアップロードをしていただきますようお願いいたします（添付のコピーは写真でも構いません）。

規約等同意【必須】 ☐ 確認しました

事業概要や店舗情報をご確認いただき、以下の必要事項を入力ください。

個人情報【必須】 ☐ 同意します

入力いただく申請者の個人情報は、申請者との連絡及び本事業に係るサービスの提供のために利用させていただきます。また、申請いただいた手続きに必要な範囲内で、業務委託先（フェアリカポケットマーケティング株式会社及び株式会社JTB）に対し個人情報を提供いたします。

事業所名（法人名）【必須】

※スペース等を入力せず左詰めでお願いいたします。
例) 有限会社〇〇、〇〇株式会社

事業所名 カナ（法人名）【必須】

※スペース等を入力せず左詰めでお願いいたします。
例) ユウゲンガイシャ〇〇、〇〇カブシキガイシャ

事業所所在地 等

(事業所所在地)郵便番号（都道府県）【必須】 - **住所検索**

※半角数字にて入力ください。

(事業所所在地)都道府県【必須】

例) 東京都

(事業所所在地)市区町村・町名【必須】

例) 三鷹市 野崎

(事業所所在地)丁目・番地・号【必須】

※スペース等を入力せず左詰めでお願いいたします。
※半角の数字およびハイフンで入力ください。
例) NG: 1丁目2番地3 OK: 1-2-3

(事業所所在地)建物名・郵便番号【必須】

※スペース等を入力せず左詰めでお願いいたします。
例) 〇〇ビルハハ号室

代表者名【必須】

※スペース等を入力せず左詰めでお願いいたします。
例) 〇〇太郎

(6) 「みたかデジタル商品券」参加店舗申込書

「みたかデジタル商品券」参加店舗申込書

みたかデジタル商品券事務局 御中 **みたかデジタル商品券事業の販促に賛同し、参画店舗として申し込みます。**

※利用者はゲームホームページに掲載されます。掲載後の掲載によって変更できない項目があることがあります。

※記入したいただいた申込み情報は、申込者との連絡及び事業に係るサービス提供のために活用させていただきます。

フリック 事業所名			
事業所 所在地	〒 -		
フリック 代表者名			
フリック 参加店舗名			
フリック 担当氏名	TEL メールアドレス		
カラクリ・IP キャラクター 番号・種類	☐ 上記「事業所名」を掲載 ☐ 上記「参加店舗名」を掲載 ☐ その他（ ）		
参加店舗 所在地	〒		
営業日及び 営業時間 (注記)	土曜 (注記)	日曜 (注記)	
登録 したいジャンルに チェックして ください	☐ 飲食(居酒屋) ☐ 飲食(焼肉) ☐ 飲食(イタリアン) ☐ 飲食(オマケ・うどん) ☐ 飲食(バーメン) ☐ 飲食(カフェ) ☐ 娯楽(その他) ☐ スポーツ・マーケット ☐ 娯楽施設 ☐ ホームセンター ☐ ペットストア・用品 ☐ 薬房 ☐ 服飾・服飾雑貨・バイタ ☐ 文具・事務用品 ☐ おもちゃ・玩具・ホビー ☐ 健康・美容 ☐ グリーンインテリア ☐ 園芸・草花類 ☐ その他・サービス ☐ その他のその他 ☐ 遺贈		
決済用 QRコード印刷 希望期間	デビットカード 機	現金レジ受 取機	☐ 500円未満 ☐ 500円から1,000円 ☐ 1,000円以上
			☐ チェーン店 ☐ フランチャイズ ☐ 複合店 ☐ その他（ ）
参画店舗 情報	登録電話番号 支店番号 登録名称 数値 店舗 ☐ 番 号 〇店舗名		

※登録料3万円を合わせて4万円となります。

- 下記が実施される際に、右の機会を併せてします。また、後者情報の返送をしていただきます。
- みたかデジタル商品券事務局宛の「参加店舗案内」の発行を行います。
- 参加店舗の掲載をお願いします。

上記のことにご了解願います。右のチェック欄に「可」をご記入の方のみ参加できます。★★ ☐ はい、了解し参加を申込みます。

商品券の使用開始時期は「年末（みたか物産展イベント）」が使用できる店舗として開催します。
 ※「上旬」以降で受付を開始いたします。

☐ 承諾する（参加） ☐ 検討中 ☐ 承諾しない

なお、FAX 申込の場合、必ず**郵便振替のお電話(Tel.0120-606-617)**をお願いします。

みたかデジタル商品券事務局
TEL 0120-606-617 | E メール 0120-11000-11000
FAX 042-521-5558

TEL 0120-606-617 | E メール 0120-11000-11000
FAX 042-521-5558

<http://www.mita-ka-ticket.jp/>

(7) その他

参加店舗一覧(4月5日～7月15日 専用WEBサイト掲載分) 作成

参加店舗一覧(併用決済追記) (7月15日～専用WEBサイト掲載分) 作成

(8) スマホ体験講習会関連

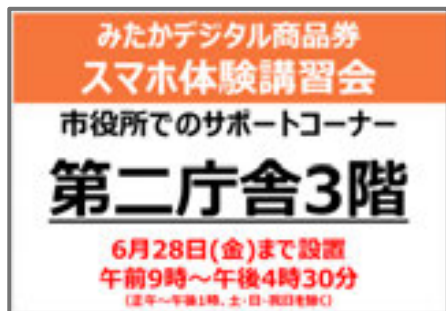
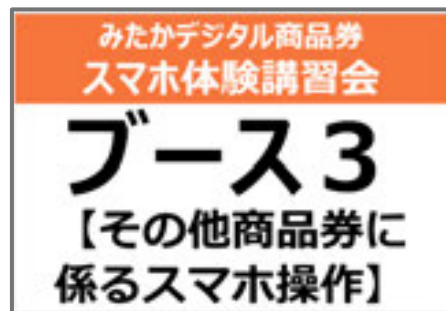
▼スタッフ用マニュアル



▼スタッフ証



▼会場用サイン(POP)一覧 すべて A3 サイズ/ラミネート加工



2-10 主な実績のまとめ

(1) 申込

- ・4月12日から5月7日までアプリ内で申込受付を行い、総人数 27,676 人、総口数 782,645 口の申込があった。
- ・申込件数が伸び悩んだため、5 月 5 日の広報みたかの発行に合わせ、チラシの全戸配布により事業周知を行ったことで申込数は急激に増え、上記の申込数となった。
- ・申込に当たっては、SMS 認証により本人確認を前提として、セキュリティを確保した。
- ・スマホ操作に慣れている20～30代の申込者数が人口に対して低調であった。
- ・厳格なセキュリティの反面、スマホを持っていない子どもなど家族分の購入ができないといった声があった。

(2) 購入

- ・5月24日から7月31日まで販売を行い、728,757 口のプレミアム分を含む 874,508,400 円が購入された。
- ・購入者の約 8 割がクレジットカード支払い、約 2 割がコンビニ支払いであった。
- ・クレジットカードでの購入に当たっては、3Dセキュアを必須として、クレジットカードの不正利用防止の対策を行った。
- ・商品券の購入の際に、クレジットカードのエラーに関するお問い合わせを多くいただいた。初めてクレジットカードでのオンライン決済をされる方による 3D セキュア認証の未登録などによりエラーコードが表示される原因となった。

(3) 利用者支援

- ・初めてのデジタルのみの商品券事業の中、スマホ体験講習会や相談窓口を中心に複数の利用者支援メニューを実施することで、高齢者を中心としたデジタルに不慣れな方に対して、申込・購入手続き等の支援を行うことができた。
- ・2月からコールセンターを開設。4月～8月の購入・申込・利用のピーク期においては回線数を増やし、ニーズを予測した対応を図った。
- ・アプリ内の問い合わせフォームでの質問についても回答した。

(4) 参加店舗

- ・2月16日からの募集開始後、利用開始までに約 400 店舗から参加店舗申込をいただいた。
- ・商工会を通じての市内店舗等への事業周知や個別店舗への声かけなどにより、前回に比べてスーパーマーケットや家電販売店が増加した。市境に住む市民の利便性を高めるために、市外店舗に対しても、声掛けを実施したところ市民の利便性に直結する店舗に参加いただいた。
- ・事業終盤に実施した参加店舗向けアンケートでは、事業への肯定的なご意見が多かったが、大規模店舗等においてレジ業務や事務事業などの業務負担が生じたと回答があった。

(5) 申込と利用実績

	令和6(2024)年度	令和4(2022)年度
事業名	みたかデジタル商品券 (プレミアム率 20%)	むらさき商品券 (プレミアム率 30%)
発行予定額(※1)	1,000,000,000 円	1,000,000,000 円
申込額 (A)	782,645,000 円	(※2) 1,000,000,000 円
購入額 (B)	728,757,000 円	951,430,000 円
利用額 (C)	726,953,158 円	946,142,343 円
購入率 (B)/(A)	93.1%	95.1%
利用率 (C)/(B)	99.8%	99.4%

※1 プレミアム率が異なるため、プレミアム率を加味しない額を記載している。

※2 当選した方の申込金額を記載している。

3 事業の成果・課題、総括

3-1 参加店舗

(1) 参加店舗の募集

三鷹商工会への委託により令和6(2024)年2月に市内店舗等への事業周知を図るとともに、2月～3月に説明会を合計4回開催し、参加店舗の1次募集を3月下旬まで行い、その後は7月末まで随時で参加店舗を募集した。

参加店舗の募集に当たっては、生活必需品の購入が多いスーパーマーケットやドラッグストア(以下「スーパー等」という。)のほか、市境に住む市民の利便性を高めるため、近隣市の市外店舗に対しても、事業への参加案内を行った。その結果、スーパー等の 500 m²以上の大規模店舗の参加が、前回(令和4(2022)年度「むらさき商品券事業」)に比べて増加した。

(2) 店舗での利用実績

商品券の利用は、スーパー等での利用が 70%を占めており(P33 参照)、小売店舗の利用は 30%となっている。この傾向は、令和4(2022)年度に実施した「むらさき商品券事業」と同様であった。今回の商品券事業は、消費喚起型の経済対策ではなく、物価高騰に対する生活支援が目的であるため、日用品や食料品を多く取り扱うスーパー等での利用が増えることは、本事業の目的と合致するものであった。

(3) 今後の継続希望

7月 31 日時点で 446 店舗(期間中に辞退した1店舗を含む。)が本事業に参加した。

本事業の終了後に、「みたか地域ポイント事業」での継続参加を要請したところ、継続参加を希望したのは 8 月 31 日時点で 233 店舗となった。スーパーマーケットの辞退が多かったが、その理由は、アプリで店舗側のQRコードを読み取る方式ではレジでの負担が大きく、日常的な対応は難しいとのことであった。

半数以上の店舗が継続参加を希望することとなり、「みたか地域ポイント」の利用可能店舗は、本事業開始前の 36 店舗から大幅に増加した。今後、同様の事業を実施する場合には、更に広く参加店舗を募り、利便性向上に取り組んでいく。

3-2 商品券の購入申込

(1) 広報と申込者の推移

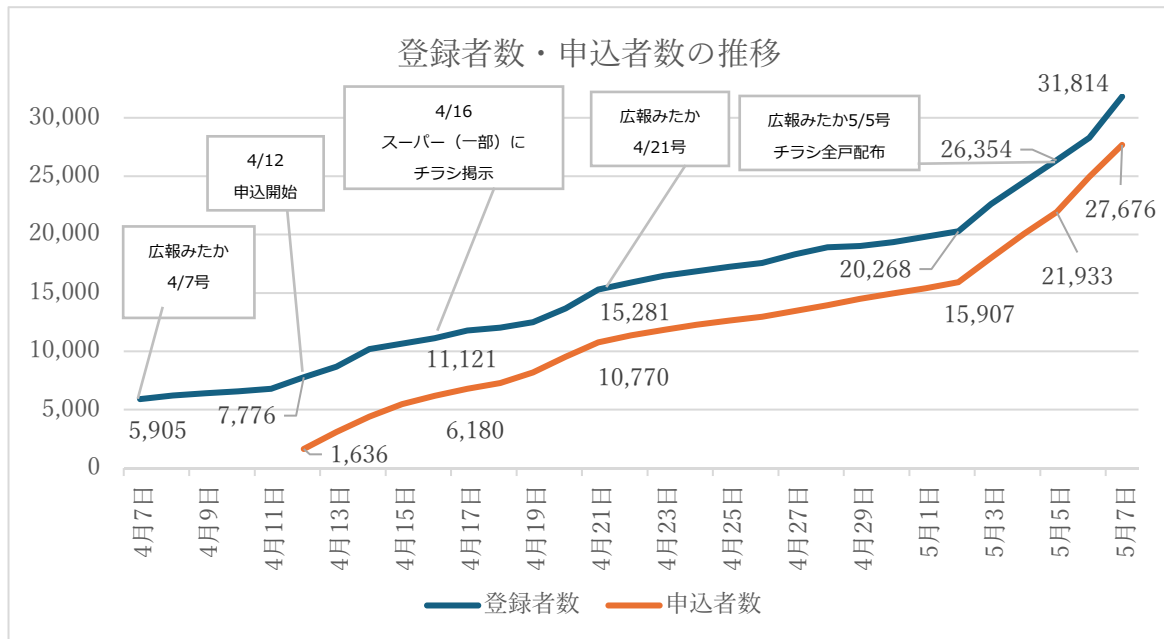
「みたかデジタル商品券」の販売に当たっては、令和6(2024)年4月7日号の広報みたかで周知し、4月 12 日(金)から5月7日(火)を申込期間とした。

当初、申込件数が伸び悩んだため、4月 16 日に大型店舗を中心とした一部店舗にポスター掲示を依頼したほか、4月 21 日号の広報みたかに再度、申込を促進する記事を掲載し周知を図った。その後も申込件数が伸び悩んだため、5月5日号の広報みたかの発行にあわせて、チラシを作成し全戸配布したところ、5月7日までの3日間で 5,000 件を超える申込があり、販売期間終了後もコールセンターに多くのお問い合わせがあった。

4月7日号の広報みたか1面への掲載をはじめ、市ホームページ等で事業周知を行ったものの、当初申込が伸び悩んだのは、情報が伝わらなかったことが原因と思われる。広報紙や市ホームページに掲載することで「伝えたつもり」になるのではなく、チラシの全戸配布によるインパクトのある情報伝達のほか、店舗へのポスター掲示など目につきやすい情報発信の必要性を確認した。

また、人口に比して20～30代の申込が低調であった(P14 参照)ため、若い世代への情報発信について、今後検討が必要となる。

■アプリ登録者数及び商品券申込者数の推移



(2) セキュリティ

今回の商品券事業は、申込額が発行総額を下回ったことから、抽選は行わなかったものの、申込(購入)ができる方をスマホの所有者本人のみとし、SMS認証及び住民基本台帳との突合により厳格な本人確認を前提とした。そうしたことから、スマホを持っていない子どもの分が購入できないといった声が多くあった。

また、クレジットカードで商品券を購入する際に、カードの本人認証(3Dセキュア認証)を必須としたことにより、カードの不正利用の防止につながったものの、3Dセキュア認証の未登録によるエラー等によりスムーズに購入できないために、「購入のしづらさ」につながった可能性がある。アプリの機能や仕様には制限されることもあるが、他の方法により実施する場合は、セキュリティを確保しつつ、多くの方が申込(購入)できる制度設計が必要と思われる。

(3) 利用者支援

デジタルのみの商品券の販売は今回が初めてであったため、「スマホ体験講習会」(会場は各コミュニティ・センター)や「出張説明会」を開催したほか、市役所等にサポートコーナーを設置するとともに、携帯電話事業者と連携したスマホ教室を開催した。申込から決済まで、スマホの操作に不慣れな高齢者を中心にきめ細かな支援をした結果、70代を中心に計1,127人が各種支援を利用した。

特に、市役所等に設置したサポートコーナーの利用者は1日平均14人であり、申込最終期日であった5月7日には52人が相談に訪れ、今回の商品券事業を契機に、キャッシュレス決済に取り組みたいなどの意見が寄せられた。

これまで、市ではデジタル機器の使用方法などスポット的な講習会を実施してきたが、利用者が少ないことから、廃止してきた経過がある。今回のデジタル商品券のように、相談の目的が明確であれば多くのニーズがあり、不定期ではなく、日常的に相談ができる環境があることにより、安定した利用につながる事が分かった。

(4) 追加募集

申込額が7割程度に留まったため、申込の追加募集を検討したが、新規の申込者のみを対象とした場合にはその効果は限定的であり、また、申込済みの方も含めた追加募集とした場合、不公平が生じることから、追加募集は行わなかった。追加募集を行う場合は、申込額が下回った場合の対応やスケジュールを当初から示すことが必要であるとする。

(5) 利用期間

6月3日から8月31日までの約3ヶ月を利用期間とした。これは、令和4(2022)年度に実施した「むらさき商品券事業」と同様の期間設定としたものである。利用期間に関しては、単身世帯では最大 36,000 円を3月の間に利用するのは難しいとの意見があった。

一方で、スーパーマーケット等においては、利用が長期化するとレジでの負担や事務量の増大により対応できないとの意見もあった。

令和2(2020)年度の「三鷹市プレミアム付商品券事業」は5ヶ月間で実施したこともあり、今後同様の事業を実施する場合は、利用者と参加店舗の双方が納得できる利用期間を検討する必要がある。

3-3 事業効果

(1) 利用者への効果

ア 生活支援

日用品を多く取り扱う大手スーパー等に参加いただいたこと、アンケート結果によると、最も利用された使い道が「食料品の購入」であったこと、最も多い購入目的が「お得だから」であったことから、市民の皆さまの生活支援につなげることができたと評価できる。その一方で、チラシの全戸配布後に申込が急増したほか、申込期間終了後も多くの問い合わせがあったことなど、本事業を知らなかった方が一定程度いたと思われる。また、子どもを含め、スマホを持っていない方は商品券を購入できなかったことから、今後同様の事業を実施する場合は、事業の周知や購入方法について検討する必要がある。

イ デジタル化の推進

アンケート結果によると、高齢の方が「初めてキャッシュレス決済を利用した」と回答するなど、きめ細かな利用者支援を実施したことにより、キャッシュレス決済に馴染みのない方がキャッシュレス決済に触れる機会となった。また、初めてキャッシュレス決済を利用した70～80代の方83名のうち53名が、「次回の商品券でもスマホ型を購入する」と回答するなど、キャッシュレス決済利用の一つの契機となったと言える。

(2) 店舗への効果

ア デジタル化の推進

店舗へのアンケートによると、市内の個店で「初めてキャッシュレス決済を導入した」との回答もあり、デジタル化の推進に効果があった。

その一方で、キャッシュレス決済に馴染みがない方への操作説明等により、レジでのオペレーションに時間を要したこと、特に大規模店舗等において、レジ業務や事務事業などの業務負担が生じたと回答があったため、店舗の理解を得ながら、決済方法や利用期間の設定を行う必要がある。

イ 新規顧客の獲得と利用者層の拡大

店舗へのアンケートによると、一部の市内小売店舗から「新規顧客層の取り込みに役立った」、「お客様の年齢の幅が広がった」などの回答があり、新規顧客の獲得や顧客層の拡大に一定の効果があった。

(3) アプリの利用

商品券事業開始前のアプリ登録者数は 3,719 人であったが、商品券事業実施後は 33,974 人となり、大幅に増加した。また、みたか地域ポイントが使える店舗数は、商品券事業実施前は 36 店舗であったところ、商品券事業実施後は 227 店舗となり、利便性が向上したため、アプリの利用促進にも効果があったと考える。今後は、アプリの更なる利用促進を図るため、マネーチャージ機能の導入やチャージ時のプレミアム率の設定、ボランティア以外でポイント付与ができる仕組みの構築等に取り組むとともに、参加店舗の募集を継続する必要がある。

一方で、「アプリが使いにくい」、「アプリで使用している言葉がわかりにくい」等の意見があったため、アプリの仕様の見直しを検討する必要がある。

(4) 経費節減

デジタルのみの商品券として事業を実施したため、利用者支援に係る費用や決済代行手数料が新たに発生したが、アプリで申込から決済まで完結することから、商品券の販売手数料や購入引換ハガキ郵送料など紙の商品券販売に係る費用が不要となり、令和4年(2022)度に紙ベースの商品券で実施した「むらさき商品券事業」と比較したところ、事務費用の決算ベースで約 32,000 千円の経費削減を図ることができた。

■歳入・歳出決算(見込)額

(単位：円)

		令和 6 (2024) 年度	令和 4 (2022) 年度	増減
歳 出	運営等業務委託料	244,472,305		244,472,305
	参加店舗募集業務委託料	699,571		699,571
	購入支援等業務委託料	2,968,790		2,968,790
	配付等委託料	770,233		770,233
	商品券事業費補助金		283,842,703	△283,842,703
	事務費補助金		132,193,017	△132,193,017
	計 a	248,910,899	416,035,720	△167,124,821
	うち事務分	105,324,109	137,480,674	△32,156,565
歳 入	国庫支出金	206,368,000	131,032,000	75,336,000
	都支出金		241,042,000	△241,042,000
	計 b	206,368,000	372,074,000	△165,706,000
一般財源 a-b		42,542,899	43,961,720	△1,418,821

3-4 総括

はじめてのデジタルのみの商品券事業で利用額は約7億3千万円(プレミアム率を加味した利用額は約8億7千万円)となった。

デジタルに不慣れな高齢者等の一部の市民が購入を控えたことや、子ども等のスマホを持たない方の分を購入できなかったことも推察される。しかし、スマホに不慣れな高齢者等への講習会を開催するなど、きめ細かな利用者支援を行ったほか、コールセンターへの問い合わせも多く寄せられた。目標の7割強に達したことからすると、デジタル商品券のみの発行とした影響は限定的なものであり、課題は事業周知や利用期間の設定にあったものと捉えている。今後、同様の事業を実施する際には、市内店舗へのポスターの掲示やチラシの全戸配布等を行うなど周知を徹底するとともに、より多くの市民の皆さまに購入いただけるよう取り組んでいく必要がある。

今回のデジタル商品券事業を通して、アプリを活用したデジタルのみの商品券事業も今後の選択肢の一つとなることを確認するとともに、アプリの登録者や参加店舗が拡大し、今後の地域ポイント事業の基盤を確立できた。

4 アンケート

4-1 参加店舗向け

■調査対象

全参加店舗 445 店舗

■調査方法

WEB アンケート(Forms) と架電の併用

- ・登録メールアドレス宛に WEB アンケート URL を配信。
- ・メールアドレス未登録の店舗は架電による聞き取り。

■調査期間

以下日程で 3 回メール配信

- ・7 月 26 日(金)→回答期限 8 月 5 日(月)
- ・8 月 6 日(火)→回答期限 8 月 13 日(火)
- ・8 月 19 日(月)→回答期限 8 月 23 日(金)

■質問内容

- Q1 今回の商品券事業に参加して良かったことを教えてください。(複数回答可)
- Q2 デジタル商品券の取扱いについての評価を教えてください。
- Q3 今回の商品券を取り扱って良かった(便利)と思う点を教えてください。(複数回答可)
- Q4 今回の商品券を取り扱って悪かった(不便)と思う点を教えてください。(複数回答可)
- Q5 商品券事業全般についてご意見・ご感想を教えてください。
- Q6 商品券事業終了後、引き続き地域ポイントの参加店舗として継続いただけますか。
- Q7 「継続しない」とお答えいただいた理由について教えてください。

■回収結果

対象店舗 445 店舗 回答店舗 382 店舗 回答率 85.8%

未回答の店舗は、9 月 1 日以降のみたか地域ポイント取扱い店舗として継続されないものとした(Q6 関連)。

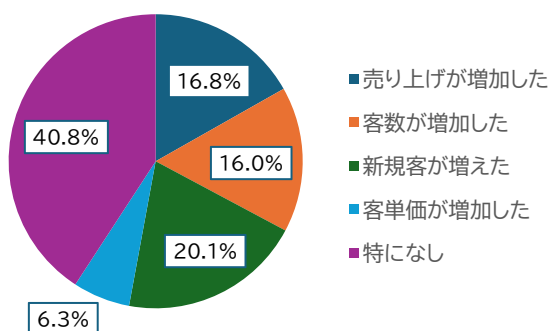
■参加店舗アンケート集計結果:Q1

今回の商品券事業に参加して良かったことを教えてください。(複数回答可)

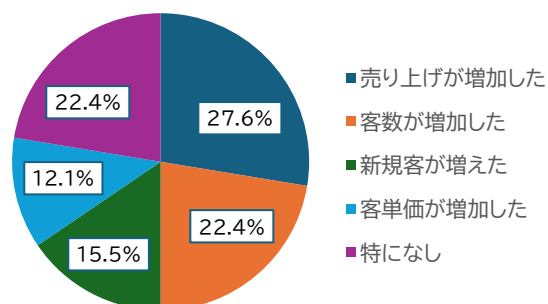
回答／店舗面積	500 m ² 未満		500 m ² ～ 1,000 m ² 未満		1,000 m ² 以上		合計	
	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率
売り上げが増加した	62	16.8%	16	27.6%	8	32.0%	86	19.1%
客数が増加した	59	16.0%	13	22.4%	6	24.0%	78	17.3%
新規客が増えた	74	20.1%	9	15.5%	3	12.0%	86	19.1%
客単価が増加した	23	6.3%	7	12.1%	5	20.0%	35	7.8%
特になし	150	40.8%	13	22.4%	3	12.0%	166	36.8%
合計	368	100.0%	58	100.0%	25	100.0%	451	100.0%

※回答店舗数:349 店舗

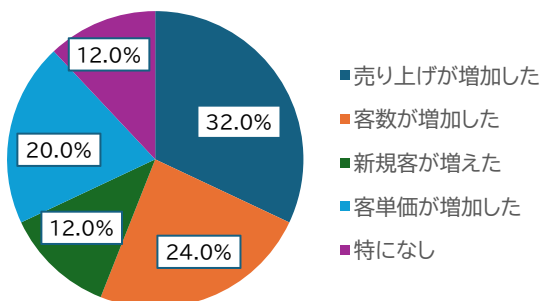
500m²未満



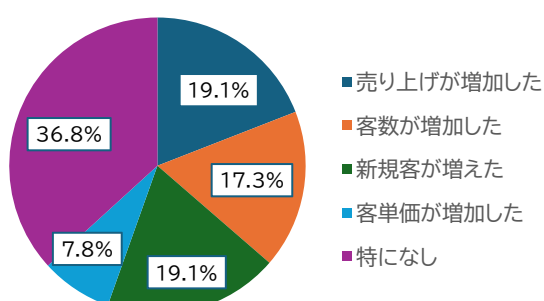
500m²～1,000m²未満



1,000m²以上



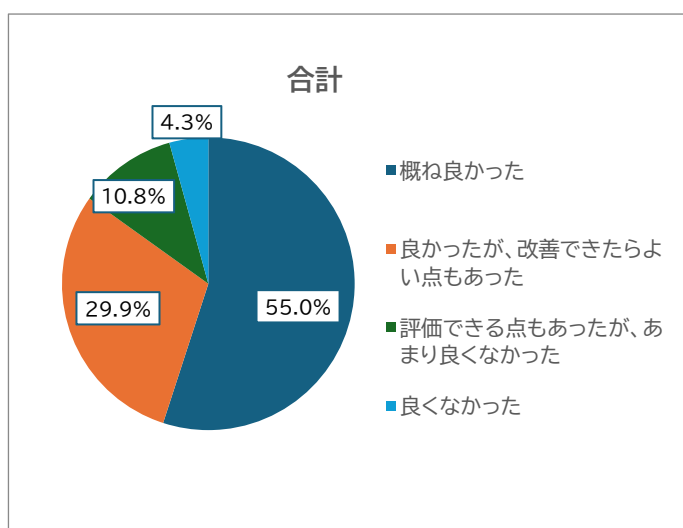
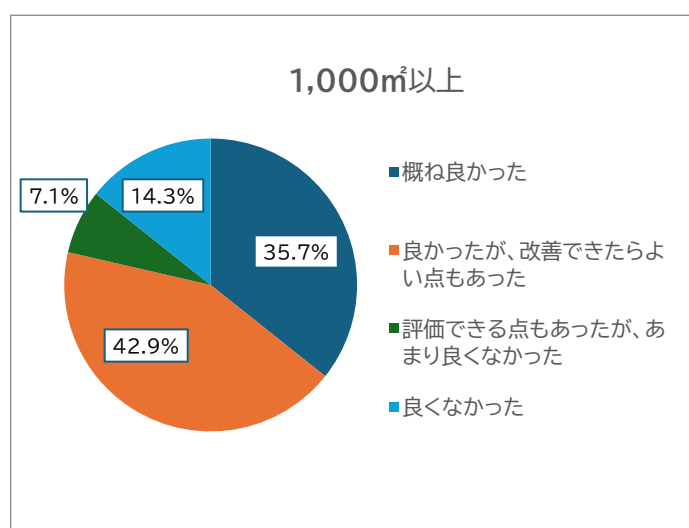
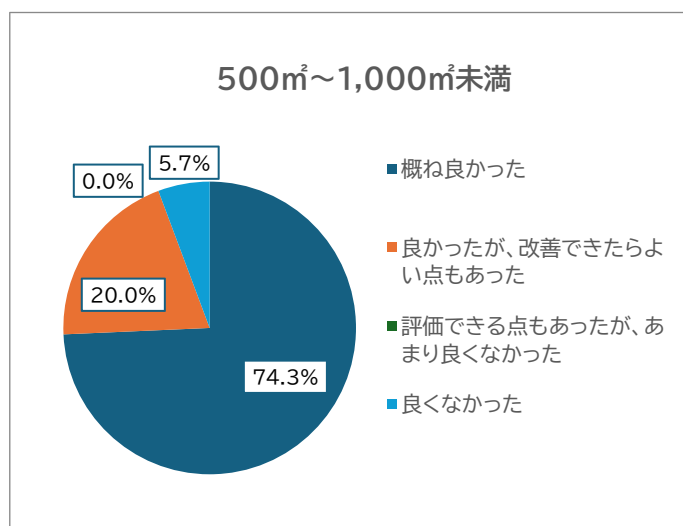
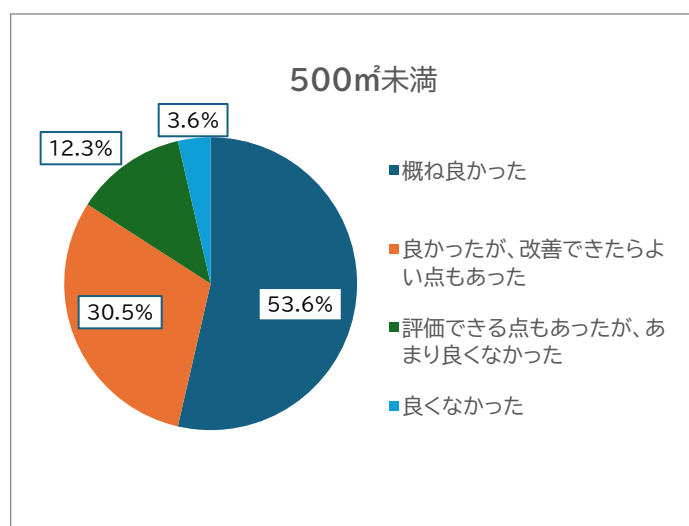
合計



■参加店舗アンケート集計結果:Q2

デジタル商品券の取扱いについての評価を教えてください。

回答／店舗面積	500 m ² 未満		500 m ² ～ 1,000 m ² 未満		1,000 m ² 以上		合計	
	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率
概ね良かった	162	53.6%	26	74.3%	5	35.7%	193	55.0%
良かったが、改善できたらよい点もあった	92	30.5%	7	20.0%	6	42.9%	105	29.9%
評価できる点もあったが、あまり良くなかった	37	12.3%	0	0.0%	1	7.1%	38	10.8%
良くなかった	11	3.6%	2	5.7%	2	14.3%	15	4.3%
合計	302	100.0%	35	100.0%	14	100.0%	351	100.0%

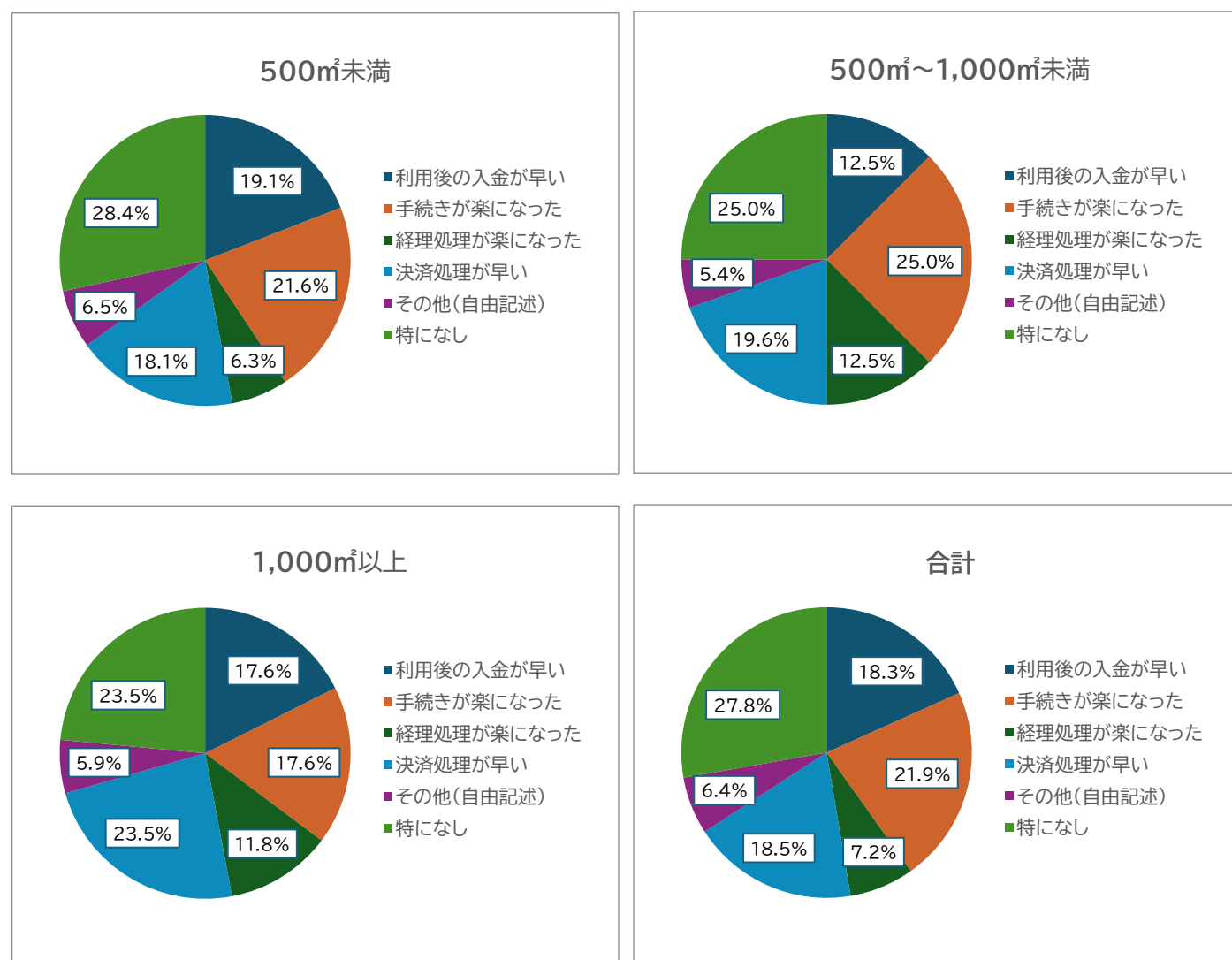


■参加店舗アンケート集計結果:Q3

今回の商品券を取り扱って良かった(便利)と思う点を教えてください。(複数回答可)。

回答／店舗面積	500 m ² 未満		500 m ² ～ 1,000 m ² 未満		1,000 m ² 以上		合計	
	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率
利用後の入金が早い	76	19.1%	7	12.5%	3	17.6%	86	18.3%
手続きが楽になった	86	21.6%	14	25.0%	3	17.6%	103	21.9%
経理処理が楽になった	25	6.3%	7	12.5%	2	11.8%	34	7.2%
決済処理が早い	72	18.1%	11	19.6%	4	23.5%	87	18.5%
その他(自由記述)	26	6.5%	3	5.4%	1	5.9%	30	6.4%
特になし	113	28.4%	14	25.0%	4	23.5%	131	27.8%
合計	398	100.0%	56	100.0%	17	100.0%	471	100.0%

※回答店舗数:349 店舗



Q3)で「その他」を選んだ店舗の自由記述(500 m ² 未満の店舗)	
手数料に関する メリットを挙げ た意見 …1件	入金手数料がかからない
新規顧客獲得や 顧客の幅拡大に つながった意見 …5件	煩雑だが新規顧客層の取り込みに役立った。現金を扱わない利点はある。
	酒たばこ・菓子を扱っているが、若いママさんが増えた印象がある。
	若い方の中には使用可能とのことを喜んでくださった方もいらっしゃいました
	今まで利用のなかったお客様の関心が得られた。
売上や決算処理 の効率化につな がった意見 …4件	新規のお客様に認知してもらえた
	現金より分かりやすかった。
	売上管理がしやすかった。
	デジタルなので、紙媒体と違って換金の期限などこちらの確認事項が少なくてよ かった。
顧客の利便性や 満足度向上につ ながった意見 …5件	売り上げは前年と比べて 7%上がった。
	簡単で概ね良かった。
	顧客の決裁手段の選択肢が増えた
	お得な点はお客様の方がメリットをよく知っている為、アピールポイントになっ た。
利用者がいなか った、または利 用状況が把握で きなかった意見 …7件	会計手段の増加
	お客様からの使いたいという要望にお応えできた
	喜ばれた
	専門性が高い業務を行っており、もともと期待していなかったが、市の施策を 後押ししたかった。
	決済処理等は本社が行うので分かりません
	現時点で利用者がいない
	利用者がいなかったため測定不能
	利用実績なし
	店側の負担がないので是非使用してほしいのですが…
	チャージに来店される方が多かった

Q3)で「その他」を選んだ店舗の自由記述(500 m ² ～1,000 m ² 未満の店舗)	
以前のカード処理は残金の残ったカードが複数枚あり金額も把握できていないお客様が多かった 為決算処理に時間がかかったが今回は早かった。	
現時点で利用者がいない	
入金などが色々早い。お客様の年齢の幅が広がった。	

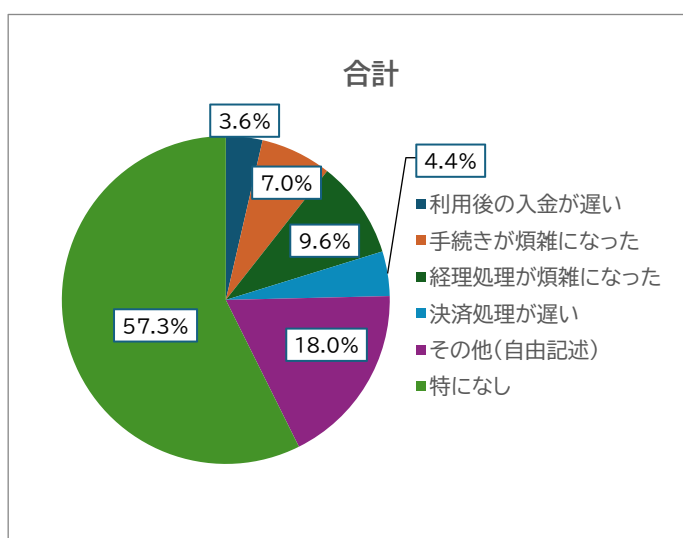
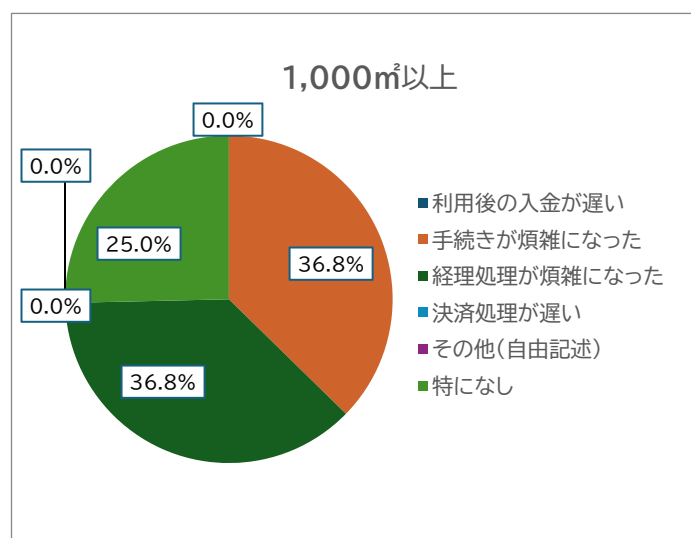
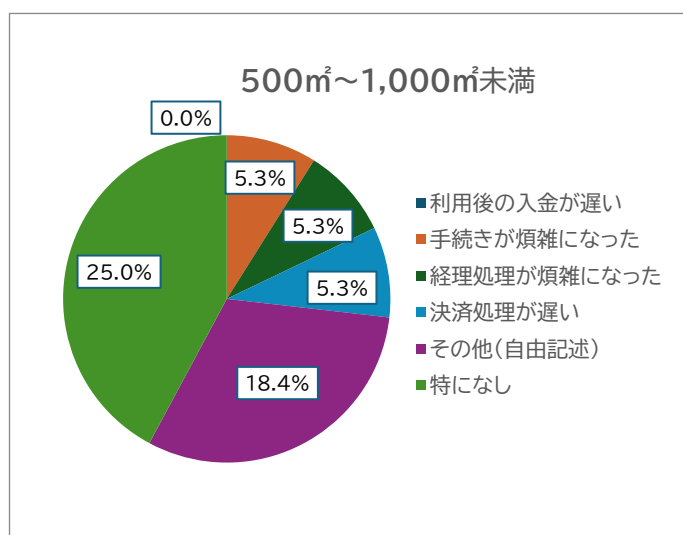
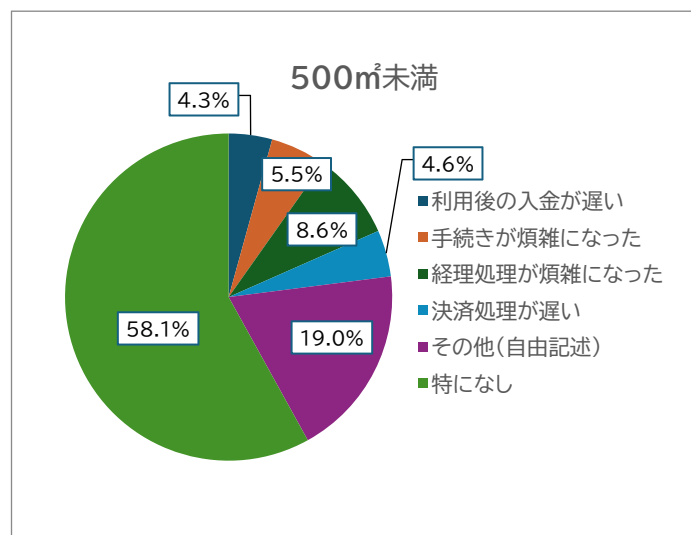
Q3)で「その他」を選んだ店舗の自由記述(1,000 m ² 以上の店舗)	
手数料が掛からない	

■参加店舗アンケート集計結果:Q4

今回の商品券を取り扱って悪かった(不便)と思う点を教えてください。(複数回答可)

回答／店舗面積	500 m ² 未満		500 m ² ～ 1,000 m ² 未満		1,000 m ² 以上		合計	
	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率
利用後の入金が遅い	14	4.3%	0	0.0%	0	0.0%	14	3.6%
手続きが煩雑になった	18	5.5%	2	5.3%	7	36.8%	27	7.0%
経理処理が煩雑になった	28	8.6%	2	5.3%	7	36.8%	37	9.6%
決済処理が遅い	15	4.6%	2	5.3%	0	0.0%	17	4.4%
その他(自由記述)	62	19.0%	7	18.4%	0	0.0%	69	18.0%
特になし	190	58.1%	25	25.0%	5	25.0%	220	57.3%
合計	327	100.0%	38	100.0%	19	100.0%	384	100.0%

※回答店舗数:342 店舗



Q4)で「その他」を選んだ店舗の自由記述(500 m ² 未満の店舗)	
アプリの使い勝手に関するご意見 …28件	QRを読み込んでから支払いまでの工程がわかりにくい (特に「チャージ」の選択はほとんどの人が理解できず、毎回説明が必要)
	利用者(お客様)で「チャージ」という文言と意味があまり分かっておらず、店舗の方で説明すると、言われないと分からないといわれてしまうことがあった。
	支払い方法のチャージ・みたぼ・併用 ここが複雑と分かりづらさから問い合わせが多かったので対応に苦労しました
	アプリの操作性が悪く、使いづらいという声が多かった
	アプリが使いづらい
	「チャージ」という表現がわかりにくい
	いちいちチャージが面倒 paypay 見習うべき
	利用されるお客様へのアプリ操作方法のご案内
	使えないアプリ
	QRコードの読み取りが他のアプリより感度が悪く時間がかかることが何度あった。
	お客様の端末の表示がわかりにくい
	決済画面で、支払いをするのに、『チャージ』を押すのは変で、操作がまごついた
	アプリでの支払い時の『チャージ』という言葉が最初分かりにくかった。『ペイ』『支払い』などの言葉がよかった。アプリの支払いにたどり着くまでの操作工程が多い。 (paypayなどはトップ画面に支払いのボタンがあるので比べてしまう)
	ブラウザ機能の関連で、利用途中から収支を閲覧出来なくなった。 問合せに推奨ブラウザの利用を後づけで教えられたが対応出来なかった。
	アプリの使い方が複雑
	お客様に操作していただくので金額や店舗名の確認をちゃんとさせてもらえない事があり不安だった
	アプリの利用法が難しく、お客様に手解きしないといけない場面が多々あった
	私の準備不足でうまく利用できませんでした。
	QRコードの読み取りにくかった。
	支払方法が複雑
	支払方法の際に「チャージ」という表記がみなさんわかりづらかったようです
	チャージ方法がわからず操作説明をする場面が多かった。
	手順が複雑で顧客が戸惑うことが多かった
	複雑なデジタル商品券の使用法の流れを都度説明するのはデメリットだった。
	支払い方法をよく理解していないお客様が多く、 会計時に時間がかかり他のお客様をお待たせすることがあった
	お客様が利用方法をわかってない
	会計時の所要時間が増えた
	利用に慣れてないお客様へのフォローアップが他大変。

	通信が悪くて決済がうまくいかないときがあった。 地域ポイントとの区別が分かりにくかった。
	ユーザーが慣れていない人が多いように感じました
高齢者の利用に関するご意見 …5 件	やはり紙ベースのほうがお年寄りも含めて使いやすいと思う。
	高齢客はできないとおっしゃっていた。
	高齢の方には会計時の操作が難しい
	自分の店はお年寄りが多いのでスマホを持っていない。 電子だけでなく紙の商品券も作ってほしい。
	以前と比べて、高年齢の方の利用がない
財務処理に関するご意見 …4 件	売上の仕訳が多少面倒
	お金を(銀行に)取りに行くのが面倒
	みたポ入金タイミングが別れているので財務処理が煩雑
	毎回、決済のダウンロードするのが面倒
利用者が少ない/ いないことに関するご意見 …5 件	利用する人が少ない
	特に利用者はほぼいなかったので当社にメリット感じられず
	利用実績なし
	加入時期が遅かったから利用者はほぼ使い終わっているようでした。 利用者がいないため効果を感じられませんでした。
	利用者がいなかったため測定不能
その他 …13 件	決済処理等は本社が行うのでわかりません
	振込日がバラバラでわかりづらかった
	決済完了画面が少し分かりづらく、レジ処理ミスが増えた
	購入できる金額が低いので購入が限定的になった
	店舗とお客様間とで QR コードが読み取りずらかったり、手こずることがあった。
	イレギュラー対応の際の対応が難しく、 根本的にマニュアルが簡易的になるといいと思った。 戻し期間が決まっていて不便に感じた。
	セブンイレブンでのチャージができないこと(お客様からの問い合わせも多かった)
	決済エラーが頻発。店舗側ではうまく処理されているように見えるところがよくない。
	返品対応になった際の処理が複雑だった。
	週に 1 回締め日があり、 返品発生時にデジタル商品券でキャンセルが出来ない場合があった。(3 件)
	併用は大変
	管理サイトが使いづらい
	認知とポイント獲得手段とポイントの互換性

Q4)で「その他」を選んだ店舗の自由記述(500 m ² ～1,000 m ² 未満の店舗)
電子決済になったことで高齢の方のチケット購入が難しかったようです。 スムーズに購入できるやり方があるとより良いと思います。
高齢客が多く、レジでの混乱、終業後の売上確認に時間がかかった。
お客様の操作画面上「みたぼ」と「チャージ」の記載に戸惑うお客様が多いように感じました。
高齢者には少し複雑な仕組みの為、より簡易的だとよい。
現時点で利用者がいない
お客様が金額を入力するのは間違いやすいし、店側も指摘しづらい。
内部事情ですが操作間違いなど後処理が大変でした。

Q4)で「その他」を選んだ店舗の自由記述(1,000 m ² 以上の店舗)
回答なし

■参加店舗アンケート集計結果:Q5

商品券事業全般についてご意見・ご感想を教えてください。

500 m ² 未満の店舗	
デジタル商品券の利便性や成功についての肯定的なご意見 …59件	利用者自体は少なかったが、参加する意義はあった
	意見は特にはない。これからも事業として継続してくれたらうれしい。
	利用者様(お客様)でポイントについての使用方法や貯め方なんかはわからないとお話を聞くことがある。
	自分のところは使用者がいなかったが、施策としては良かったと思う。
	完全デジタル化の商品券として初めてにしては大成功だったのではないのでしょうか？
	最初はどこでも苦労するものですが、このシステムを使って、今後もむらさき商品券など継続していけば、市民全員が待つアプリになっていくのではないかと思います。
	もう、紙発行の時代ではありませんね
	デジタルでやるのであればとても良いことだと思います
	購入者は使う際、高揚しているように見え、良かったと思います。
	また、購入額上限を、増やした方が良いのではないかと。
	全部デジタル決済はいいと思う
	先日の問い合わせでデジタル商品券の残高不足を現金で支払うことはお断りした(10円以下の支払い対応が無いため)が不足分の金額をクレジット決済ならなら、お受けできます。
	QRコードの読み取りを、お客さん側の端末で行って頂けたのが良かった
	昔に比べて処理が随分スムーズになったと思う。
	お客さんが使いやすい
	20パーセント還元が三鷹市民としてはよかった
	いいと思います。
	引き続きよろしくお願いいたします。
	前回よりも、とても使いやすかった
	みたか商品券期間中だけ来るお客様が多数来店されて商品券期間中楽しみにされてる方が多くみられます。お店にとっても嬉しい期間中です。
	今回のデジタルは簡単で従業員も扱いやすくとても良かったです。
	ありがとうございます。
	商品券をご利用いただくことで、地元の企業は活性化ができ、また地域の方々はお得にお買い物出来たり、新しい店舗を知るきっかけになったりとメリットがあったと思います。デジタルチケットなので、店舗側の手間が少ないのも良かったです。
	決済のながれがわかりやすかった
	引き続きやってほしい
	手続きが簡単になったので良かったです。

(続き) デジタル商品券 の利便性や成功 についての肯定 的なご意見	全体としては良かったと思う。
	今回のようにお客様が操作する方法のほうがスムーズで良い
	概ね良かったと思います。話は少し変わりますが、他の市は前年と同じ月に再度実施している市が多いですが、三鷹市は全く違う月に始まるので前年実績の整合、人員確保が難航します。もし年一回で実施するのであれば前年と同じ月に実施していただくと店舗は助かります。よろしくお願い致します。
	paypay は 2%、カードは 3.5%取られ振込までに 1 か月以上かかるが手数料がなく振り込みが早いのがよい。
	商品券事業はいいと思いますが、知らなかったお客様も結構いたのでもっと商品券のアピールをしたほうがいいと思います。
	売上は若干だが増加します。年2-3 回はやってくてもよいと思う。
	トラブルはなかった。
	特にありませんが今後とも継続してほしいです
	定期的に実施して欲しい
	物価高のなかこのような事業をは消費者としてありがたいです。
	取り組みは定期的にあったほうが良いと思います。
	お世話になっております。 特に難しい設定もなく、便利に使わせていただいております。ありがとうございます。
	お客様とのコミュニケーションをとるきっかけになりました。
	お客様が利用しやすかったのではないかと思います。使えて良かったと多くの方がおっしゃっていました。
	当店の高年齢層のお客様にはデジタルすぎて登録申し込みができないので購入しなかったと言うお声が多かったですお店側は便利で扱いやすかったですが高単価の高年齢者のお客様の購入が少なかったです
	ご利用を希望される方も数名いらっしゃいましたので、物販や少額取引のものには有効かと思います。ご年配の方には利用が難しいという声を一部伺いました。
	会社全体でこれからもメリットがあると感じたら、今後も参加していく意向。
	今後も継続してほしい。
	物価の上がる中、消費者の購買意欲を高める企画だと思いました。
	定期的にやってほしい。
	三鷹市が応援してくれている分 商品券の利用が増えて購買意欲が増したのは概ね良かった。
	一人で営業していることもあり、決済の確認に不安は少しあったが、店の目線で不満はなかった。お客様目線ではスマホが不慣れな方が申し訳なさそうにしているところをみて心苦しい点もあった。
	利用する前は決済が不安だったが、始まってから不安もなくなった。
	手続きが楽になり年配の方も利用出来ました。 利用後の入金もスムーズで良かったですね。

(続き) デジタル商品券 の利便性や成功 についての肯定 的なご意見	素敵な事業だと思います。今回は私の準備不足で(個人業者にホームページが出来上がらなかったため)、お客さんにお知らせすることができませんでした。しっかりと準備をしつつ来年チャンスがありましたらまたチャレンジさせて頂きたいと思います。
	とても良かったです。これからも利用したいのでお願い致します。
	他の店舗との兼ね合いもあるが個人的には継続したい。
	とてもいい事業だと思います。 利用者様からデジタル商品券の利用申し出があったのですが、結局弊団体以外で利用されることになったので残念でした。
	三鷹市外の店舗だが地域ポイントの参加店舗として継続したかった
	高齢の方がスマホ操作に慣れるきっかけとなっていました。
	このような事業が継続して続けられるとより良いと思います。
	地域が活性化するならこのような政策はどんどんやってほしい
	お得感のある商品券はいいと思います
	デジタル商品券の使用率が高く、売上に貢献できました。
	ご利用頂いているお客様の声として『普段買えない高額商品をお買い得に買えた』と喜びの声頂いています。
	現金以外の支払い方法としてお客様にすすめやすかった。 他のツール(PayPay など)は手数料がかかるため、積極的に支払い方法としてすすめていない。
	地域密着型の商品券では、患者さんの利便性があがって良かったです。
	景気が悪い時期に実施されるのでとてもありがたいです。
	他県でのこういった事業に開始直後から参加し良い結果が出ていたのでまたどんどん実施していただきたいです。
	商品券自体は良かったんじゃない。
システムやアプリ に関するご意見・ ご要望 ・・・57 件	振込予定・明細をメールくれると助かります。
	ユーザーさんが、商品券を使うときに「チャージ」ボタンを押すことに戸惑っているシーンをよく見かけました。「使う」の方がわかりやすいのでは、と思います。
	決済する時にチャージするという言葉が変
	予算をもっと増やし、三鷹市内の居住者だけではなく、市外からも買えるようにしたり、還元率も時折上げたり、相対的にこのポイントを使う人が増え、利用者にも、お店側にも得になるようにしなければ定着はしないかと思います。世田谷区はそこをうまくやっていたので参考にしては。
	・会計時の支払い方法の際、何故「チャージ」という言葉を使うのか「おかしくない?」「意味が違うんじゃない?」「なんでチャージなの?」という声を沢山頂きました。次回は改善した方が良いでしょう。三鷹市の税金を使って行われた今回のデジタル商品券事業、参加店の選定に、厳しい目をもって取り組んでもらいたい!

(続き) システムやアプリ に関するご意見・ ご要望	・参加店舗に、「みたかデジタル商品券事業参加店規約」に該当してないと思われる店舗が複数入っていたのが???
	デジタルで便利になったが、最初の登録が難しく、また、家族分を登録したかったが登録できなかったという声も多く聞かれた。店舗側としては、デジタルのみだった為、前回よりも簡単で楽にできたと思う。
	①キャンセルは全額でなく一部料金でできたらいい。
	②管理画面にログインする時、毎日、メアドと PW の2段階。もっと簡単にログインできたらいい。
	お客様から購入手続きが大変面倒だったと聞いた。
	使用時の画面操作の手順が多く、また年配者などには手間と時間がかかりレジ前でプレッシャーを感じると言った意見がありました。 確かに「利用金額」→「チャージ」の手順などは分かりにくいと思いました。
	①締め切りごとの明細を発行していただきたいです。 (●月●日～●月●日分、決済金額、合計、送金日)
	②「地域ポイント」「三鷹デジタル商品券」会計時にどちらを使用されるのか不明です。 名称や画面を分けて頂くか、分けずに一緒にしていただきたいです。(送金日なども)
	開始日に向けての従業員への周知、売上表フォーマットの変更等、準備が少々面倒だと思いました。
	開始当初チャージはセブンイレブンでは出来なかった。後日可能になったようですが、その案内をきちんと受けていなかったのをお客さんに間違った案内をしてしまった
	会計時に相手の決裁端末を確認するのが面倒。
	決済時のアプリのボタンの文言などが少し分かりづらかった
	アプリの評判がすこぶる悪い
	高齢者が操作がわからず使えない方が多かった。 紙媒体もしくはプリペイドカード方式の方が利用者は多かった。
	取り扱いが楽でと買ったが、高齢のお客様には大変だったと思う。
	毎年利用方法が変わるので戸惑う声がありました。(特に高齢者)
	毎年やり方が変わるのでやり方を固定して欲しい 又、デジタル化は時代の流れですが高齢者にはむずかしかったようです
	店舗側から見た(逆側から見たり)画面がもう少し確認しやすいと良いかと。 金額や店舗名を大きくしてください
	お客様1人の金額が36000円では、全然お客様感覚では、じゃあチャンスなのでこの機会に欲しかった物を購入しようという気にはならない。20%アップでは、1人最低70000円ぐらいでないと、三鷹市全体の売上高上にはならない。お客様がチケットを必死に購入する状態にならないと三鷹市の経済の刺激にはならない。次回に期待!
	入金確認までのアプローチが遅い

(続き) システムやアプリに関するご意見・ご要望	決済の際の画面「チャージ」という文言はおかしいと思う。
	ご年配の方より、アプリを立ち上げてからの操作がわかりづらく、「みたぽ」と「チャージ」の変更、特に「支払方法」での「チャージ」がわかりづらく戸惑ってしまうとお声が多かったです。 弊社はレジに行列ができないので、クイックマニュアルを一緒に見てお支払い方法をゆっくりご説明できたので、「やっと使い方がわかったわ」「スーパー等自分でしなくてはならないところではなかなか使えなくて…」とお声もありました。 クイックマニュアルはとても分かりやすいので、ご説明する時にとても助かりました。
	支払いに進むまでに押すボタンが多くレシがもたつく
	決裁手段が増えたことは良かったが、スマホの操作方法をスタッフに聞くお客様が多く、会計時の所要時間が増えたことは問題と感じた。 また、決裁後の「スマホ音」が鳴らないことがあったので、決裁されているか不安になったこともあった。
	アプリの支払いでチャージをクリックするのが分かりづらい。 スクロールしないといけない点も改善されると良いと思います。
	アプリ内のシステムの単語をもう少し分かりやすい言葉を使うと良いかと思いました。 なぜなら利用者さんからそういう意見が多かったからです。
	お客様のご利用時、金額を入力後に”チャージ”をタップしていただくようになっていましたが、これがお客様には大変分かりにくく”支払う”や”チャージから”等だったらよかったと思う。それからここがセキュリティ上大切なのですが、店舗側で PC 等の管理画面においてお客様の ID が全部見えてしまうのは重大な問題を発生させる恐れがあり、一部でもマスクをかける必要があると思います。三鷹市においては前回の商品券の管理画面でも同様の仕様でしたが、前回の時はキャンセルのキャンセル(取り消しを取り消す行為)がちょっとした作業でできてしまいました。これは悪用しようと思えばできてしまうことを表しています。アプリケーションを作成される方々にもう少しセキュリティ上の意識をもっていたら、市の担当の方々ももう少し危機感も持って取り掛かっていただきたい。この意見、感想に問い合わせが来ることを祈っています。
	店舗側としてはなんの問題もないのですが、初めてお客様が利用する際に、かなり手間取っていた方がいらっしゃった。
	電子マネー同様、決済時に強制的に音を鳴らす等、支払い完了をわかりやすくしていただけるとお店側としてありがたいです。
	ブラウザ機能の関連で、利用途中から収支を閲覧出来なくなった。 問合せに推奨ブラウザの利用を後づけで教えられたが対応出来なかった。 お客様側の操作方法や店舗の管理画面等、他社の決済と比べ使いづらい感じがしました。

(続き) システムやアプリ に関するご意見・ ご要望	お客様の支払い操作で「チャージ」をタップするところで止まる傾向が多くみられました。
	・以前の紙の商品券の時に比べて、事前の購入のお知らせが少なかったと感じた。 ・紙の商品券の時と比べて、今回は高齢者の方の利用がほぼなかった。 情報を得て登録ができた、40～60代の方の利用が多かった。
	利用者がわからないままの状態でレジに来て色々聞いてくるためレジ作業が滞る場面が良くあった。
	改善望む事→前は決済時にニックネームが出てお客様にお声がけできたが、今回はアドレス？で呼びかけできなく残念だった。ニックネームを出してほしい。
	商品券と地域ポイントは別にして欲しい。(商品券のみという選択肢も欲しかった。) レジ操作含め、会計時の作業が煩雑になる為。
	スマホを持っていないと、希望しても利用できなかった。
	今回ご利用が出来なかった患者様からの一番多かった声は、申し込みの仕方などが難しかったようです。もう少し利用方法の説明か申し込みの方法が分かりやすく理解しやすくして、より多くの方が利用出来るといいと思います。
	みたぽとチャージの切り替えで戸惑う人が非常に多かったのが良くない点と思う
	端末の使い方が難しいと言われた
	店舗側としては、カード使用が増えてきた近年手数料の負担が厳しいところデジタル件でのお支払いを期待していたのですが… 会計時に、お勧めすると来店のお客様のほとんどの方が参加していないとのことでした。 理由をお聞きすると、 ・スマホの扱いが慣れている方は、あまりこの件のことを知らなかった方が多く。 ・年配の方は、申し込みの仕方・決済の仕方が難しい。面倒くさい。 更に店舗での使用方法がまずわからない。 スマホの中のアプリを開いて、更にチャージ項目の後読み取り、支払いまでの工程を行き着くまでが難しいから参加しなかった方が多数。 確かに読み取り・決済までの工程がサッと出来る物でないのが現時点での年配の方には使いづらい。難しいかと思います。いくら教えても実際に使いこなせないのが現状です。 当店としては、あまりこのイベントをしたからお客様が増えたとかこちらを是非使いたいからとかあまり当店としては意味のない物でした。 後は三鷹のお店でどこもかしこも使用出来ると良いのですが、あまり使用したいところで取り扱ってないかな？と使用する側もあまり魅力は感じません

(続き) システムやアプリに関するご意見・ご要望	でした。 三鷹の商店街はホントに用がたたないと皆さんによく言われ、スーパーやドラッグストア以外あまり買い物に出てこないと言われてしまいます。近年、本当に人がいないのを感じます。 何かこういう取り組みをするのならもう少しやってる感が感じられると良いのですが...
	スマホ画面を見せないまま支払うをタップしてしまい、支払い後金額を確認したお客様が何名かおりました。 そのような事が防止できると良いなと思います。
	商品券事業は良いですが、デジタル商品券はダメ！ みんなが使えるものでないと。 スマホが無いとダメはよくない。 操作が複雑。 使い方を毎回説明しないとダメ。覚えられない。 お店の説明負担が大きい。
	デジタルのみではなく紙ベースでもやった方がいいと思った
	高齢者の利用も考慮し、 前回と同じような紙ベースでの利用も併用した方が良いのかと思う。
	・商品券に関しては、良い企画だったと思う。 ・PayPay や d 払いなどに慣れているお客様(利用者)が多い中、アプリの操作が分かりにくかったようだ。チャージ？みたぽ？特に年配の方に。 ・弊社のような、零細企業には手数料がなく、入金が早いというのが有り難かった。 ・他の地域のように、例えば「三鷹ペイ」とか言って続けたらどうか？ ・手数料も0%(が良いが)じゃなくても1%以下なら皆やると思う。3%はキツイ。 ・利用者が追加チャージしたがっていた。特典(20%の)なくても良いのについて言っていた。 ・混乱するので、地域ポイントとの併用・今後の地域ポイントの継続は遠慮します。 お酒は利用できて、タバコが利用できないのはなぜかというお客様がいた。 他のバーコード決済ではできるのに と仰っていた
	みたぽとチャージの切り替えで戸惑っているお客様が多くおられた。 チャージの表現に改善の余地があると思った。
	QR コードの読み取りにくく、再度やり直すことが多かった。 店頭のライトの光の関係もあるみたいだったのですが、もう少し読み取りやすくしていただきたい。
	デジタル商品券ではなく、前回のようなカード式のほうが利用者としては分かりやすかった
	お年寄りには難しいようです。

(続き) システムやアプリ に関するご意見・ ご要望	お客様のスマホによってカメラが起動せず、QR が読み込めない為に決済をあきらめる方が何人かいらっしゃいました。幅広い年齢の方が来店する店舗なので、端末の詳しい設定方法をもっと周知してもらえると良いと思いました。
	三鷹は年寄りが多くスマホ慣れをしてない人が多い印象でお客様から不満があったので年配の方にも優しい内容のほうが良い
	ご年配のお客様からは「使い方が分からないから前のチケット制が楽だった」や「スマホを持ってない」と言う声もありましたが、私たちは使いやすかったです。 強いて言うのであれば、アプリを開いてから支払いまでの過程がもう少し少なくなれば良いなと思いました。
	使い方説明窓口をコラル等に常設するなど、デジタル慣れしていない客層へのサポート体制がもう少し必要。
	当初、お客様がどのような使い方をするのか分からなかったもので、参加店舗側でデモ決済ができるような仕組みがあると、使い方がわかりやすいと思いました。
利用者に関する ご意見・ご要望 ・・・27 件	新しい試みをするのは良いことだと思いますが、今回は、「スマホ端末があること＋電子決済を使えること」と利用できる層の偏りがあり、公平性に欠けると感じました。そもそも、商品券の存在すら知らなかった人も多かったです。 毎回思いですが、全三鷹市民に無償で一律に商品券を配布する方が平等であるように思えます。わざわざ申し込む手間や入金する手間も省けるのと、今まで知らなかった人が知る機会が得られるきっかけになると思います。
	高齢者の利用者が極端に少なかった。アプリ以外の使用方法もあるといいと思いました
	デジタルになってから利用されるお客様が減った印象。 売り上げへの影響はあまり貢献されなかった
	高齢者にはデジタルより紙媒体が利用し易い見たいです。
	PayPay での還元の方が登録者も多く、三鷹以外の方にも利用できるのいいのでは。今回はデジタルのみで、高齢者で買わなかったという方が多かったと思います。
	今回の商品券は電子決済のみでしたが、以前と比べて高齢者の利用がかなり減った印象でした。利用者のお客様からは、決済する時に手順が多くて使いづらい、支払い時にチャージというボタンがあるのが紛らわしいという意見が多かったです。
	今回はひとりも利用者がいなかったため、評価できなかったです
	デジタル面で難がある方にはあまり恩恵がないなと思いました。
	低所得者に広くいきわたるようになるとよい デジタル以外の方法も使えるとよい
	高齢客が「デジタルはできず残念」と言っていた。

(続き) 利用者に関する ご意見・ご要望	現時点で1件のみの利用なので、判断が付きませんでした。
	三鷹市独自といのは、どちらも慣れるまで大変。在勤が購入出来なかった ので、利用者が今までと比べて、凄く人数も金額も少ない。
	利用する人が少ない。
	前回と比べ利用者数が少なすぎる。(2件しかない) 還元率、商品に魅力がないのか？継続メリットがない。
	利用開始当初はデジタル商品券の利用がそこそこあったが、だんだん利用の お客様は減少傾向。
	高齢者が買えなかった
	業種のせいもあるが利用者が居ない
	あまり使われることがなかった。 デジタルのみというところが高齢者にはよくなかった。
	年配のお客様はアプリとかデジタルはよくわからないので、今回は商品券を 購入しなかったって方が多かった。
	皆様の消費が普段使いのスーパーなどの食材購入に使われた感があり、レ ストランで利用が少ないと思いました。
	自分が購入する立場で言えば、購入方法がよく分らなかったため、市役所の 窓口で教えて貰った。 加盟店としては、利用者が一人のみで過去のプレミア付き商品券の中でも最 少だった。
	今回は利用するお客様が少なかったです。
	一番利用が多いと思われる高年齢層を切り捨てたのは仕方が無いかもしれ ませんが、前回の様に売上は伸びませんでした。また、利用が多いと思わ れる30-50代の方達は生活必需品(スーパー等)の利用が多いのでしょうか？目的が三鷹の個店舗をサポートするのではしたらちょっと残念です。
	むらさき商品券の方が使用する方が多かった印象です。
	弊社の事業内容では商品券を使う方がいない
	利用実績があればよかったと思います。
	利用する人があまり多くなかったので人気がないと思っていた。
利用者への広報・ 情報共有に関する ご意見・ご要望 ・・・13件	告知が少ない、使用の方が偏っている
	あんまり盛り上がってませんでした
	前回より、利用者が少なく、利用金額も低い。高齢の方が使用しなくて、余っ ていたとも聞いた。このデジタル商品券の事を知らない人もいて、PR 不足 だったかもしれない。PC の管理画面で、入金が表示もあった方が、便利だと思 う。
	告知が少ないせいか、あまり知れ渡っていない様子だった
	加盟店舗、商品のプッシュ型 PR(Web や広報誌など)を検討いただきたい。
	利用者が少ない印象がある。広報活動がむらさき商品券の時より少ない印 象なうえ、利用者にアプリインストールなど一定の障壁があるため例年より 利用への広報が倍くらい必要だったのではないかな？

(続き) 利用者への広報・ 情報共有に関する ご意見・ご要望	何かの企画と抱き合わせで行うと大本の要求が満たされない中途半端なものを量産するので、第一目標が確実に達成できることが可能な見通しがある場合のみ付属機能を搭載してほしい。
	多数の欲求を過剰に詰め込んだ役所や団体が作るものは粗製濫造の印象ばかり。
	地域商品券として通年使えたら良いと思う。
	今回使う人やこの商品券を買う人が少なかったように思うので、もっと気軽に買えたら良い
	事業の周知が不十分に感じた
	周知ご全然出来てない
	今回の施策を知らない方が多かったので、事前に広く周知できると良いと思いました。
	高齢者が知らなかったです
その他 …10 件	ポイントについての認知が思いのほかなく、年配の方では特に顕著。高単価の会計ではクレジットカードや paypay 等の、ポイント付与される決済が選ばれやすかった。ポイントの獲得についても意識して集めないと獲得できず、また他のポイントなどとの互換性がないため、高単価の会計手段として難しかった。(ここでいう高単価とは 1 万円以上)
	当店舗は多くのお客様の来店は見込めない場所にあるため、商品券利用をきっかけに知ってもらいたい狙いで参加させていただきました。要望としては商品券を利用できる店舗の宣伝等を手厚く行っていただけるとありがたいです。
	商品券の追加販売があっても良いと思う。
	今回のアンケート結果も含めて、事後の反省、まとめ、費用内訳などを公表、報告してほしい。
	開始前に利用可能と思いみたか地域ポイント利用希望のお客様が複数お見えになった
	商品券を利用するお客様は一定数いるが、それが売上につながったかどうかは分からない。当店に導入前は「使いたい」というお客様に使えない旨を説明したが、それで購買を諦めることはなく、使えないならそれはそれで問題ないという印象だった。8月末の駆け込みの需要には期待している。
	消費者側の立場からすると早く確実に使い切ることが出来る大手スーパー等で利用しようとするのが自然で、なかなかこの機会に普段利用しない商店で購入しようという動きにまではいかないのではないかとというのが正直な感想です。
	今回は期間限定でしたが、もう少し期間の長いタイプで半年くらいですとより使いやすいかと思います。宜しくお願いします。
	商品券を追加購入したかったが出来ず Amazon で買ってしまった。

(続き) その他	商品券事業は消費喚起の観点から良い試みだと思うが費用対効果としては市政の人気取りの側面が否めない。
	小規模の事業者側にはメリットが薄いと思う
	三鷹市は、他の市町村の参加に寛容だが、武蔵野市は、三鷹市を排除して、催しに参加できない。武蔵野市の大型スーパーに客を奪われた。

500 m ² ～1,000 m ² 未満の店舗	
デジタル商品券の 利便性や成功に ついての肯定的 意見 …10 件	売上向上が見込まれる良い政策だったと思います。
	お客様が増えて概ね良かったです
	売上 UP に繋がるので今後も定期的にキャンペーン実施をお願いいたします。
	今後もこのプラットフォームを活用し、チャージ機能を有した地域通貨として定着させてほしいと思います。
	肌実感としてお客様がみんな持っていたという感じ。
	良い試みだとは評価しています。
	とても反響がよいので、恐らく今後も会社として利用継続となると思う。
	お客様の年齢の幅が広がった。処理が速い
	今まで来店がなかった新規客が利用されたことは大変概ね良かった
	集客効果には十分に効果があったので次回も参加したい。
システムやアプリ に関する意見・要望 …8 件	お客様がチャージなどの用語が難解で困られているのを見た。
	高齢客が多いのでデジタル化は難しいと思う。
	手続きを簡素化してほしい。
	商品券事業自体は賛成ですが、よむすびのシステムが使いづらいです。
	利用者の操作画面がわかりにくかった(操作の流れの中でチャージボタンはなかった)
	決済時の通知音がもっとわかりやすい音だとよい。独特な音であれば画面を最後まで見せて頂けなくても確認しやすい。
	レジでボタン押し忘れたらお客様が払っている事になりますが店では売上になってないこともあります。それで件数が合わない事も出てきます。
	お客様に決済していただく際のステップが多く、金額の誤入力もあるので相互確認が必要でレジでの精算時間がかかります。QR決済を使用するなら、単純にバーコード決済などで金額入力のない方式にして頂きたかった。これからお客様の残高が少なくなってくると残高と現金との併用も必要になってくると予想されるが、この辺の処理の仕方も煩雑になるので店舗での案内など負担が大きいと感じます。
利用者に関する 意見・要望 …2 件	現時点で利用者がおらずニーズが把握できていない
	高齢者の方にも使いやすくなるようなものになるとより良いものになるか と思います。

利用者への広報・ 情報共有に関する 意見・要望 …1件	利用期間が短い残念。 市内の活性化につながると思うので半期に一度とかもう少し期間を延ばしていただきたい。
--------------------------------------	---

1,000 m ² 以上の店舗	
システムやアプリ に関する意見・要望 …7件	前回の還元率との差が違うので今回の利用は少ない
	合算などできるシステムがあればいいと思います。
	プレミアムをUPしてもらいたい。
	売上が伸びた半面、決済画面の確認が不十分で決済未完了となるケースが多かった。 店舗の教育不足が大きいですが、日雇いバイトの方が増えており、その日に初めて画面を見るレジ係もいるので、完了画面の表示をもっと目立つものにしたり、音声で鳴ったりするようにして頂けるとより確認がしやすくなると感じました。
	客単価増の効果があつた。 その反面、レジ業務、事務業務、管理者の業務負担が増えた。
	前回のむらさき商品券の方が利用者数も処理の仕方も良かったです。 一部のお客様が決済をお客様自身で勝手に行ってしまう、確認画面を見せてもらえるようお願いすると逆ギレされたり見せずに行ってしまう為売り上げと決済額に差異が生じている状況です。決済完了時に音を出していないお客様も多数いたので画面いっぱい決済完了と金額を表示できるよう改善した方がいいと思います。デジタル商品券はこういう事が起こりえるのでできれば紙の商品券の方がこういう事象がデジタルより商品券より格段に起きにくいと思います。後やはり携帯電話を使えない方が買えない商品券よりは買えば使える紙の商品券がいいと思います。次回商品券は出来れば紙の商品券を希望します。

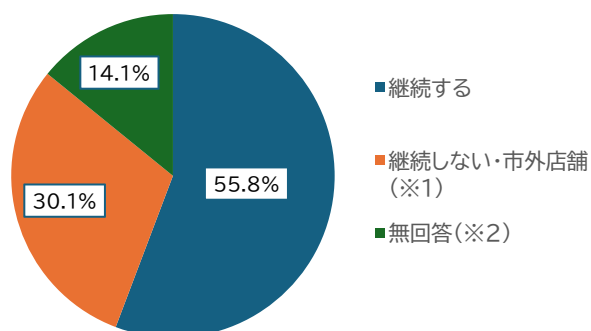
■参加店舗アンケート集計結果:Q6

商品券事業終了後、引き続き地域ポイントの参加店舗として継続いただけますか

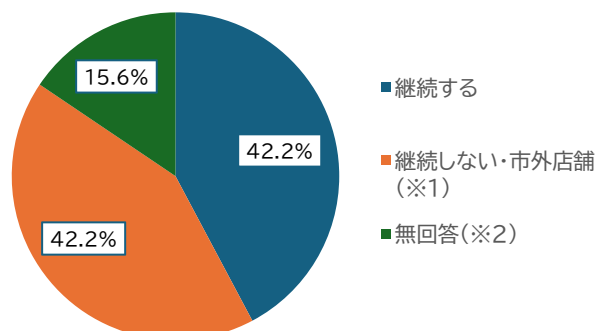
回答／店舗面積	500 m ² 未満		500 m ² ～ 1,000 m ² 未満		1,000 m ² 以上		合計	
	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率
継続する	213	55.8%	19	42.2%	1	5.6%	233	52.4%
継続しない・市外店舗(※1)	115	30.1%	19	42.2%	14	77.8%	148	33.3%
無回答(※2)	54	14.1%	7	15.6%	3	16.7%	64	14.4%
合計	382	100.0%	45	100.0%	18	100.0%	445	100.0%

(※1)市外店舗は、みたか地域ポイント継続対象外
(※2)無回答店舗は、継続しないものとして取り扱い
回答は 8 月 31 日時点

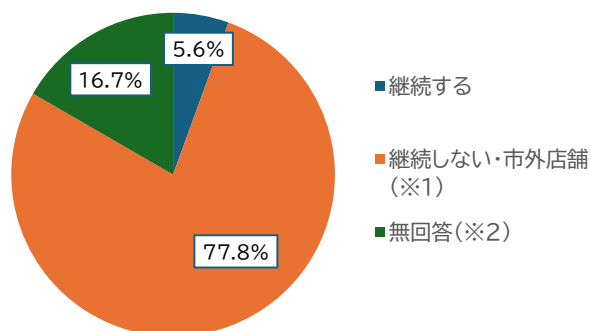
500m²未満



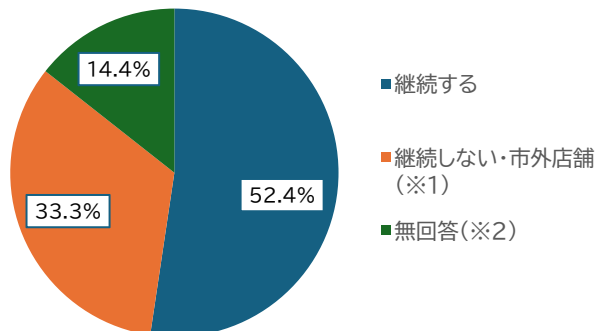
500m²～1,000m²未満



1,000m²以上



合計



■参加店舗アンケート集計結果:Q7

「継続しない」とお答えいただいた理由について教えてください。

500 m ² 未満の店舗	
利用が少ないまたは利用者がいない …14 件	利用が無かったから
	利用者がほぼないため、経理上の手間を考え見送る
	ポイント利用者がいない。
	デジタル商品券のご利用はありますが、ポイントのご利用はほとんどないため使用する方がいない為
	利用者が居ないため
	利用者がいないのでなくてもいいかなと思いました。
	利用件数が少ない。QR コードを常時設置出来ない。
	お客様に地域ポイントを利用している方がいない。
	利用しているお客様が少ないので。
	使用者ゼロのため
	今のところは利用している患者様が少ないため
	今後もあまり利用される方が少ないと思われる為
	利用されるお客様がかなり少なかったため
経理処理やレジ操作が煩雑または手間がかかる …13 件	帳簿等の会計処理が面倒
	経理処理が煩雑になるため
	レジ周りが狭く、QR コードを置いたりアナウンスする場所がないため
	入金が月末後 7 日以内の為。
	決済処理時の確認が他に比べ面倒なため(他決済はレジ連動なので間違えない)
	経理管理の手間が増えてしまうので、イベント のようなタイミングのみで参加出来たらと考えております。
	レジ操作を煩雑にしない為、時間削減
	事務処理に手間がかかる為。
	商業施設のテナントの場合、ディベロッパーが処理していただけるようにしないと手間が増えるから
	作業面を考慮してあまりメリットを感じないため
	作業全般について、煩雑になり利点が見当たらない為。
	決済方法がどうしても通常と異なる為時間を要している。 また、地域ポイントの獲得が限定的であり、新しいお客様の集客に繋がると考えにくい為。
	ポイントだけでは総額を支払えず、現金と併用となる為
既存の決済手段やポイント制度との兼ね合い	いろいろな決済手段を既に導入しており、従業員が覚えきれない
	既に様々な決済方法を導入しており、従業員が対応しきれない為
	電子決済をあまりしたくないため

…7 件	従業員が多い中、レジ操作が継続的に増えることは望ましくない。 会社の方針のため
	自社ポイントもある中、別のポイントを付与および利用はレジ作業が複雑になるため。
	他社ポイントを含めポイント利用は行っていないため。
	混乱するから。(スタッフも私も、利用者も) 現金との併用もしたくないし。
利便性やメリットを感じない …9 件	仕組みがわからないので…
	売上が特にかわらない
	ポイントの入金が遅い アプリが使いにくい
	継続するメリットが実感できない。
	お客様の使用頻度が低く、余りお客様に必要とされないので、今後使用頻度が高くなるようであれば使えるようにしていきたい。
	地域デジタル通貨の利便性を感じないため
	ポイントで購入するには不向きだと思うから
	以前より利点が特にないと考えていたが、今回のデジタル商品券事業で明確になったため
会社の方針や本社からの指示 …4 件	メリットを感じない
	店舗として可能なのか、またどのような手続きが必要なのか不明だから
	本社からの指示です。
	8 月末の期間限定で許可を取っている為。
店舗の位置や範囲(市外店舗など) …4 件	会社との話し合いの結果
	市外店舗の為、商品券使用の実数が少なかった為
	商品券使用の実数が少なく、地域ポイント使用のお客様も見込まれない為
	市外店舗の為
その他 …5件	三鷹市に所在しないため
	2025 年 3 月に閉店する為
	商品券だけでしたら参加継続の意思はあります。
	商品券のデジタル化は高齢者を置いてけぼりにしている感がある 継続して参加するには年に一度の販売でなく年数回。もしくは必要な方(障害のある方、生活保護の方)に限定して配分する仕組みが必要と感じる
	準備をして立ち上がった後には地域ポイントの加盟店にさせて頂きたいと思っています。 なんとなく。

500 m ² 以上～1,000 m ² 未満の店舗	
利用が少ないまたは利用者がいない …2 件	現時点で利用者がおらずニーズが把握できていない
	ポイント利用者が少なかったため

経理処理やレジ操作が煩雑または手間がかかる …2件	会計がスムーズにいかないから(他の決済方法に比べて時間がかかる)
	レジ閉め時に少し手間がかかる為。
既存の決済手段やポイント制度との兼ね合い …1件	現状のポイントカードや他社様の決済方法での説明・操作対応がレジ部員には限界がきているのでこれ以上の負荷がかけられない。お客様にも混乱を与えるため。
利便性やメリットを感じない …1件	現行、スマホ決済やクレジットなど複数企業のサービスを実施していますが、決済時に金額を手入力する方式はありません。実際、支払未決済のまま退店されてしまった例もあり、店舗側のサービスとしては継続するのは困難と考えております。
ポイント制度の理解が乏しい …1件	ポイント事業の内容がよく分かっていません。手数料などがかかるのかなど。

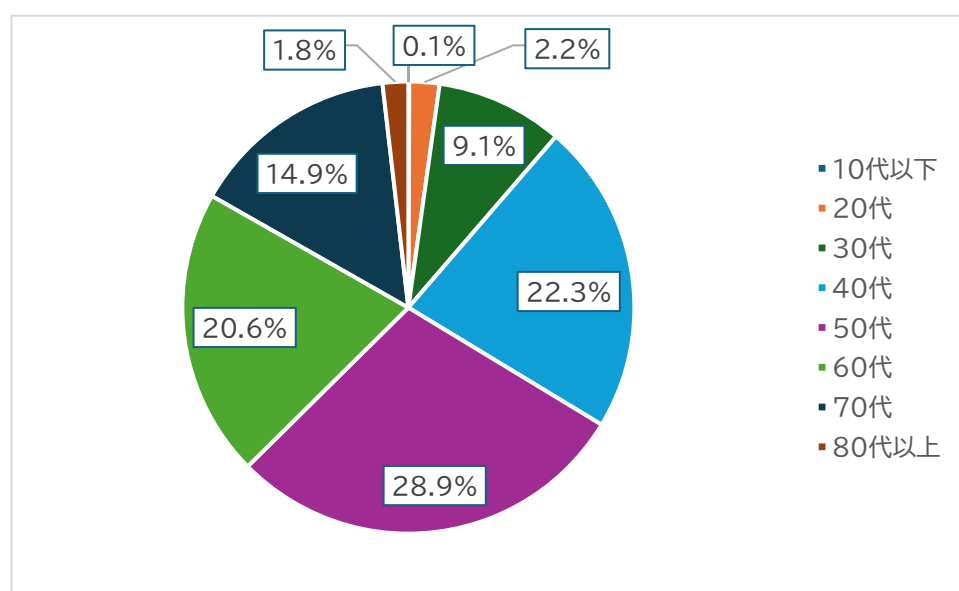
1,000 m ² 以上の店舗	
利用が少ないまたは利用者がいない …1件	あまり需要が無いように思えるため
経理処理やレジ操作が煩雑または手間がかかる …3件	みたポの利用が日に2～3件程度しかなく、教育や確認による店舗の負担が大きいため。
	レジ業務の混乱と繁忙時のお客様対応に時間を要するため。
	事務・計算処理が煩雑になるため。
既存の決済手段やポイント制度との兼ね合い …1件	会社のシステム的な問題
利便性やメリットを感じない …3件	還元率の低さ
	特にメリットが無いため
	お客様から頻繁にクレームを頂戴した為。
ポイント制度の理解が乏しい …1件	今後の加盟店手数料が不明確な為

4-2 消費者向け

■消費者向けアンケート集計結果:Q1

あなたの年代を教えてください

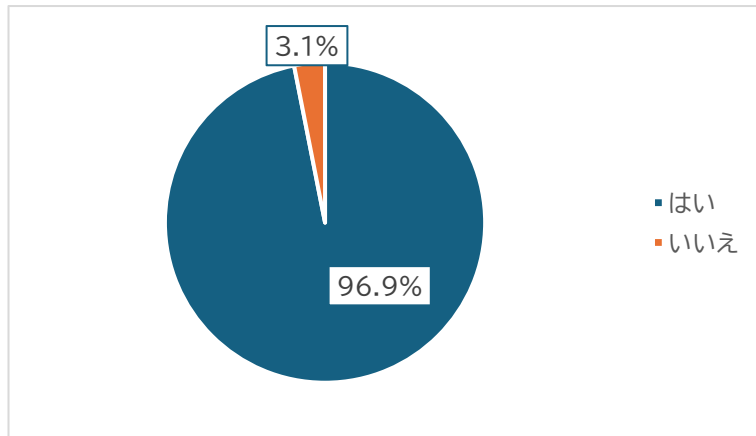
回答内容	件数	比率
10 代以下	1	0.1%
20 代	34	2.2%
30 代	144	9.1%
40 代	353	22.3%
50 代	457	28.9%
60 代	326	20.6%
70 代	236	14.9%
80 代以上	29	1.8%
合計	1,580	100.0%



■消費者向けアンケート集計結果:Q2

「みたかデジタル商品券」の購入申込をしましたか？

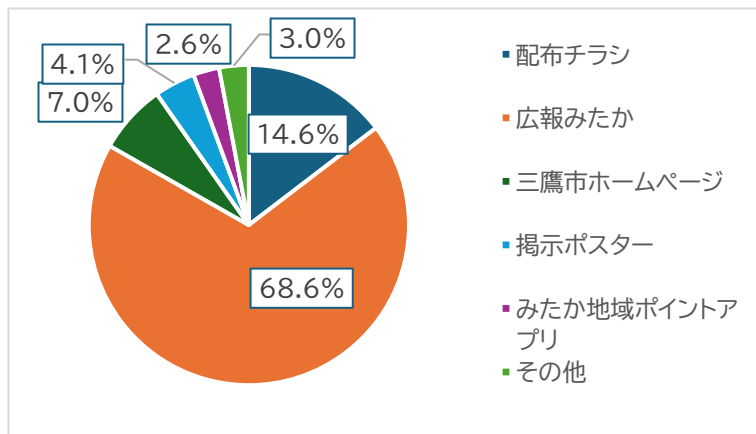
回答内容	件数	比率
はい	1,531	96.9%
いいえ	49	3.1%
合計	1,580	100.0%



■消費者向けアンケート集計結果:Q3

「みたかデジタル商品券」はどちらで知りましたか？(複数選択可)

回答内容	件数	比率
配布チラシ	279	14.6%
広報みたか	1,310	68.6%
三鷹市ホームページ	134	7.0%
掲示ポスター	79	4.1%
みたか地域ポイントアプリ	50	2.6%
その他	57	3.0%
合計	1,909	100.0%

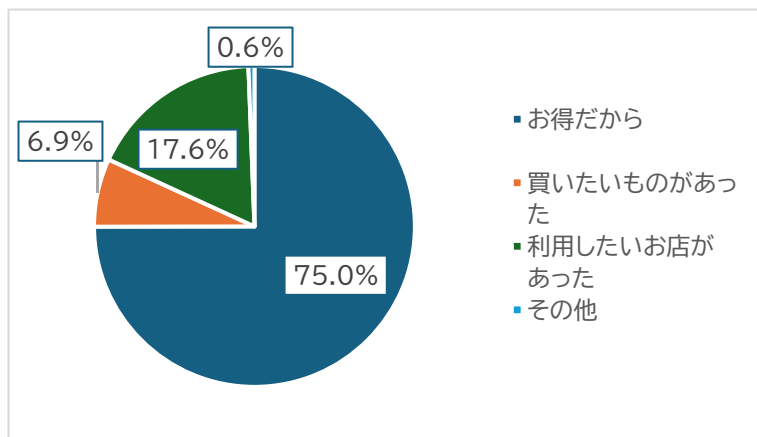


回答者数:1,531 人

■消費者向けアンケート集計結果:Q4

購入申込をした理由を教えてください。(複数選択可)

回答内容	件数	比率
お得だから	1,495	75.0%
買いたいものがあった	137	6.9%
利用したいお店があった	350	17.6%
その他	12	0.6%
合計	1,994	100.0%

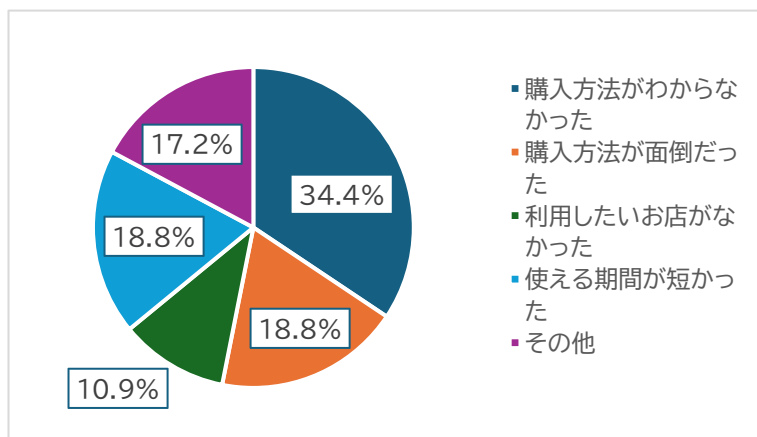


回答者数:1,532 人

■消費者向けアンケート集計結果:Q5(Q2にて「いいえ」と回答した方)

購入申込をしなかった理由を教えてください。(複数選択可)

回答内容	件数	比率
購入方法がわからなかった	22	34.4%
購入方法が面倒だった	12	18.8%
利用したいお店がなかった	7	10.9%
使える期間が短かった	12	18.8%
その他	11	17.2%
合計	64	100.0%

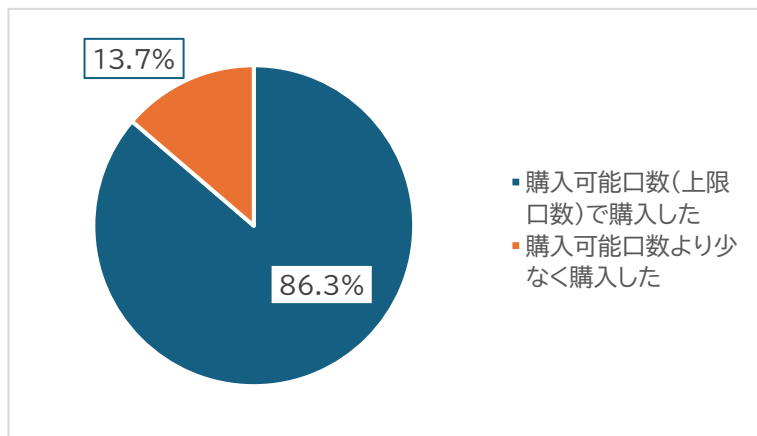


回答者数:49 人

■消費者向けアンケート集計結果:Q6

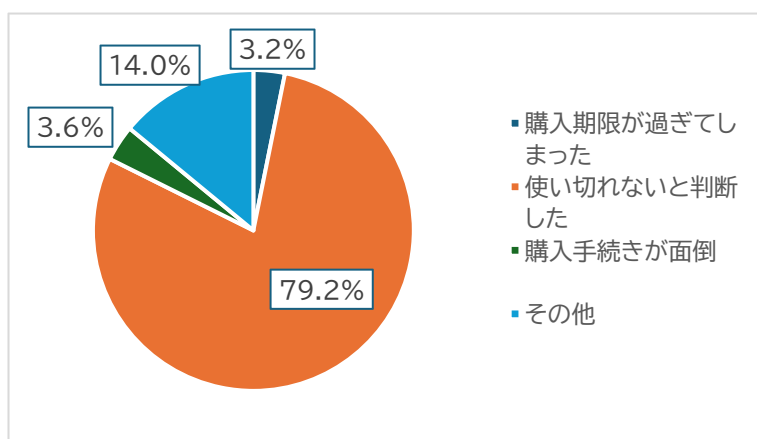
購入可能口数(上限口数)より少なく購入しましたか？

回答内容	件数	比率
購入可能口数(上限口数)で購入した	1,321	86.3%
購入可能口数より少なく購入した	210	13.7%
合計	1,531	100.0%



■消費者向けアンケート集計結果:Q7(Q6 にて「購入可能口数より少なく購入した」と回答した方) 上限まで購入しなかった理由を教えてください。(複数選択可)

回答内容	件数	比率
購入期限が過ぎてしまった	7	3.2%
使い切れないと判断した	175	79.2%
購入手続きが面倒	8	3.6%
その他	31	14.0%
合計	221	100.0%

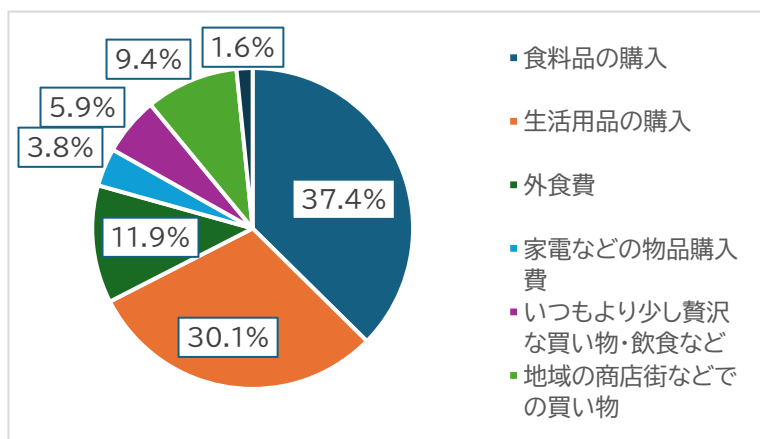


回答者数:211 人

■消費者向けアンケート集計結果：Q8

「みたかデジタル商品券」を何に利用しましたか？（複数選択可）

回答内容	件数	比率
食料品の購入	1,386	37.4%
生活用品の購入	1,115	30.1%
外食費	440	11.9%
家電などの物品購入費	142	3.8%
いつもより少し贅沢な買い物・飲食など	217	5.9%
地域の商店街などでの買い物	347	9.4%
その他	60	1.6%
合計	3,707	100.0%

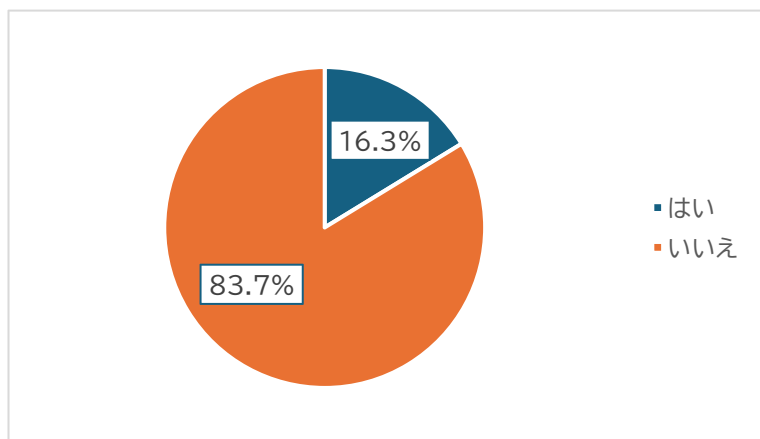


回答者数:1,532 人

■消費者向けアンケート集計結果：Q9

「みたかデジタル商品券」で初めてキャッシュレス決済を利用しましたか？

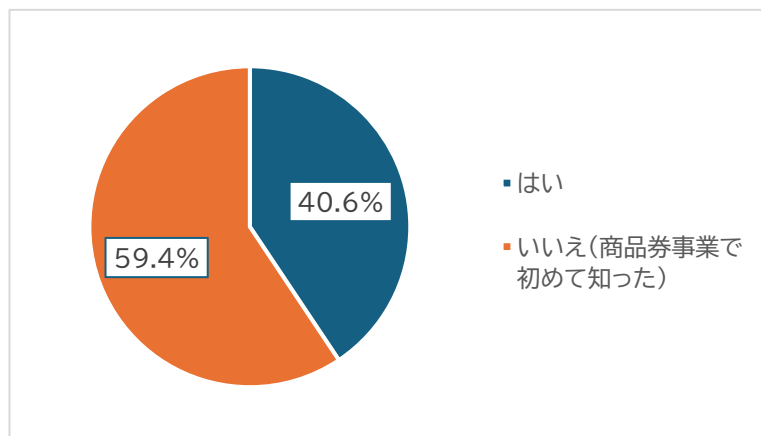
回答内容	件数	比率
はい	249	16.3%
いいえ	1,282	83.7%
合計	1,531	100.0%



■消費者向けアンケート集計結果:Q10

「みたか地域ポイント」はご存じでしたか？

回答内容	件数	比率
はい	622	40.6%
いいえ	909	59.4%
合計	1,531	100.0%



■消費者向けアンケート集計結果:Q11

「みたか地域ポイントアプリ」の使い勝手がいい点を教えてください。

(自由記述回答をカテゴリに分類)

分類	カテゴリ	延べ数
形式	スマホなので、商品券を紛失しない	36
形式	スマホなので、商品券が嵩張らない	16
操作	スムーズに利用できた、簡単に利用できた、手軽にできた	182
操作	誤操作が少なく使える(シンプル)	6
操作	フリーズすることが少ない	3
機能	キャッシュレス	103
機能	残高がわかる	47
機能	分けて購入できる	9
デザイン	アプリ内の表示が見やすい	26
デザイン	アプリのアイコンがわかりやすい	6
コンテンツ	利用できる店舗の数が多い	77
コンテンツ	ボランティアのポイントも貯められる	13
コンテンツ	市の他のアプリと連携している点	4
コンテンツ	記念品と交換できる点	3
その他	その他	61
	合計	592

「その他」の回答(一部抜粋)

ポイントが、市内に還元できる
履歴が簡単にみられる
家族全員のポイントが一緒に使える
行政主導の地域だけのキャッシュレスシステムがなんか安心

※このほか、商品券のプレミアムがお得である旨の回答が目立った。

■消費者向けアンケート集計結果：Q12

「みたか地域ポイントアプリ」の使い勝手が悪い点を教えてください。

（自由記述回答をカテゴリに分類）

分類	カテゴリ	延べ数
設計	商品券と現金などを併用できない店舗がある	95
設計	期限がある、期限が短い	23
設計	家族で商品券を受け渡しできない	13
設計	セルフレジで支払いできない	4
操作	支払完了までの操作が手間	228
操作	使い方が難しい、分かりづらい	140
操作	QRコードがうまく読み込めない	18
機能	利用できる店舗の検索・地図が不便	22
機能	商品券残高の確認・利用に1クリック必要	5
デザイン	アプリ内の表記が紛らわしい	134
コンテンツ	利用できる店舗の数が少ない	68
コンテンツ	アプリの使い道がわかりづらい	20
コンテンツ	アプリを利用できる機会が少ない	16
その他	高齢者には難しいのではないかな	4
その他	その他	97
	合計	887

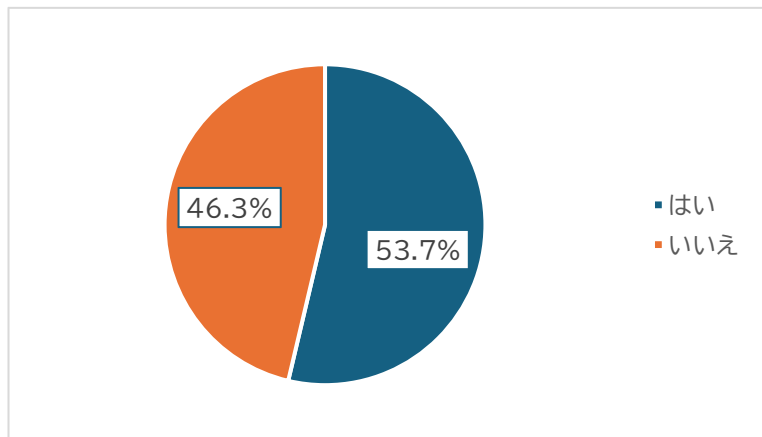
「その他」の回答（一部抜粋）

ログインに少し時間がかかる。
アプリの通信料など、使用者負担になっているのはいかがでしょうかと思う。
決済時の金額の表示サイズが小さい。
最初、店員が慣れていなくて手間取っていた。
地下のお店や電波の悪いところでの起動に時間がかかる。

■消費者向けアンケート集計結果:Q13

商品券終了後も「みたか地域ポイントアプリ」を利用しますか？

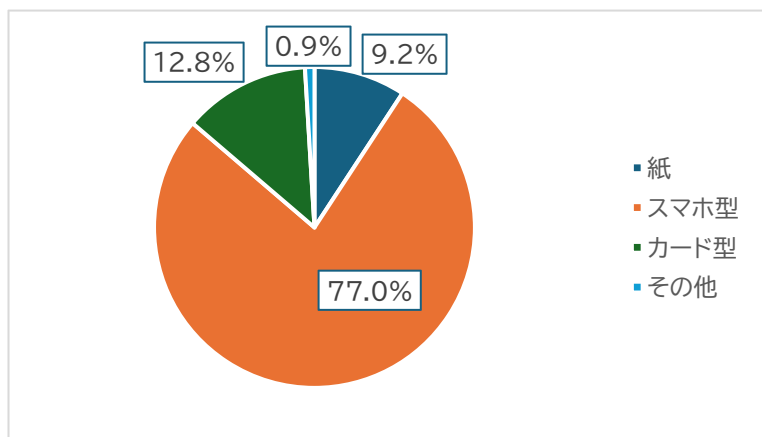
回答内容	件数	比率
はい	822	53.7%
いいえ	709	46.3%
合計	1,531	100.0%



■消費者向けアンケート集計結果:Q14

商品券の形態を選べるとしたらどれを選びますか？

回答内容	件数	比率
紙	146	9.2%
スマホ型	1,217	77.0%
カード型	202	12.8%
その他	15	0.9%
合計	1,580	100.0%



■消費者向けアンケート集計結果:Q15

「みたかデジタル商品券」について改善すべき点やご要望等ございましたら、ご記入をお願いいたします。

(自由記述回答をカテゴリに分類)

分類	カテゴリ	延べ数
全般	全般的にわかりやすく、使いやすくしてほしい	90
全般	申込方法がわかりづらい	10
全般	アプリで期限などのお知らせ通知を多くしてほしい	7
全般	取組の周知を強化してほしい	6
設計	全ての店舗で商品券と現金などを併用できるようにしてほしい	74
設計	利用期間を長くしてほしい	66
設計	家族分を購入できるようにしてほしい	45
設計	家族で商品券を受け渡しできるようにしてほしい	42
設計	購入可能金額を増やしてほしい	23
操作	支払完了までの操作を簡略化してほしい	84
操作	支払金額を手入力しない形にほしい	20
操作	QRコードがうまく読み込めない	7
機能	利用できる店舗の検索機能改善や地図上で分かりやすく表記してほしい	15
デザイン	アプリ内の表記をわかりやすくしてほしい	30
コンテンツ	利用できる店舗の数を増やしてほしい	77
その他	また実施してほしい、このままで良い	78
その他	紙かカード型の商品券が必要	68
その他	高齢者には難しいのではないかな	28
その他	みたか地域ポイント事業の充実やアプリの利活用等	24
その他	その他	141
	合計	935

「その他」の回答(一部抜粋)

今回のものは使う側もお店側も面倒になるように感じた。
今回利用できる店舗特にスーパーが増えてとても使いやすくなりました。 ありがとうございました。
商品券が余っていたら追加で購入できたら良いです。
事前申込が面倒だが、市民限定で仕方ないです
使い切るために別途追加チャージできるとよい
店舗側が使用方法を理解していない。
毎年プレミアム率が下がっているのが悲しい。デジタルだと商品券やカードを持ち歩く必要がないからラク

みたかデジタル商品券事業実施報告書

〔発行〕 三鷹市（令和 6(2024)年10月）

〔問合せ〕 三鷹市企画部企画経営課

電 話:0422-29-9034

メール:kikaku@city.mitaka.lg.jp